

ティラド環境法規制クイックガイド

株式会社 ティラド

発行	2014/7/7	初版
	中略	
改訂	2021/1/27	第11版
改訂	2022/4/27	第12版
改訂	2023/2/14	第13版
改訂	2024/10/31	第14版
改訂	2025/9/10	第15版
改訂	2026/9/1	第16版

目次

1	概要	3
1.1	本クイックガイドの目的	
1.2	法令違反事例	
1.3	環境第三者認証規格からの要求事項と対応	
1.4	事前準備	
	一覧表の整備(資格、年齢、入社年月日、教育記録など)	
	チェックリストの整備(クレーン、フォークリフト、エアコンなど)	
	チェック項目の整備(実施日、点検内容、点検者、可否判定など)	
1.5	本クイックガイドの使用方法	
2	法令	6
2.1	環境法チェックシート(各環境法の解説へのハイパーリンク付き)……	7
2.2	環境法の解説	17
	(1) 廃棄物処理法……	17
	(2) PCB廃棄物処理特別措置法……	30
	(3) 地球温暖化対策推進法……	33
	(4) 省エネ法……	37
	(5) 建築物エネルギー消費性能向上法……	43
	(6) フロン排出抑制法……	46
	(7) 化学物質排出把握管理促進法……	56
	(8) 大気汚染防止法……	61
	(9) 自動車Nox・PM法……	71
	(10) 水質汚濁防止法……	74
	(11) 浄化槽法……	80
	(12) 下水道法……	82
	(13) 土壌汚染対策法……	85
	(14) 騒音規制法……	88
	(15) 振動規制法……	90
	(16) 工場立地法……	92
	(17) 公害防止組織整備法……	94
	(18) 消防法……	96
	(19) 高圧ガス保安法……	103
	(20) 毒物及び劇物取締法……	107
	(21) 労働安全衛生法……	110
	(22) 家電リサイクル法……	124
	(23) 小型家電リサイクル法……	126
	(24) 自動車リサイクル法……	128
	(25) 海外環境負荷物質関連法……	129
3	備考	130
3.1	法令の形式	
3.2	法律の規制の種類	
3.3	環境条例の調べ方(都道府県、市町村条例)	

[目次に戻る](#)

1 概要

1.1 本クイックガイドの目的

法令遵守・社会規範の尊重、環境への配慮を実現し、安定的供給を継続する事を目的とする。
※ティラドグリーン調達ガイドラインより

1.2 法令違反事例

企業の法令違反に対する罰則例。
社会的、金銭的な影響が大きく、いずれも信用の失墜、巨額の賠償が伴う

◆企業の順守違反例；CSRの充実、環境経営の必要性

①2019年9月	T社 K社	樹脂シュラウド外観が灰色化し見栄えが悪いのでQC工程表に記載されていないが黒色タッチアップスプレー塗装で修正し、納入した。非含有宣言していたが客先及び当社の禁止物質含有が判明した。
②2019年4月	KO 神社	蛍光灯、鉄製灯籠、冷蔵庫等を海に不法投棄。1200年の歴史がある宗教法人KO神社が書類送検された。
③2019年1月	A社	愛知県警は、国内最大級の食品リサイクル工場の社長と工場長代理2名を水質汚濁防止法違反の疑いで逮捕。工場長代理は年5回にわたりCOD等の排出基準を超える汚水を名古屋港へ排出を認めた。工場長代理は罰金50万円。施設の使用停止命令。会社罰金50万円、元社長に懲役6か月の判決。負債総額20億円で破産手続きへ。
③2018年6月	ES社	アスベスト含有の成形板であるスレートが飛散した土地取引を巡る訴訟でES社に59億円の賠償命令の判決が出た。
④2016年5月	TR社	空箱置場設置に伴う緑地面積減少に伴いその対応に関しA県に相談時、工場立地法に関する緑地面積変更届未提出及び緑地面積率基準値未達が判明。年度内の緑地面積の改善計画及び始末書提出を要求され、条例改正に伴いH町に提出。
⑤2016年1月	DK社	廃棄食品転売事件発覚、DK社は資格停止で倒産。倉庫の保管食品が腐敗し社会的な問題になる。結局廃棄委託した大企業各社が責任を負い、自主回収等膨大な費用負担を背負う。

[リストに戻る](#)

1.3 環境第三者認証規格からの要求事項と対応

ISOをはじめとし、環境の第三者認証機関からは環境法令の遵守を企業に期待する旨が記載されている。また適切な記録を求めている。

第三者認証の要求事項の要約
法規制及びその他の要求事項の順守状況を定期的に評価するための手順
定期的な評価の記録

参照例：改正版ISO14001-2015より一部抜粋

組織は、順守義務に関する文書化した情報を維持しなければならない。

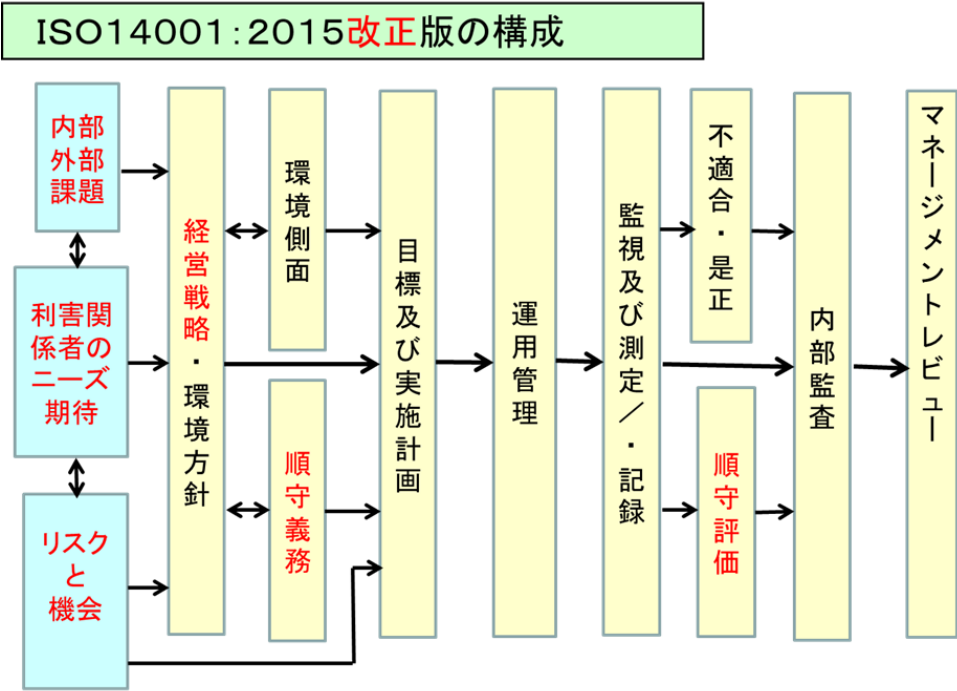
組織は、力量の証拠として、適切な文書化した情報を保持しなければならない。

また定期的な評価、記録を保持するためには適切な力量を持った人物が求められる。
力量を確保するうえで組織には下記が要求される。

組織は環境法順守、環境関連業務を行う上で必要な力量（能力、経験、知識）を定める。
組織は実務者に教育、訓練を実施し、力量を確保する。
組織は必要とする環境マネジメントシステムの教育、訓練が適切なものか判断する。
組織は以上の処置が有効であったか評価を行う。

[目次に戻る](#)

参照例:ISO14001以外の環境マネジメントシステムでの『順守義務』



1.4 事前準備

環境第三者認証規格からの要求事項(順守と記録)への対応として以下が必要です。

- ①一覧表の整備(資格、年齢、入社年月日、教育記録など)
自社が行う各業務ごとに適用される法令、必用な資格や教育、誰が取得しているかを把握するうえで、各一覧表の作製、運用、整備が求められる。
- ②チェックリストの整備(日常点検、法令点検、各施設・設備(クレーンなど))
法令・自社が求める確認事項をまとめ、一覧とすることで確認項目の抜け洩れを防止し適切な記録を残すために文書化が求められる。
- ③チェック項目の整備(実施日、点検内容、点検者、可否判定など)
チェックリストの項目が法令及び自社が求める内容に対して過不足なく、適切か判断し目的に沿った記録を残すために定期的な見直しが求められる。

[リストに戻る](#)

環境法関連における資格の一例

安全管理者教育	移動式クレーン運転養成講習
排水処理業務教育	床上操作式クレーン運転技能
動力プレス事業所内検査資格取得	クレーン運転業務に係る特別教育
動力プレス事業所内	ボイラー技士免許
プレス機械の金型等の業務に係る特別教育	ボイラー整備士免許
高圧ガス製造保安責任	ガス溶接作業主任者
高圧ガス販売主任	ガス溶接技能講習
公害防止管理者(大気)	アーク溶接等の業務に係る特別教育
公害防止管理者(騒音)	研磨砥石取替え等業務特別教育
公害防止管理者(水質)	第1種衛生管理者
産業廃棄物中間処理施設技術管理者	プレス機械作業主任者
危険物取扱者	乾燥設備作業主任者
電検2種	はい作業主任者
電検3種	玉がけ技能講習
電気主任技術者	第1種圧力容器主任者
電気取扱い業務に係る特別教育	毒劇物取扱い責任者
他多数……	

[目次に戻る](#)

1.5 本クイックガイドの使用方法

次ページから始まる「2 法令」はチェックリストとそれに対応する法令の解説で構成されております。

チェックリスト
チェックリストにはそれぞれの該当法令に紐づけされており、ハイパーリンクをつけており、内容を把握する際にはクリックすればすぐに確認できるようにしております。

法令
毎年度初めに新しく公布施行、又は 改正施行された法令を見直しております。
改定した箇所は青字で識別します。

チェックリストに戻りたい場合
右端中段の「リストに戻る」をクリックする

目次に戻りたい場合
右端最上部の「目次に戻る」をクリックする

※法令は関連すると思われる部分の一部抜粋となります。

[リストに戻る](#)

[目次に戻る](#)

2 法令

2.1 環境法チェックシート(各環境法の解説へのハイパーリンク付き)

- (1) 廃棄物処理法
- (2) PCB廃棄物処理特別措置法
- (3) 地球温暖化対策推進法
- (4) 省エネ法
- (5) 建築物エネルギー消費性能向上法
- (6) フロン排出抑制法
- (7) 化学物質排出把握管理促進法
- (8) 大気汚染防止法
- (9) 自動車NoxPM法
- (10) 水質汚濁防止法
- (11) 浄化槽法
- (12) 下水道法
- (13) 土壌汚染対策法
- (14) 騒音規制法
- (15) 振動規制法
- (16) 工場立地法
- (17) 公害防止組織整備法
- (18) 消防法
- (19) 高圧ガス保安法
- (20) 毒物及び劇物取締法
- (21) 労働安全衛生法
- (22) 家電リサイクル法
- (23) 小型家電リサイクル法
- (24) 自動車リサイクル法
- (25) 海外環境負荷物質関連法

[リストに戻る](#)

2.2 環境法の解説
以下6項にわけて記載

1.公布日

法令の施工日を記載 法令の公布された日時
初回公布日 法令が改正された日時
改正公布日 法令が施工された日時
施工日(最新のみ) 上記含め記載した法令の根拠となる、公的機関の出典先
出典:e-Govポータル
※不明な法令は未記載

2.目的

該当法令の目的

3.適用要否の確認

チェックリストにおける中項目。背景が緑の物
該当する場合は小項目をそれぞれ確認。
※一部チェックリスト上からは除外している項目もあります。

2.1 環境法チェックシート(各環境法の解説)	
【(1) 廃棄物処理法】	チェック
1) 産業廃棄物が排出されますか？	
① 廃棄物処理・運搬委託先と登録書写しを添	
② 廃棄物処理・運搬委託先(法人)の名称を記入	

4.順守内容

順守すべき内容の詳細など

5.留意事項

注記事項

6.地方条例(参照用)

ティラド拠点における各自治体条例を参照用に記載。
自社所在地の自治体条例が知りたい場合は以下を参照のこと。
3.3 環境条例の調べ方(都道府県、市町村条例)

2.1 環境法チェックシート(各環境法の解説へのハイパーリンク付き)		目次に戻る
【(1)廃棄物処理法】		
チェック項目	参照ページ	
1)産業廃棄物が排出されますか？	P17 確認1	
①廃棄物処理・運搬委託先と登録書写しを添付し契約書を締結していますか？	P22 4B(4)	
②廃棄物データシート(WDS)を提供しているか？新フォーム使用(水銀・石綿追加)？ (特に汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリはWDSの提供が望ましい)。	4B(4)	
③委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじんが含まれる場合、その旨が契約書に記載されていますか？	4B(4)	
④委託先の許可証は期限切れをおこしていませんか？	4B(4)	
⑤委託先の運搬・処理の確認として条例に従い定期的に監査を実施していますか？	4B(4)	
⑥廃棄物処理・運搬の委託先にマニフェスト票を交付していますか？	4B(5)	
⑦石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物(2020年4月追加変更)、水銀含有ばいじんが含まれる場合、その数量をマニフェストに記載していますか？	4B(5)	
⑧マニフェスト票が期限内に返却されなかった場合や虚偽の報告が認められたとき、都道府県知事に報告していますか？	4B(5)	
⑨産業廃棄物の保管場所は種類・管理者名・連絡先等掲示版で表示し、適切に管理されていますか？	4B(3)	
⑩発生量が1000t以上である場合、処理計画を都道府県知事に報告していますか？	4B(6)	
⑪PRTR届出事業所が届出対象物質を含む産廃を排出する場合、法定記載事項にその旨、物質の名称、量又は割合を記載していますか？	4B(5)	
2)一般廃棄物は排出されますか？	P19 確認2	
①処理・運搬委託先は登録された適正な業者ですか？	P25 4C(1)	
②市町村条例に従い適切に処理されていますか？	4C(2)	
3)特別管理産業廃棄物は排出されていますか？	P19 確認3	
①廃棄物処理・運搬委託先と登録書写しを添付し契約書を締結していますか？	P26 4D(3)	
②廃棄物処理・運搬の委託先にマニフェスト票を交付していますか？	4D(4)	
③マニフェスト票が期限内に返却されなかった場合や虚偽の報告が認められたとき、都道府県知事に報告していますか？	4D(4)	
④特別産業廃棄物の保管場所は種類・管理者名・連絡先等掲示版で表示し、適切に管理されていますか？	4D(2)	
⑤発生量が50t以上である場合、処理計画を都道府県知事に報告していますか？	4D(7)	
⑥同上的場合、電子マニフェストを使用し処理後3日以内にセンターへ登録していますか？	4D(8)	
⑦有資格者である特別管理産業廃棄物管理責任者を選任していますか？	4D(5)	
4)廃棄物が地下にある土地の形質の変更をしますか？	P20 確認4	
①その土地の形質に着手する日の30日前に都道府県知事に届出していますか？	P27 4E(1)	
【(2)PCB廃棄物処理特別措置法】		
チェック項目	参照ページ	
1)PCB廃棄物を保管していますか？	P30 確認1	
①毎年度、高濃度PCB廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事に届出していますか？	4A(1)	
②PCBの譲渡・譲受をしていませんか？	4A(3)	
③相続・合併・分割により継承した場合は30日以内にその旨を都道府県知事に届出していますか？	4A(4)	
④高濃度PCB、低濃度PCBそれぞれの廃棄処分契約終了後に都道府県知事に届出していますか？	4A(4)	
⑤低濃度PCBの処分期限(令和9年3月31日)に向け対応をしていますか？	4A(4)	
3)PCB使用製品を使用していますか？	P31 確認3	
①高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みに関し、都道府県知事に届出していますか？	4C(1)	
②処分期限内に廃棄することが困難な場合、都道府県知事に届出していますか？	4C(2)	
③PCB使用製品の廃棄を終えたとき、その旨を都道府県知事に届出していますか？	4C(2)	
【(3)地球温暖化防止対策推進法】		
チェック項目	参照ページ	
2)特定排出者に該当しますか？ ※前年度の原油換算エネルギー使用量が1500kL以上	P33 確認2	
①毎年度、都道府県知事に結果及び計画を報告していますか？	4B(1)	
②市町村条例では都道府県条例より厳しい使用量が設定されていますか？ 該当しますか？	5(5)	
③要求がある場合、毎年度、市町村長に結果及び計画を報告していますか？	5(5)	

【(4)省エネ法】	
チェック項目	参照ページ
2)年度の原油換算エネルギー使用量が1500kLを超える第2種エネルギー管理指定工場ですか？	P37 確認2
①有資格のエネルギー管理員を選任し経済産業大臣に届出していますか？	4A(8)
②毎年度定期報告書を経済産業大臣に報告していますか？	4A(4)
③主務大臣より勧告・命令を受けたことがありますか？その対応はどうしましたか？	4A(11)
3)年度の原油換算エネルギー使用量が3000kLを超える第1種エネルギー管理指定工場ですか？	P38 確認3
①有資格のエネルギー管理者を選任し経済産業大臣に届出していますか？	4A(7)
②役員からエネルギー統括者を選任し経済産業大臣に届出していますか？	4A(5)
③有資格のエネルギー管理企画推進者を選任し経済産業大臣に届出していますか？	4A(6)
④毎年度定期報告書を経済産業大臣に報告していますか？	4A(10)
⑤毎年度中長期計画書を経済産業大臣に報告していますか？	4A(9)
⑥主務大臣より勧告・命令を受けたことがありますか？その対応はどうしましたか？	4A(11)
5)年度の貨物輸送事業者に輸送される貨物輸送エネルギー使用量が3000万トンキロを超える特定荷主ですか？	P38 確認5
①超える場合、経済産業大臣に報告していますか？	4B(4)
②定期報告書、計画書を主務大臣に提出していますか？	4B(5, 6)
③主務大臣より勧告・命令を受けたことがありますか？適切に措置しましたか？	4B(7)
【(5)建築物エネルギー消費性能向上法】	
チェック項目	参照ページ
1)建築物に関する建築主等ですか？ ※建築主として新築、増築、改築、修繕、模様替等の計画があるか	P43 確認1
①建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替、空気調和設備の設置、改修の際、エネルギー消費性能の向上を図っていますか？	4A(1)
②所轄行政庁より建築物の設計、施工に対し指導助言を受けていますか？ また、その指導、助言に対し適切に処置していますか？	4A(2)
③特定建築行為をしようとする建築主は、その工事を着手する前に、建築エネルギー消費性能向上計画を作成し、所轄行政庁の適合判定を受けましたか？	4A(3)
④床面積の合計が300㎡以上の建築主は工事に着手する21日前に所轄行政庁に届出していますか？	4A(5)
【(6)フロン排出抑制法】	
チェック項目	参照ページ
3)第1種特定製品管理者ですか？	P46 確認3
①特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出していませんか？	4A(1)
②特定製品の全製品に対し3ヵ月に1回以上簡易点検を実施していますか？	4D(4)
③定格7.5kW以上50kW未満のエアコンを保有し3年に1回以上定期点検をしていますか？	4D(4)
④定格50kW以上のエアコンを保有し年1回以上定期点検をしていますか？	4D(4)
⑤定格7.5kW以上の冷蔵機器・冷凍機器を保有し年1回以上定期点検をしていますか？	4D(4)
⑥漏えい個所の修理は即時実施していますか？	4D(4)
⑦漏えい又は故障の場合、修理が完了するまでフロン類の充填を依頼していませんか？	4D(4)
⑧全製品の点検記録を製品廃棄した後も3年間保存していますか？	4D(4)③
⑨年度ごとのフロン類の漏えい量を把握していますか？	4D(4)
⑩年度の漏えい量が1,000t-CO2を超える場合所轄大臣に実績報告をしていますか？	4D(4)
⑪第1種特定製品廃棄等実施者ですか？	4D(5)
⑫第1種特定製品廃棄等実施者はフロン類充填回収業者にフロンを引渡す際に、主務省令で定められた所定の事項を記載した書面を交付していますか？	4D(6)
⑬フロン類充填回収業者から交付の引取証明書を3年間保管していますか？	4D(7)
⑭引取証明書を所定期間内に送付を受けないとき、所定事項不記載や虚偽事項記載のとき、都道府県知事に報告していますか？	4D(7)
⑮廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡す際には、引取証明書の写しを作成し、機器と一緒に渡していますか？(廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができる。)	4D(7)
⑯建築物等の解体工事を発注しようとする場合は特定解体工事発注者となり、特定解体工事元請業者が第一種特定製品の有無を確認する際に協力し、当該確認結果についての書面を3年間保存していますか？	4D(8)
⑰都道府県知事より指導・助言・勧告・命令を受けたことがありますか？ その対応は適切でしたか？	4D(9, 10)

【(7)化学物質排出把握管理促進法】	
チェック項目	参照ページ
1)第1種指定化学物質等取扱事業者ですか？ ※従業員21名以上、特定第1種指定化学物質年間0.5t以上、又は第1種指定化学物質を1t以上取り扱う場合該当	P57 確認1
①都道府県知事に毎年届出していますか？	4A(1)
②化学物質管理者を選任していますか？	4A(1)
③SDSを入手し作業者に閲覧できるように管理していますか？	5(1)
④他の事業者には提供するときは、SDSを提供していますか？	4A(2)
2)第2種指定化学物質を取り扱っていますか？	P57 確認2
①SDSを入手し作業者に閲覧できるように管理していますか？	5(1)
②他の事業者には提供するときは、SDSを提供していますか？	4A(2)
3)SDSの内容を通知していますか？	
①SDSの記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？	5(1)
②SDSの記載の成分の含有量を10%刻みでなく、重量%で記載していますか。 ※含有量に幅があるものは、濃度範囲による表現も可	4A(2)
③SDS(安全データシート)の交付(通知)義務に違反した場合、6か月以下の拘禁刑(または罰金)または50万円以下の罰金の罰則規定が設けられていることを知っていますか？	
④リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？	
【(8)大気汚染防止法】	
1)煤煙発生施設を設置していますか？	P61 確認1
①煤煙発生施設は都道府県知事へ届出していますか？	4A(1)
②排出基準は順守されていますか？記録は保管されていますか？	4A(2、3)
③公害防止管理者は選任していますか？	4A(5)
2)揮発性有機化合物排出施設を設置していますか？	P63 確認2
①揮発性有機化合物排出施設は都道府県知事へ届出していますか？	4B(1)
②揮発性有機化合物排出施設の変更時は都道府県知事へ届出していますか？	4B(1)
③排出基準は順守されていますか？記録は保管されていますか？	4B(2、3)
3)一般粉じん発生施設を設置していますか？	P63 確認3
①一般粉じん発生施設は都道府県知事へ届出していますか？	4C(1)
②一般粉じん発生施設の変更時は都道府県知事へ届出していますか？	4C(1)
③構造使用管理基準は順守されていますか？	4C(2)
④公害防止管理者は選任していますか？	4C(3)
4)特定粉じん発生施設を設置していますか？	P64 確認4
①特定粉じん発生施設は都道府県知事へ届出していますか？	4D(1)
②特定粉じん発生施設の変更時は都道府県知事へ届出していますか？	4D(1)
③敷地境界基準は順守されていますか？記録は保管されていますか？	4D(2、3)
④公害防止管理者は選任していますか？	4D(4)
5)特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注を行いますか？	P64 確認5
①作業開始の14日前までに都道府県知事に届出していますか？	4E(1)
②作業基準は順守されていますか？	4E(2)
③規制対象としてレベル1・2に加えレベル3まで拡大し石綿の飛散防止をおこなっていますか(施行:令和3年4月)	4E(2)
④床面積合計が80㎡以上又は請負金額合計が100万円以上の解体・改修作業において、石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果を都道府県等への報告を行っていますか(施行:令和4年4月)？	4E(2)
6)特定物質発生施設を設置していますか？	P64 確認6
①故障や破損その他の事故が発生し多量の物質が排出された時は、直ちに応急の処置を講じ、速やかに復旧するとともに都道府県知事に通報していますか？	4F(1)
7)指定物質発生施設を設置していますか？	P65 確認7
①指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類毎に定められた基準を順守しているか？	4G(1)
8)水銀排出施設設置者ですか？	P65 確認8
①水銀排出施設を設置しようとするとき、届出事項の変更するとき、都道府県知事に届出していますか？	4H(1)
②水銀排出施設に係る排出基準を順守していますか？	4H(2)
③水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、記録を残しこれを保持していますか？	4H(3)
【(9)自動車Nox・PM法】	
1)対象地域内で自動車を保有していますか？ ※埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・愛知県・三重県・大阪府・兵庫県	P71 確認1
①排出基準に適合しない自動車を使用していませんか？	4A(1)
2)周辺地域内自動車を使用する事業者ですか？ ※対策地域内にその使用の本拠地があり、対象自動車を30台以上保有している	確認2
①自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための計画を都道府県知事に報告していますか？	4B(1)

【(10)水質汚濁防止法】		
チェック項目		参照ページ
1) 特定施設を設置して、公共水域に水を排出していますか？		P74 確認1
①特定施設は都道府県知事へ届出していますか？		4A(1)
②特定施設の変更時は都道府県知事へ届出していますか？		4A(1)
③排出口において排出基準に適合していますか？		4A(2)
④有害物質使用特定施設から有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させていませんか？		4A(3)
⑤有害物質使用特定施設から有害物質を含む特定地下浸透防止のための構造及び使用方法に関する基準を順守していますか？		4A(4)
⑥有害物質使用特定施設の定期点検の記録を保管していますか？		4A(5)
⑦特定施設から公共用水域に搬出する場合又は地下浸透させる場合は汚染状態を測定し記録を保存していますか？		4A(6)
⑧定期点検しその記録を保存していますか？		4B(3)
⑨公害防止管理者は選任していますか？		4A(9)
⑩六価クロム化合物の一般排水基準(許容限度)基準が0.5mg/Lから0.2 mg/Lに強化されてことを知っていますか？		
2) 指定施設を設置していますか？		確認2
①所定の事項を都道府県知事に届出していますか？		4B(1)
②有害物質を含む水の地下浸透の防止のための構造や設置及び使用の基準は順守していますか？		4B(2)
③定期点検しその記録を保存していますか？		4B(3)
4) 特定施設、指定施設、貯油施設の破損等により公共水域への流出、地下への浸透等の事故はなかったか？		確認4
①人の健康被害を生じる恐れのあるときは、直ちに防止のための処置を講じるとともに、事故の状況、講じた措置を都道府県知事に届出しましたか？		4B(4)
【(11)浄化槽法】		
チェック項目		参照ページ
1) 浄化槽を設置していますか？		P80 確認1
①浄化槽設置は都道府県知事へ届出しましたか？		4A(1)
②浄化槽の構造・規模の変更時は都道府県知事に届出していますか？		4A(1)
③浄化槽の使用に当っては環境省令で定める規則を順守していますか？		4A(3)
④浄化槽の保守点検及び清掃を実施し記録を作成し3年間保存していますか？		4A(4)
⑤浄化槽管理者は新設した又はその構造・規制の変更をした浄化槽について使用開始から3ヵ月経過した日から5ヵ月間に指定機関の水質検査を受けたか？		4A(5)
⑥浄化槽管理者は毎年指定機関の行う水質検査を受けていますか？		4A(5)
⑦浄化槽管理者は処理対象人員501人以上の規模で設置した技術管理者に変更があった場合は、変更の日から30日以内に都道府県知事に提出していますか？		4A(6)
【(12)下水道法】		
チェック項目		参照ページ
1) 公共下水道を利用していますか？(50㎡/日以上)		P82 確認1
①日当りの下水量、水質、使用開始時期を公共下水道管理者に届出していますか？		4A(1)
②水質の測定結果は政令で定める基準を満足していますか？		4B(5)
2) 政令で定める水質基準を超える恐れがありますか、またその場合除外施設を設置していますか？		確認2
①下水の水質を測定し、記録を残していますか？		4A(3)
②水質の測定結果は政令で定める水質基準を満足していますか？		4B(5)
3) 水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設から、継続して下水を排除して公共下水道を使用していますか？		確認3
①特定施設の使用開始時期を公共下水道管理者に届出していますか？		4B(1)
②特定施設を設置するとき下水道管理者に届出していますか？		4B(2)
③排水口の水質は政令で定める基準を満足していますか？		4B(3)
【(13)土壌汚染対策法】		
チェック項目		参照ページ
1) 3000㎡(有害物質使用施設設置の土地又は廃止の場合は900㎡)以上の形質の変更をしようとする者ですか？		P85 確認1
①変更に着手する日の30日前までに都道府県知事に届出していますか？		4A(1)
2) 有害物質使用特定施設の敷地であった又は都道府県知事から土壌汚染調査を命じられた土地を所有していますか？		確認2
②所定の者に所定の方法による調査をさせて都道府県知事に報告していますか？		4B(1)
3) 要措置区域内的の土地を所有していますか？		確認3
①期限までに汚染の除去又は同等以上の措置を講じようとしていますか？		4C(1)
②形質の変更をしていませんか？		4C(2)

4)形質変更時要届出区域内において土地の形質を変更しようとしていますか？	確認4
①着手する日の14日前までに都道府県知事に届出していますか？	4D(1)
5)自主的に土壤汚染状況調査を行いましたか？	確認5
①調査の結果、特定有害物質の汚染状態が基準に適合しないと思われるときは、都道府県知事に区域の指定をすることを申請しましたか？	4E(1)
6)指定区域内の土地の土壤を指定区域外へ搬出しようとしていますか？	確認6
①汚染土壤搬出に着手する14日前までに都道府県知事に届出しましたか？	4F(1)
②汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託していますか？	4F(2)
③汚染土壤の運搬委託した者に管理票を交付しましたか？ 管理票の写しを保管していますか？	4F(3)
④管理票の送付を受けないときや虚偽記載を受けたときは、都道府県知事に届出していますか？	4F(3)
【(14)騒音規制法】	
1)指定地域内にあり、特定施設を設置してますか？	P88 確認1
①設置工事の開始の日の30日前までに市町村長に届出していますか？	4A(1)
②指定地域の指定区分、時間帯区分毎の規制基準を満足していますか？	4A(1)
③呼び加圧能力980kN以上の機械プレス、落下部分の重量1t以上の鍛造機を設置している場合、有資格の公害防止管理者を選任していますか？	4A(3)
チェック項目	参照ページ
【(15)振動規制法】	
1)指定地域内にあり、特定施設を設置してますか？	P90 確認1
①特定施設の設置を市町村長に届出していますか？	4A(1)
②指定地域の指定区分、時間帯区分毎の規制基準を満足していますか？	4A(2)
③呼び加圧能力2.94kN以上の液圧プレス、呼び加圧能力980kN以上の機械プレス、落下部分の重量1t以上の鍛造機を設置している場合、有資格の公害防止管理者を選任していますか？	4A(3)
【(16)工場立地法】	
チェック項目	参照ページ
1)特定工場を新設しようとしていますか？ ※工場・敷地面積9000㎡以上、又は建築面積3000㎡以上。又は増設等で超えるか。	P92 確認1
①新設、増設時、都道府県知事に届出していますか？	4A(1)
②生産施設面積、緑地面積、環境施設面積の割合は基準を満足していますか？	4A(1)
③基準値を満足してない場合、行政の指示に適切に対応していますか？	4A(1)
【(17)公害防止組織法】	
チェック項目	参照ページ
1)以下に該当する特定工場を設置していますか？ ①ばい煙発生特定工場 大気関係有害物質発生施設又は排ガス量が10000㎡以上の施設を設置 ②汚水等排出特定工場 水質関係有害物質発生施設又は排水量が10000㎡以上の施設を設置 ③騒音発生特定工場 加圧能力が980kN以上の機械プレス又は落下部の重量が1t以上の鍛造機を設置 ④特定粉じん発生特定工場 法で定めた能力を超える石綿加工関連設備を設置 ⑤一般粉じん発生特定工場 法で定めた能力を超えるコークス炉、鉬物加工関連設備を設置 ⑥振動発生特定工場 法により指定された地域内にあって、加圧能力が2941kN以上の液圧プレス又は加圧能力980kN以上の機械プレス及び落下部分の重量が1t以上の鍛造機を設置 ⑦ダイオキシン類発生特定工場 電気炉、洗浄施設等ダイオキシン類対策法の特定施設を設置	P94 確認1
①常用使用する従業員が20人を超える場合、公害防止統括者を選任し、都道府県知事に届出していますか？	4A(1)
②公害防止統括者の代理人を選任していますか？	4A(4)
③常用使用する従業員が21人を超える場合、有資格者の公害防止管理者を選任し、都道府県知事に届出していますか？	4A(2)
④公害防止管理者の代理人を選任していますか？	4A(4)
⑤排ガス量40000㎡以上ばい煙発生施設及び排出水量10000㎡以上の汚水等排出施設を設置しており、有資格者を公害防止主任管理者を選任し、都道府県知事に届出していますか？	4A(3)
⑥公害防止主任管理者の代理人を選任していますか？	4A(4)

【(18)消防法】		
チェック項目		参照ページ
1) 収容人員が50人以上の工場、倉庫、事務所等に該当しますか？		P96 確認1
①防火管理者(有資格者)の選任、届出を行っていますか？		4A(1)
②消防計画を作成していますか？		4A(1)
③消火・通報・避難訓練を実施していますか？		4A(1)
④消防施設の点検、整備を実施していますか？		4A(1)
2) 指定数量以上の危険物を取扱っており、危険物取扱者の適用を受けますか？		確認2
①指定数量以上の危険物を製造所、貯蔵所、取扱所以外の場所で取り扱っていますか？		4B(1)
②製造所、貯蔵所、取扱所の構造や設備、取扱方法は政令で定める基準を順守していますか？		4B(1)
③危険物製造所、貯蔵所、取扱所の設置、変更時は市町村長へ届出し許可を得ていますか？		4B(2)
④設備の変更を行う場合は、市町村長等の検査を受けていますか？		4B(2)
⑤製造所、貯蔵所、取扱所の位置、構造及び設備が政令の基準に適合する様維持していますか？		4B(3)
⑥所定の危険物施設設置に該当し、危険物取扱の有資格者で6ヶ月以上の実務経験を有する者を危険物保安監督者と定め市町村長へ届出していますか？		4B(4)
⑦所定の危険物施設設置に該当し、危険物保安員のを定め設備保安の業務を行なっていますか？		4B(5)
⑧所定の危険物施設設置に該当し、予防規定を定め市町村長に許可を得ていますか？		4B(5)
⑨所定の危険物施設に該当し、定期点検、記録の作成保存はしていますか？		4B(5)
⑩危険物の運搬は基準に従って行い、移送時には危険物取扱者を乗車させていますか？		4B(6)
⑪危険物の流出等その他の事故が発生したとき、流出及び拡散の防止、危険物の除去等応急処置を速やかに実施していますか？		4B(7)
3) 指定数量の1/5以上の危険物を同一場所で貯蔵・取り扱っていますか？		確認3
①消防署長等へ届出を行っていますか？		4C(1)
4) 指定数量以上の危険物を取扱っており、危険物取扱者の適用を受けますか？		確認4
①少量危険物貯蔵取扱所を有する場合は市町村条例の規定に従うとともに、消防署への届出を行っていますか？		4B(8)
②火気使用禁止、容器、取扱方法等について基準に従っていますか？		4B(9)
③取扱方法、掲示板、漏えい、温度管理等について基準に従っていますか？		4B(10)
④指定可燃物の容器、取扱方法等について基準に従っていますか？		4B(11)
5) 消防活動阻害物質を取り扱う者として適用を受けますか？		確認5
①消防署長等へ届出を行っていますか？		4C(1)
6) 指定可燃物を取り扱う者として適用を受けますか？		確認6
①市町村条例に定める基準に従っていますか？		4D(1)
【(19)高圧ガス保安法】		
チェック項目		参照ページ
1) 高圧ガスの消費者ですか？		P103 確認1
①高圧ガス周知文書の内容を理解し、作業、責任者に周知していますか？		高圧ガス周知文書
2) 高圧ガスの第1種製造者ですか？		確認2
①都道府県知事の届出していますか？		4A(1)
②施設は技術上の基準を順守していますか？		4A(2)
③従業員に対し保安教育計画を策定し、保安教育を実施していますか？		4A(3)
④業の内容に応じて高圧ガス保安統括者、高圧ガス製造保安管理技術者(有資格)、高圧ガス製造保安係員(有資格)、高圧ガス製造保安主任者(有資格)、高圧ガス製造保安企画推進者、冷凍保安責任者(有資格)などを選任し規定職務を行っていますか？		4A(4)
⑤都道府県知事が行う保安検査を受けていますか？		4A(5)
⑥定期自主検査を行い、検査記録を作成し、保存していますか？		4A(6)
⑦高圧ガスを移動する場合は基準を守り、一定量以上の移動を行う場合は移動計画書の提出、携帯、移動確認者による監督などを実施していますか？		4A(7)
⑧危険な状態になったときは、応急処置を講じ直ちに都道府県知事に届出していますか？		4A(8)
3) 高圧ガスの第2種製造者ですか？		確認3
①都道府県知事の届出していますか？		4B(1)
②施設は技術上の基準を順守していますか？		4B(2)
③従業員に対し、保安教育を実施していますか？		4B(3)
④業の内容に応じて、高圧ガス保安統括者、冷凍保安責任者(有資格者)などを選任し、規定する職務を行っていますか？		4B(4)
⑤定期自主検査を行い、検査記録を作成し、保存していますか？		4B(5)
⑥高圧ガスを移動する場合は基準を守り、一定量以上の移動を行う場合は移動計画書の提出、携帯、移動確認者による監督などを実施していますか？		4B(6)
⑦危険な状態になったときは、応急処置を講じ直ちに都道府県知事に届出していますか？		4B(7)

4) 高圧ガス貯蔵所を所有していますか？	確認4
①都道府県知事の許可又は届出を行っていますか？	4C(1)
②施設は技術上の基準を順守していますか？	4C(2)
③従業員に対し、保安教育を実施していますか？	4C(3)
④高圧ガスを移動する場合は基準を守り、一定量以上の移動を行う場合は移動計画書の提出、携帯、移動確認者による監督などを実施していますか？	4C(4)
⑤危険な状態になったときは、応急処置を講じ直ちに都道府県知事に届出していますか？	4C(2)
6) 特定高圧ガスの消費者ですか？	確認6
①都道府県知事に届出を行っていますか？	4E(1)
②技術上の基準を順守していますか？	4E(2)
③従業員に対し、保安教育を実施していますか？	4E(3)
④特定高圧ガス取扱主任者を選任し、規定する職務を行っていますか？	4E(4)
⑤高圧ガスを移動する場合は基準を守り、一定量以上の移動を行う場合は移動計画書の提出、携帯、移動確認者による監督などを実施していますか？	4E(5)
⑥危険な状態になったときは、応急処置を講じ、直ちに都道府県知事に届出していますか？	4E(6)
【(20) 毒物及び劇物取締法】	
チェック項目	参照ページ
3) 特定事業における業務上取扱者ですか？	P107 確認3
①毒劇物を取扱うことになった日から30日以内に都道府県知事に届出していますか？	4C(1)
②薬剤師から選任の毒劇物取扱主任者を設置し都道府県知事に届出していますか？	4C(2)
③盗難にあい、紛失することを防ぐのに必要な措置を講じていますか？	4C(3)
④毒劇物の容器、被包、貯蔵する場所に「医薬品外」の文字、毒物には赤地に白色で「毒物」の文字、劇物には白地に赤色で「劇物」の文字を表示していますか？	4C(4)
【(21) 労働安全衛生法】	
チェック項目	参照ページ
1) 労働契約、3・6協定を結んでいますか？	
2) 従業員10名以上ですか？	
①安全衛生推進者を選任していますか？	P110 4(1)②
②安全衛生委員会で、化学物質管理に関する自律的な管理の実施状況調査審議を行っていますか？	
3) 従業員50名以上ですか？	
①安全・衛生管理者、産業医は選任・届出していますか？	4(1)①、③
②安全・衛生委員会は活動していますか？	4(2)
③定期健康診断の実施と届出はしていますか？	4(4)⑤
④定期健康診断結果報告書は保管していますか？	4(4)④
⑤衛生管理者の定期巡視は週1回以上行っていますか？	4(1)①
⑥産業医の定期巡視は月1回以上行っていますか？	4(1)③
⑦衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？	4(1)③
4) 従業員300名以上ですか？	
①総括安全衛生管理者は選任・届出していますか？	4(1)⑤
5) 特定化学物質を使用していますか？	5(1)
①特定化学物質管理者を選定していますか？	4(1)④
②保護具着用管理責任者を選定していますか？	
③特殊健康診断を実施していますか？ ※①政令改正により溶接ヒューム及び塩化性マンガンも対象です。 ※②常時アーク溶接される場合はじん肺健康診断も必要です。	4(4)⑤
④作業環境測定を実施していますか？	4(4)④
⑤所定の化学物質について、名称等の表示（ラベル表示）、SDS交付、リスクアセスメントを実施していますか	4(4)④
6) 有機溶剤を使用していますか？	
①使用量少量で適用除外を受けますか？（はいの場合以下回答不要）	5(2)
②有機溶剤作業主任者はいますか？	4(1)④
③特殊健康診断を実施していますか？	4(4)⑤
④作業環境測定を実施していますか？	4(4)④
⑤有機溶剤作業従事者安全衛生教育は実施していますか？	4(4)③
⑥乾燥設備作業主任者はいますか？	4(1)④
⑦局所排気装置等労働省で定める設備の自主検査記録は保管していますか？	4(4)②
7) 鉛業務（はんだ付けなど）を行いますか？	
①鉛作業主任者はいますか？	5(3)
②特殊健康診断を実施していますか？	4(4)⑤
③作業環境測定を実施していますか？	4(4)④

8)石綿の有無を把握していますか？	
チェック項目	参照ページ
①あらかじめ当該建築物、工作物について、石綿等の使用の有無を調査し、その結果を記録していますか？	5(7)①
②調査後、建築物、工作物に石綿等の使用が判別できなかった場合、分析し記録していますか？	5(7)②
③石綿等の封じ込め又は囲い込み作業を行う仕事の発注時、仕事の請負人に対し、建築物、工作物における石綿等の使用状況等を通知していますか？	5(7)③
④石綿等の封じ込め等の仕事の発注時、仕事の請負人に対し、法令の順守を妨げる条件を付さないように配慮していますか？	5(7)④
⑤労働者が石綿の粉じんにはばく露するおそれがある時は、吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じていますか？	5(7)⑤
⑥労働者を臨時に就業させる作業場において、石綿の粉じんにはばく露するおそれがある時は、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させていますか？	5(7)⑥
⑦建築物の貸与者は、石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはばく露するおそれがある時は、吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じていますか？	5(7)⑦
⑧石綿等の粉じんが発散する屋内作業については、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュブル型換気装置を設けていますか？	5(7)⑧
⑨事業者は、石綿等の粉じんが発散する屋内作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任していますか？	5(7)⑨
⑩石綿等の粉じんが発散する屋内作業について局所排気装置等は、1回／年、自主検査を行い、記録を残し3年間保存していますか？	5(7)⑩
⑪改正石綿障害予防則省令(令和3年4月1日施行)は抜けなく実施しているか？	5(7)⑪
9)プレスは保有していますか？	
①プレス機械作業主任者はいますか？	4(1)④
②プレス金型の取付、取外し作業特別教育は受講していますか？	4(4)③
③プレスの法定点検(年次点検)は実施していますか？	4(4)②
④安全装置は設置され、使用されていますか？	4(4)②
10)溶接工程は保有していますか？	
①ガス溶接作業主任者はいますか？	4(1)④
②ガス溶接技能講習は受講していますか？	4(4)③
11)アーク溶接、ろう付け工程、粉じん作業は保有していますか？	
①アーク溶接等の特別教育は受講していますか？	4(4)③
②特殊健康診断を実施していますか？※じん肺健康診断 ※①政令改正により特別管理物質健康診断も必要です。	4(4)④
③作業環境測定を実施していますか？	4(4)④
④決められた保護具があり、適正に使用されていますか？	4(4)①
⑤粉じん作業の特別教育は実施していますか？	4(4)③
12)産業ロボットは保有していますか？	
①作業範囲は隔離していますか？	4(4)②
②産業ロボットの特別教育は受講していますか？	4(4)③
13)ホイスト・クレーンは保有していますか？	
①クレーン運転(5トン未満)特別教育は受講していますか？	4(4)③
②床上操作式クレーン運転(5トン以上)技能講習は受講していますか？	4(4)③
③クレーン特別教育、技能講習、免許修了後、5年経過した人は安全衛生教育を受講していますか？	4(4)③
④玉掛け作業(吊り上げ加重1トン未満)特別教育は受講していますか？	4(4)③
⑤玉掛け作業(制限加重1トン以上)技能講習は受講していますか？	4(4)③
⑥玉掛け技能講習修了後、5年経過した人は安全衛生教育を受講していますか？	4(4)③
⑦クレーン従事者教育は実施していますか？	4(4)③
⑧吊り具の点検は決められた通りに実施されていますか？	4(4)②
14)旋盤は保有していますか？	
①保護具が決められ、着用は順守されていますか？	4(4)①
15)レーザー加工機は保有していますか？	
①安全地域・安全柵は設置していますか？	4(4)①
16)ボール盤は保有していますか？	
①メガネを着用、軍手は使用禁止が明確になっていますか？	4(4)①
17)グラインダーは保有していますか？	
①研削砥石取替え特別教育は受講していますか？	4(4)③
18)ベンダーは保有していますか？	
①作業範囲を隔離していますか？	4(4)①
チェック項目	参照ページ
19)ボイラーは保有していますか？	
①ボイラー取扱作業主任者はいますか？	4(1)④
②第二種圧力容器の自主検査記録は保管していますか？	4(4)②
20)フォークリフトは保有していますか？	
①運転者は運転免許を保持していますか？	4(4)③
②フォークリフト(1トン未満)特別教育は受講していますか？	4(4)③
③フォークリフト(1トン以上作業)技能講習は受講していますか？	4(4)③
④フォークリフト特別教育、技能講習修了後、5年経過した人は安全衛生教育は実施していますか？	4(4)③
⑤フォークリフト作業指揮者教育は実施していますか？(単独作業時不要)	4(4)③

⑥年次・月次点検は実施していますか？	4(4)②
⑦日常点検チェックは実施していますか？	4(4)②
⑧運行計画書は作成・維持していますか？	4(4)②
⑨ヘルメット、シートベルトの着用は実施していますか？	4(4)①
21)高所作業車は保有していますか？	
①高所作業車作業(10メートル未満)特別教育は受講していますか？	4(4)③
②高所作業車作業(10メートル以上)技能講習は受講していますか？	4(4)③
③高所作業車の自主検査記録は保管していますか？	4(4)②
22)電源設備を保有していますか？	
①高圧、特別高圧の特別教育は受講していますか？	4(4)③
②低圧電気の特別教育は受講していますか？	4(4)③
23)エレベーターを保有していますか？	4(4)②
①エレベーター設置届出はしていますか？	4(4)⑦
②積載荷重1トン以上の場合、性能検査を年1回受け、検査証を保管していますか？	4(4)②
③積載荷重0.25～1トン未満の場合、自主検査を毎月1回実施していますか？	4(4)②
④エレベーター定期自主検査記録を3年間保管していますか？	4(4)②
24)その他	
①VDT(端末)健康診断を受診していますか？	4(4)④
②騒音健康診断を受診していますか？ ※環境測定の結果、等価騒音レベルが85db(A)以上の作業場	4(4)④
③振動業務健康診断を受診していますか？ ※卓上用研削盤又は床上用研削盤使用する砥石直径が150mmを超えるもの	4(4)④
④職長安全衛生教育は実施していますか？記録は保管していますか？	4(4)③
⑤雇い入れ時の教育は実施していますか？記録は保管していますか？	4(4)③
25)リスクアセスメントの義務化	
①第57条第1項に規定する表示義務の対象物質(667物質)を新規に採用する場合、リスクアセスメントを実施していますか？	6(1)___
②リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるような措置を講じていますか？	6(1)___
③濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？ ※濃度基準値設定物質：179物質(R5.4.27告示：67物質、R5.5.8告示：112物質)	6(1)___
④措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し保存していますか？ (保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年)	6(1)___
⑤リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露が最低限に抑える努力をしていますか？	6(1)___
⑥リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容について、記録を作成・保存していますか？(最低3年もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで)	6(1)___
⑦所轄労働基準監督署に作業報告書を提出しましたか？	6(2)___
26)心理的な負担の程度を把握するための検査(労働者数50人未満の事業場は当面猶予)	
①医師、保健師等による心理的負担の程度を把握する検査を実施していますか？	6(3)___
②その検査の結果は医師から通知され、希望する労働者に医師による面接指導を実施していますか？	6(3)___

【(22)家電リサイクル法】		
チェック項目		参照ページ
1) 特定家庭用機器を販売していますか？		P124 確認1
2) 特定家庭用機器を製造又は輸入していますか？		確認2
① 自らが製造し、輸入した特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められた場合、引き取っていますか？		4B(1)
② 指定引取場所について所定事項を公表していますか？		4B(1)
③ 引取った特定家庭用機器廃棄物を遅滞なく再商品化していますか？		4B(2)
④ 再商品化に必要な料金の金額を適切な方法で公表していますか？		4B(3)
【(23)小型家電リサイクル法】		
チェック項目		参照ページ
1) 再資源化認定事業者ですか？		P126 確認1
① 再資源化のための収集運搬及び処分事業を行おうとする者として計画を作成して主務大臣に申請していますか？		4A(1)
② 使用済小型電子機器等の引取りを求められたとき、引き取っていますか？		4A(2)
③ 認定事業者で使用済小型電子機器の収集運搬車の外から見やすいように表示していますか？また、運搬車に所定の事項を記載した書面等を備え付けていますか？		4A(3)
④ 認定事業者で、毎年再資源化事業の実施状況を主務大臣に提出していますか？		4A(4)
【(24)自動車リサイクル法】		
チェック項目		参照ページ
1) 所有自動車を廃棄しますか？		P128 確認1
① 自動車が使用済自動車となったとき、適切な引取業者に引渡していますか？		4A(1)
【(25)海外環境負荷物質関連法】		
チェック項目		参照ページ
1) 弊社要求事項		
① 弊社からのSOC調査依頼に対して期限内に対応していますか。		
② 弊社SOC管理基準を入手し、内容に基づいて対応していますか。		
③ 弊社品質管理マニュアルを入手し、内容に基づいて対応していますか。		
④ 雇入れ時の教育等で、取り扱う化学物質のに関する危険有害性の教育を実施していますか？		

[目次に戻る](#)

2.2 環境法の解説

(1) 廃棄物処理法
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

1. 公布日
初回公布日 昭和45年12月25日
改正公布日 令和7年4月22日
施工日(最新のみ) 令和7年6月1日
出典: e-Govポータル https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000137/20250601_504AC0000000068

2. 目的
この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

3. 適用要否の確認

《確認 1: 産業廃棄物が排出されますか?》

◆ 排出される⇒適用を受ける⇒4A、4Bの順守が必要

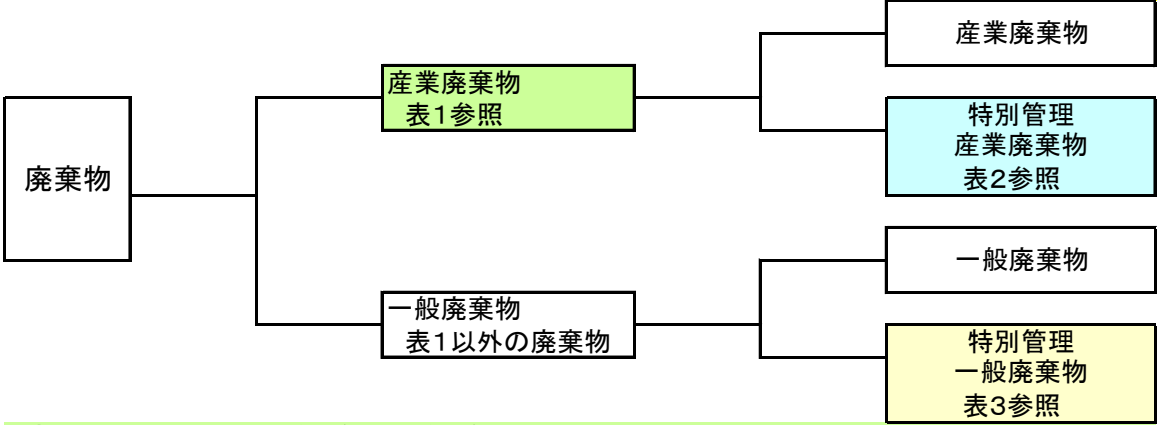
【廃棄物とは】(法第2条) [リストに戻る](#)

●『廃棄物』とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(ただし、放射性廃棄物を除く。)をいう。

◆ 廃棄物の定義として、平成11年3月10日最高裁判所第二法廷における決定
廃棄物処理法において、廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)」と規定されており、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して決すべきものとする。

◆ 行政処分の指針(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)
廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要になったものをいい、これらに該当するか否かは、①その物の性状、②排出の状況、③通常の手扱い形態、④取引価値の有無及び⑤占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。
廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であること。したがって、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であることから、当該物の再生は廃棄物の処理であり、法の適用があること。

[目次に戻る](#)



【産業廃棄物とは】(法第2条、令第2条)

●産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物及び輸入された廃棄物をいう。

(表1 産業廃棄物の20種類)

- 1、燃え殻
- 2、汚泥
- 3、廃油
- 4、廃酸
- 5、廃アルカリ
- 6、廃プラスチック類
- 7、紙くず
- 8、木くず
- 9、繊維くず(天然)
- 10、動植物残差
- 11、動物系固形不要物
- 12、ゴムくず(天然)
- 13、金属くず
- 14、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- 15、鋳さい
- 16、がれき類
- 17、動物のふん尿
- 18、動物の死体
- 19、ばいじん
- 20、上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの(コンクリート固形化物)
- ★事業活動に伴って生じたものは全て産業廃棄物である。
例)サインペン、パソコン、梱包ビニール等
- (建設業、パルプ・紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業に係るもの及びPCBが塗布され又は染み込んだものに限る)
- (建設業、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業に係るもの及び貨物の流通のために使用したパレットに係るもの並びにPCBが染み込んだものに限る)
- (建設業、繊維工業に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る)
- (食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動植物に係る固形状不要物)
- (と畜場や食鳥処理場で処理された獣畜食鳥に係る固形状不要物)
- (製鉄所の炉の残さなど)
- (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物)
- (畜産農業に係るものに限る)
- (畜産農業に係るものに限る)
- (煤煙発生施設及びダイオキシン類特定施設又は廃棄物焼却施設にて集じん施設によって集められたもの)

[リストに戻る](#)

石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築や改築又は除去も伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの(令第6条第1項第1号ロ、則第7条の2の3)。

水銀使用製品産業廃棄物とは、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品であって規則別表第4表に掲げる、水銀電池、空気亜鉛電池、スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る)X、蛍光灯(冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む)X、HIDランプ(高輝度放電ランプ)X、放電ランプ(蛍光灯及びHIDランプを除く)X、農薬、気圧計、湿度計、液柱形圧力計、弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る)X、真空計X、ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計X、水銀体温計、水銀式血圧計、温度定点セル、顔料X、ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る)、灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、水銀抵抗原器、差圧式流量計、傾斜計、周波数標準機X、参照電極、握力計、医薬品、水銀の製剤、塩化第一水銀の製剤、塩化第二水銀の製剤、よう化第二水銀の製剤、硝酸第一水銀の製剤、硝酸第二水銀の製剤、チオシアン酸第二水銀の製剤、酢酸フェニル水銀の製剤、及び当該水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品(別表第4下段にX印のあるものに係るものを除く)、及びその他水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品、が産業廃棄物となったもの(令第6条第1項第1号ロ、則第7条の2の4)。

[目次に戻る](#)

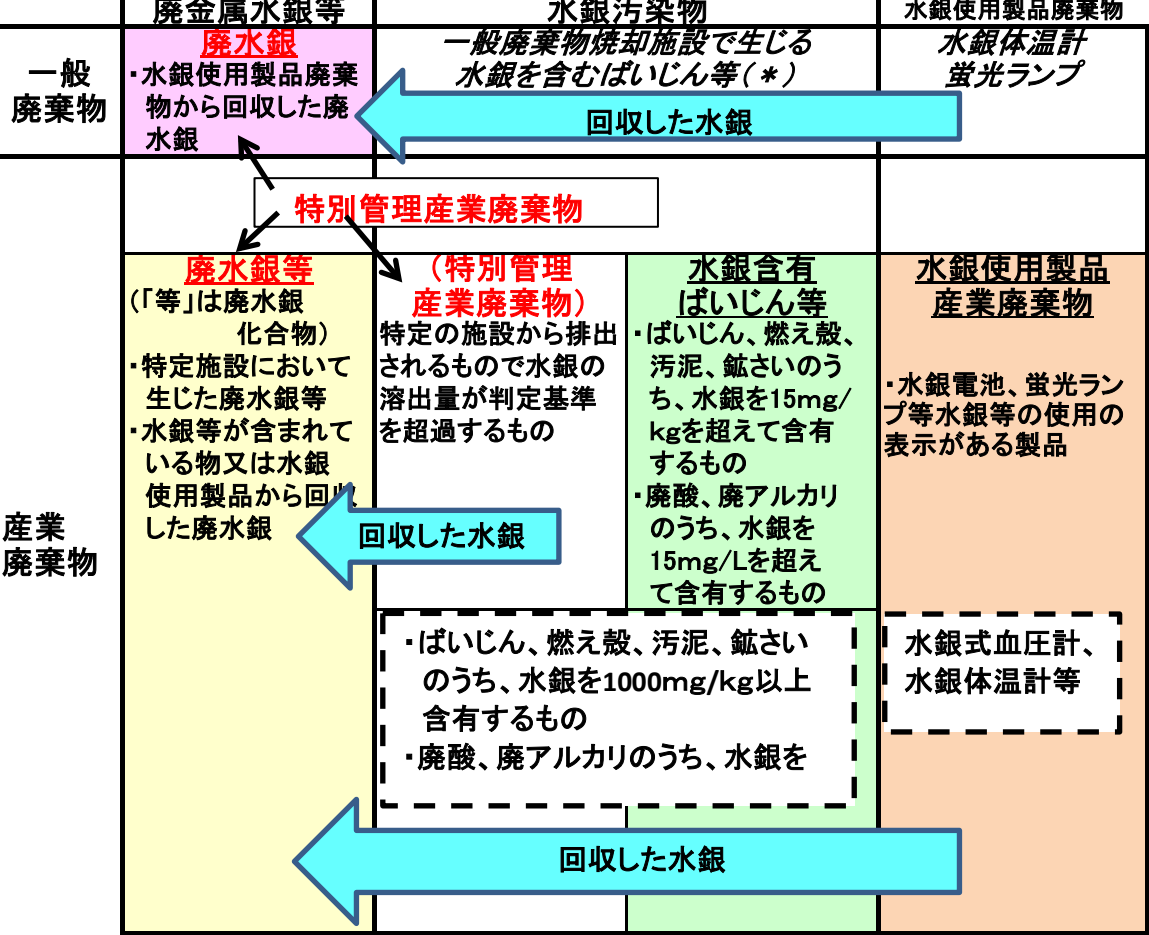
水銀含有ばいじん等とは、ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉍さいは、水銀を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉍さい1キログラムにつき15ミリグラムを超えて含有するもの、及び廃酸又は廃アルカリは、水銀を当該廃酸又は廃アルカリ1リットルにつき15ミリグラムを超えて含有するもの(令第6条第1項第2号ホ、則第7条の8の2)。

★★★詳細は、環境省ホームページ【水銀廃棄物ガイドライン第2版】参照 ★★★

水銀廃棄物の分類:P3、水銀使用製品廃棄物:P62～86

<http://www.dowa-ecoj.jp/houki/2019/20190601.html>

https://www.env.go.jp/recycle/h3103_guide2.pdf



[リストに戻る](#)

下線:水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正(平成27年)により新たに定義されたもの。

---:水銀回収義務付け対象

赤字:特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物

* 一日当たりの処理能力が5トン以上の一般廃棄物焼却施設から発生するばいじんは特べつ管理一般廃棄物に該当する。

《確認 2:一般廃棄物が排出されますか?》

◆排出される⇒適用を受ける⇒4A、4Cの順守が必要

【一般廃棄物とは】(法第2条)

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

●市町村の事務として処理しています。

* 一部の市町村では、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)を自治体施設で受入れて処理しているところもあります(排出場所の市町村に確認してください)。

《確認 3:特別管理廃棄物が排出されますか?》

◆排出される⇒適用を受ける⇒4A、4Dの順守が必要

[目次に戻る](#)

- 【特別管理廃棄物とは】(法第2条、令第2条の4)
- 特別管理廃棄物とは、産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性、その他人の健康または生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

表2 特別管理産業廃棄物の種類と確認項目

- 【特別管理産業廃棄物】
- ◆廃油(燃烧しやすい揮発油、灯油、軽油類の廃油で引火点70度未満のもの)
 - ◆廃酸(著しく腐食性を有する水素イオン濃度指数pH2. 0以下のもの)
 - ◆廃アルカリ(著しく腐食性を有する水素イオン濃度pH12. 5以上のもの)
 - ◆感染性産業廃棄物(感染性病原体が含まれる若しくは付着している又はそのおそれのある産業廃棄物、及び病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設その他人が感染し又は感染するおそれのある病原体を取扱う施設において生じた感染性廃棄物であつて汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴム屑、金属屑、ガラス屑等)
 - ◆特定有害産業廃棄物(廃PCB等やPCB汚染物やPCB処理物、及び廃水銀等や水銀処理及び廃石綿等、並びにその他水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、1・4ジオキサン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン等特定の物質を基準値以上含んでいる煤塵、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ等)
 - ◆輸入廃棄物について、輸入廃棄物焼却施設にて生じ集じん施設によって集められた煤塵、及びダイオキシン対策措置法上の焼却施設において生じ集じん施設によって集められた煤塵又は燃え殻及びダイオキシン類を含む汚泥及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの。廃棄物処理施設にて生じ集じん施設によって集められた煤塵及びダイオキシン類を含む燃え殻や汚泥。

表3 特別管理一般廃棄物の種類と確認項目

[リストに戻る](#)

- 【特別管理一般廃棄物】
- ◆国内における日常生活に伴って生じた廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるPCB使用部品
 - ◆1時間当たりの処理能力200kg以上又は火格子面積2㎡以上の廃棄物焼却施設において生じ集塵施設によって集められた煤塵、及び当該廃棄物を処分するために処理したもののうち、有害物質が基準以上に含まれるもの。
 - ◆ダイオダイオキシン類対策特別措置法上の1時間あたりの焼却能力が50kg以上又は火床は火床面積が0. 5㎡以上の廃棄物焼却施設において生じた煤塵又は燃え殻、及び当該廃棄物を処分するために処理したもの。
 - ◆ダイオダイオキシン類対策特別措置法上の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち排ガス洗浄施設や湿式集塵施設及び当該廃棄物焼却炉において生じる、生じる灰の貯蔵施設であつて汚水又は廃液を排出する施設を有する工場又は事業場事業場において生じたダイオキシン類を含む汚水、及び当該廃棄物を処分するため処理したもの。
 - ◆病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設その他人が感染し又は感染するおそれのある病原体を取扱う施設において生じた感染病原体が含まれ若しくは付着は付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物等の感染性一般廃棄物。

《確認 4: 廃棄物が地下にある土地の形質の変更をしますか?》

- ◆変更する⇒適用を受ける⇒4Eの順守が必要

- 【指定区域とは】(法第15条の17、令第13条の2)
- 指定区域とは、廃棄物が地下にある土地であつて、土地の掘削その他土地の形質変更が行われることによって、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのあるものとして廃止された一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地等の区域を指定区域として都道府県知事が指定する。

[目次に戻る](#)

4.順守内容

事業者の責務(法第3条)

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。また廃棄物の軽減に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際し、その製品や容器が廃棄物となった場合における処理にについて予め評価をし適正処理が困難にならないような開発及び情報の提供をしなければならない。さらに廃棄物の減量その他適正な処理の確保に関する国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

土地又は建物の占有者の努力義務(法第5条)

土地又は建物の占有者は、その占有し又は管理すると地位又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

土地の所有者又は占有者は、その所有し又は占有し若しくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するよう努めなければならない。

4A 全ての国民は

(1)投棄禁止(法第16条、第25条、第32条)

何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。

この規定に違反して廃棄物を捨てた者は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。また法人の業務に関しこの規定に違反したときは、行為者を罰するほかその法人に対して3億円以下の罰金を科す。

(2)焼却禁止(法第16条の2、令第14条)

何人も、廃棄物処理法の廃棄物処理基準に従って行う焼却、他の法令又はこれに基づく処分により行う焼却、公益上もしくは社会の習慣上やむを得ないもの、又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である焼却として政令が定めるものを除いて焼却してはならない。

(3)指定有害廃棄物の処理禁止(法第16条の3、令第15条、第16条、則第12条の31)

何人も、法令で定める方法による場合を除き、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として政令で定めるもの(硫酸ピッチ)の保管、収集、運搬、処分をしてはならない。

[リストに戻る](#)

4B 産業廃棄物排出事業者

(1)事業者の処理責任(法第11条)

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

◆ 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外(法第21条の3)

土木建築に関する工事が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生じる廃棄物の処理について、この法律の規定の適用については、当該建設工事の注文者から直接建設工事を請負った元請業者を事業者とする。

但し、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、下請負人の行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなす。

また、環境省令で定める建設工事に伴い生じる廃棄物について、当該建設工事請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、第1項の規定にかかわらず、その下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物をその下請負人の廃棄物とみなす。環境省令で定める建設工事に伴い生ずる廃棄物は、①建築物等の全部又は一致部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く建設工事であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの又は引渡しがなされた建築物等の瑕疵の補修に関する工事であって、これを請負人に施行させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの、のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物(特別管理一般廃棄物及び地区別管理産業廃棄物を除く)であるもの、②1回あたりに運搬される量が1㎡以下であることがあきらかとなるよう区分して運搬されるもの、当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの、当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する元事業者が所有し又は使用権を有する施設に運搬されるもの。のいずれにも該当すると認められる廃棄物とする(則第18条の2)。

また、建設工事に伴い生ずる廃棄物について、その下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合には、第1項の規定にかかわらず、その下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物をその下請負人の廃棄物とみなす。

[目次に戻る](#)

(2) 自ら運搬又は処分を行う場合(法第12条、令第6条、第6条の4、則第8条の5、法第15条、第15条の2の2、第15条の2の3、則第12条の5の2、第12条の7の2)

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合は、産業廃棄物の収集運搬及び処分の基準に従わなければならない。また産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、その産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。その産業廃棄物処理施設が設置されたときは、産業廃棄物処理責任者を置き、施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため技術管理者を置かなければならない。さらに帳簿を備え所定事項を記載し保存しなければならない。

産業廃棄物処理施設のうち焼却施設や石綿熔融施設、PCB処理施設及び最終処分場の設置者は、その施設について環境省令で定める期間ごとに都道府県知事の検査を受けなければならない。又その施設の維持管理をし、その情報を公表しなければならない。

(3) 保管(法第12条、則第8条)

事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従い、産業廃棄物が飛散し流出し地下浸透し悪臭が発散しないよう措置を講ずること。さらにねずみが生息し及び蚊やはえその他の害虫が発生しないようにし、石綿含有産業廃棄物にあつては、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な処置及び覆いを設けることや梱包をすること等飛散の防止のために必要な措置を講じ、水銀使用製品産業廃棄物にあつては、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講じ、周囲に囲いを設け、見やすい場所に産業廃棄物の保管場所である旨・保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む)・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先を表示した縦及び横それぞれ60cm以上の掲示版が設けられている場所で生活環境の保全上支障のないように保管しなければならない。

◆ 事業場外保管の届出(法第12条、則第8条の2、第8条の2の2、第8条の2の3)

事業者は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物を300㎡以上である場所において保管を行おうとするときは、予め環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。但し、廃棄物処理法第14条第1項又は第6項の許可に係る事業の用に供される施設(保管場所を含む)及び第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管、並びにPCB廃棄物処理特別措置法第8条の規定による届出に係るPCB廃棄物の保管は除く。

[リストに戻る](#)

また非常災害のために必要な応急措置として行う場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、当該産業廃棄物の当該保管を行った事業者は、当該保管を行った日から起算して14日以内に環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

(4) 他社委託による処理(法第12条、令第6条の2、則第8条の4、第8条の4の2)

事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当法第14条に規定する産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処理業者その他環境省令で定められた者であつて、それぞれ産業廃棄物委託基準に従い、他人の産業廃棄物の運搬又は処分の若しくは再生を業として行うことができるもので、委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければならない。さらにその産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、その産業廃棄物について発生から最終処分が終了する迄の一連の処理の工程における処理が適切に行われているために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。産業医廃棄物処理委託契約は、所定事項を記載した書面により行い委託業者の効力ある許可証等の写しを添付する。産業廃棄物処理委託契約書は契約の終了の日から5年間保存しなければならない。

尚、上記産業廃棄物の処理の状況に関する確認に関しては、廃棄物条例等で定められている。下記の例を示す。*印は、優良認定業者へ委託の場合は不要な自治体を表す。
北海道、岩手県、宮城県、福島県(要綱)、相模原市(努力義務)、新潟県(電話可)、茨木県(告示)、長野県(例示)、静岡県*、岐阜県*、石川県(努力義務)、愛知県* (勧告・公表も)、名古屋市(最初のみ)、三重県、広島県(一方法)、山口県、香川県

参照先 WDS記載方法

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/mat02.pdf>

[目次に戻る](#)

(要綱)

産業廃棄物処理委託契約書の記載事項(法第12条、令第6条の2、則第8条の4の2)

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
委託する産業廃棄物の適正な処理のための情報として廃棄物データシート(WDS)を提供しなければならない。フォームは石綿・水銀が追加された新フォームを使用のこと。
2. 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
3. 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
4. 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨
5. 産業廃棄物の処分を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分場の場所の所在地や最終処分場の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
6. 委託契約の有効期限
7. 委託者が受託者に支払う料金
8. 受託者が産業廃棄物収集運搬又は産業廃棄物の処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲
9. 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該受託契約に係る産業廃棄物の積換え又は保管を行う場合には、当該積換え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積換えのための保管上限
10. 前号の場合において、当該受託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物あるときは、当該積換え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの等に関する事項
11. 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
イ、当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
ロ、通常の保管状況の下での腐敗や揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
ハ、他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
ニ、当該産業廃棄物が、廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機であつて、日本工業規格C095号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
ホ、委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨
ヘ、その他当該産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項
12. 委託契約の有効期間中に該当産業廃棄物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項
13. 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
14. 受託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱に関する事項

(5) 産業廃棄物管理票の管理(法第12条の3、則第8条の20、第8条の21、則第8条の21の2、則第8条の26～則第8条の29)

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業省令で定める場合を除きその産業廃棄物の引渡と同時に運搬又は処分を委託した者に対し所定事項を記載した産業廃棄物管理票(マニフェスト票)を交付しなければならない。またその管理票の写しを、その交付した日から最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けた日から5年間保存しなければならない。

産業廃棄物管理票交付者は、運搬又は処分委託者から送付を受けた管理票の写しによって、その運搬又は処分が終了したことを確認し、その送付を受けた日から5年間保存しなければならない。また前年度分の管理票の交付状況に関する報告書を毎年6月30日までに産業廃棄物を排出する事業場ごとに当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

さらに産業廃棄物管理票交付者は、交付の日から90日(最終処分については180日)

[目次に戻る](#)

以内に管理票の写しの送付を受けないとき、又は所定事項記載や虚偽事項記載の管理票の写しの送付を受けたとき、又は産業廃棄物処理業者から処理困難事由の通知を受けたときは、速やかにその産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な処置を講じ、所定時間内に管理票の写しの送付を受けない時は期間が経過した日から30日以内に、所定事項記載や虚偽事項記載の管理票の写しの送付を受けたときは管理票の送付を受けた日から30日以内に、産業廃棄物処理業者から処理困難事由の通知を受けた場合において管理票の写しの送付を受けてないときは処理困難事由を受けた日から30日以内に都道府県知事に報告しなければならない。

産業廃棄物管理票の記載事項(法第12条の3、則第8条の21)

1. 産業廃棄物管理票の交付年月日及び公布番号
2. 氏名又は名称及び住所
3. 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
4. 産業廃棄物管理票の交付を担当した者の氏名
5. 産業廃棄物の種類及び数量
6. 産業廃棄物の荷姿
7. 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所
8. 運搬先の事業場の名称及び住所並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積換え又は保管を行う場合には、当該積換え又は保管を行う場所の所在地
9. 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
10. 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

(6) 多量排出事業者の処理計画(法第12条、令第6条の3、則第8条の4、法第33条)

前年度の産業廃棄物発生量1000t以上である多量の産業廃棄物を生じる事業場を設置している事業者は、その事業場に係る産業廃棄物の減量とその他処理に関する計画を作成し、その年度の6月30日迄に都道府県知事に提出し、その実施状況について翌年度の6月30日迄に報告しなければならない。

この規定に違反して報告せず又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

[リストに戻る](#)

(7) 勧告及び命令(法第12条の6)

都道府県知事は、事業者が産業廃棄物管理票の交付や保存及び報告等に係る規定を順守していないと認めるときは、その者に対し、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずるべき旨の勧告をすることができる。その事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。また勧告を受けた事業者が、その後正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(8) 措置命令(法第19条の5、第19条の6)

産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集運搬又は処分が行われたばあいにおいて、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、①その保管、収集運搬又は処分を行った者 ②適法業者委託に違反した委託をした者 ③管理票に係る義務について管理票不交付、所定事項不記載、虚偽事項記載をした者及び管理票の写しを保存しなかった者並びに処分の終了した旨の記載のある管理票の写しの送付を受けなかったときに適切な措置を講じなかった者 ④不適正保管、収集運搬又は処分をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は助けた者に対して、都道府県知事は期限を定めてその支障の除去等の措置を講ずるべきことを命ずることができる。

また産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、不適正処分等を行った者が資力等の事情から、その者のみでは十分に措置を講ずることが困難な時、排出事業者がその処理に対し適正な対価を負担していない時、不適正な収集運搬又は処分が行われることを知り又は知ることができた時、その他の廃棄物につき発生から最終処分が終了する迄の一連の処理の工程における処理のが適正に行われるために必要な措置を講ずるつとめの趣旨に照らして排出事業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であると認められる時、のいずれにも該当すると認められるときは、その産業廃棄物排出事業者等に対し、都道府県知事は期限を定めて支障の除去等の措置を講ずるべきことを命ずることができる。

(1) 委託(法第6条の2、令第4条の4、則第1条の17・18)

(2)市町村条例の順守 :手元に保管

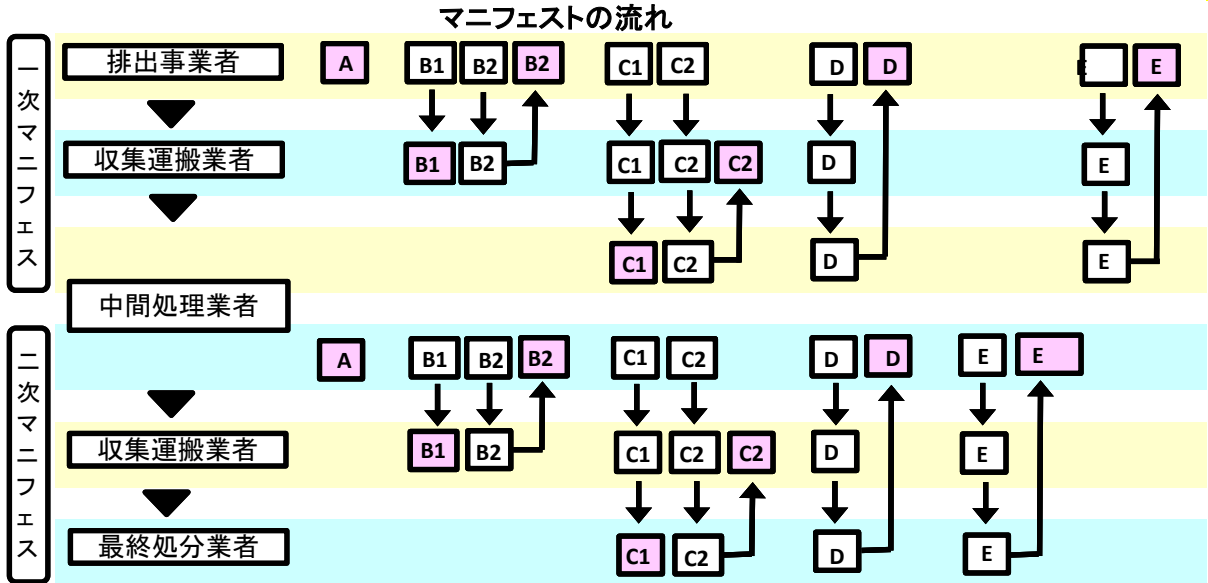
一般廃棄物については、市町村固有の責務であるとされ、それぞれの市町村により対応が異なるため、市町村の条例を順守することが求められる。

参照先 全国産業資源循環連合会

<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/manifest/faq/>

[リストに戻る](#)

[目次に戻る](#)



4D 特別管理産業廃棄物排出事業者

- (1) 自ら運搬又は処分を行う場合(法第12条の2、令第6条の5、法第15条)
- 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合は、特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分の基準に従い行わなければならない。また、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、その産業廃棄物処理施設を設置しようとする地の管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。その産業廃棄物処理施設が設置されたときは、産業廃棄物処理責任者を置き、施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるための技術管理者を置かなければならない。さらに帳簿を備え指定事項を記載し保存しなければならない。
- 産業廃棄物処理施設のうち焼却施設や石綿熔融施設、PCB処理施設及び最終処分場の設置者は、その施設について環境省令で定める期間ごとに都道府県知事の検査を受けなければならない。又その施設の維持管理をし、その情報を公表しなければならない。
- (2) 保管(法第12条の2、則第8条の13)
- 事業者は、特別管理産業廃棄物が運搬される迄の間、特別管理産業廃棄物保管基準に従い、産業廃棄物が飛散し流出し地下浸透し悪臭が発散しないようにし、またその特別管理産業廃棄物がその他のものと混合するおそれがないように仕切りを設ける等の措置を講ずること。さらにねずみが発生し及び蚊やはえその他の害虫が発生しないようにし、周囲に囲いを設け、見やすい場所に産業廃棄物の保管場所である旨・保管する産業廃棄物の種類・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先を表示した、縦及び横それぞれ60cm以上の掲示板が設けられいる場所で、生活環境の保全上支障のないように保管しなければならない。
- (3) 委託(法第12条の2、令第6条の6)
- 事業者は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当法に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者であって、それぞれ特別管理産業廃棄物委託基準に従い、他人の特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができるものであって委託しようとする特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければならない。さらに、その特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、その特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了する迄の一連の処理の工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。特別管理産業廃棄物処理委託契約は、指定事項を記載した書面により行い受託業者の効力のある許可証等の写しを添付する。さらに委託しようとする者に対し、予めその特別管理産業廃棄物の種類・数量・性状その他環境省令で定める事項を文書で通知しなければならない。
- (4) 産業廃棄物管理票の交付(法第12条の3、則第8条の26～29)
- 事業者は、その特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その廃棄物の引渡しと同時に運搬又は処分を委託した者に、所定事項を記載した産業廃棄物

[リストに戻る](#)

[目次に戻る](#)

管理票(マニフェスト票)を交付しなければならない。また、その管理票の写しを、その交付した日から最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けた日から5年間保存しなければならない。

産業廃棄物管理票交付者は、運搬又は処分受託者から送付を受けた管理票の写しによって、その運搬又は処分が終了したことを確認し、その送付を受けた日から5年間保存しなければならない。また、前年度分の管理票交付状況を毎年6月30日迄に都道府県知事に報告しなければならない。

さらに産業廃棄物管理票交付者は、交付の日から60日(最終処分については180日)以内に管理票の写しの送付を受けないときは、又は所定事項不記載や虚偽記載の管理票の写しの送付を受けたとき、又は産業廃棄物処理業者から処理困難事由の通知を受けたときは、速やかにその産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講じ、所定期間内に管理票の写しをの送付を受けないときは期間が経過した日から30日以内に、所定事項不記載や虚偽事項記載の管理票の写しの送付を受けたときは管理票の写しの送付を受けた日から30日以内に、産業廃棄物処理業者から処理困難事由の通知を受けた場合において管理票の写しの送付を受けていないときは処理困難事由の通知を受けた日から30日以内に都道府県知事に報告しなければならない。

(5) 特別管理産業廃棄物管理責任者(法第12条の2、則第8条の17)

特別管理産業廃棄物を生じる事業者は、その事業場ごとに環境省令で定める資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。

(6) 帳簿の保存(法第12条の2、則第2条の5、第8条の18)

特別管理産業廃棄物を生じる事業者は、事業場ごとに帳簿を備え、その特別管理産業廃棄物の処理について所定事項を記載し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

(7) 多量排出事業者の処理計画(法第12条の2、令第6条の7、則第2条の5、第8条の17、法第33条)

前年度の特別管理産業廃棄物発生量50t以上である多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、その事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量とその他処理に関する計画を作成し、その年度の6月30日迄に都道府県知事に提出し、その実施状況について翌年度の6月30日迄に報告しなければならない。

この規定に違反して報告せず又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

[リストに戻る](#)

(8) マニフェスト制度の強化(法第12条の5)

特定の産業廃棄物の多量排出事業者は、紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付に代わり、電子マニフェストの使用が義務づけられるものとする。引き渡した日から3日以内(土、日、祝日、12月29日～1月3日を除く)に管理表情報を情報処理センターへ登録しなければならない。 検索: 電子マニフェスト義務化

4E 廃棄物が地下にある土地の形質の変化をする者

(1) 形質の変更の届出(法第15条の19)

指定区域内において、土地の形質の変更をしようとする者は、その土地の形質に着手する日の30日前までに、所定事項を都道府県知事に届出なければならない。

5. 留意事項

(1) 廃棄物処理業者(法第7条、第8条、第14条、第15条)

産業廃棄物及び一般廃棄物の収集・運搬・中間処理、最終処分を業として行う場合には、都道府県知事又は市町村長許可を受けなければならない。また産業廃棄物処理施設を設置しようとするときは都道府県知事の許可を受けなければならない。焼却施設、破碎施設、選別施設等施設ごとに管理基準が定められており順守しなければならない。産業廃棄物処理業者は、その廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。又自己の名義をもって他人にその廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わしてはならない。

(2) 廃棄物再生事業者(法第20条の2、令第17条、則第16条の3)

廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力が、その事業を的確にかつ継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、その事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

[目次に戻る](#)

(3) 廃棄物輸出入業者(法第15条の4の5、第15条の4の7、第10条)
 廃棄物を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。環境大臣は、当該許可の申請が、その輸入に係る廃棄物が国内におけるその国外廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らして国内において適正に処理されると認められるものであること、及び申請者がその国外廃棄物を自ら又は他人に委託して適正に処理することができることと認められること、並びに申請者がその国外廃棄物の処理を他人に委託して行おうとする者である場合においては、その国外廃棄物を国内において処分することにつき相当の理由があると認められること、について適合していると認めるときでなければ認可をしてはならない。
 産業廃棄物を輸出しようとする者は、その産業廃棄物が所定の要件に該当するものであることについて環境大臣の認可を受けなければならない。
 一般廃棄物を輸出使用する者は、その一般廃棄物が所定の要件に該当するものであることについて環境大臣の確認を受けなければならない。

(4) 優良産業廃棄物処理業者に係る認可期間の特例制度(法第14条、令第6条の9、第6条の11、則第9条の3、第10条の4の2、第10条の16の2、第10条の18の2)
 都道府県知事は、①従前の許可の有効期限において特定不利益処分を受けていないこと。②会社情報、事業計画の概要、許可の状況、施設の状況、直前3年の各事業年度の財務諸表、料金の提示方法、生活環境保全上の利害関係者に対する事業場の公開の有無と頻度等の事項に係る情報について当該許可の更新の申請の日前6月間インターネットを利用する方法により公表し、かつ更新していること。③事業活動に係る環境配慮の状況がISO14001又はEA21の認証を受けていること。④使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されていること。⑤直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計で除して得た値(自己資本比率)が100分の10以上であること。⑥直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額(経常利益金額等)の平均額が零を超えること。⑦法人税等、所行税、地方消費税、不動産取引税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料並びに労働保険料を満期していないこと。⑧事業の用に供する特定廃棄物最終処分場ついて積み立てるべき維持管理積立金の積み立てをしていること。の認めるときは、許可期間を7年とする。

[リストに戻る](#)

6.地方条例(参照用)

名古屋市	
法規名	名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例
要求事項	処理を委託する場合における確認等（委託契約後）
条項	愛知条例7②名古屋条例7②
適用条件	①: 県内(市内)産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託した事業者は、当該委託に係る県内産業廃棄物の適正な処理を確保するため、当該県内産業廃棄物の処理の状況を定期的に確認していますか？(定期的 1回/年以上) ②: 定期確認の結果は5年間保管していますか？ ③優良産業廃棄物処分業者への定期立ち入りは不要。 但し、ホームページ等で必要事項を確認して記録を残していますか？
名古屋市	
法規名	名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則
要求事項	-
条項	条例25規則3の4
適用条件	事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出していますか？
秦野市	
法規名	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例
要求事項	廃棄物保管場の届出(敷地外に設置した場合のみ)
条項	廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例10
適用条件	産業廃棄物の生じた場所以外の場所(県の区域内に限る。)において当該産業廃棄物を保管しようとする事業者は、当該産業廃棄物の保管の用に供する土地(以下この条において「保管用地」という。)の区域ごとに、次に掲げる事項を知事に届出していますか？ □氏名,住所(法人名称、代表者氏名) □保管用地所在地,面積,所有者氏名,住所□産業廃棄物種類,数量 □産業廃棄物保管方法 □産業廃棄物処理計画□保管を開始日 □その他規則で定める事項

		目次に戻る
東京都、大阪市		
法規名	東京都廃棄物条例、産廃FAQ 大阪府	
要求事項	テナントからの産業廃棄物処理	
条項	-	
適用条件	ビルのテナント(賃貸人)が自己の事業活動から発生させた産業廃棄物は、各テナントが排出事業者として処理委託契約を処理業者と直接締結していますか？	
	産業廃棄物処理の委託契約については、契約締結に関する権限をビル管理会社等に委任する委任状を個々のテナント等がビル管理会社等に交付するのであれば、ビル管理会社等が一括して委託契約を締結することは可能です。締結はされていますか？	
	事務所で使用した事務用品を廃棄した事がありますか？産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に処理を委託するもの	
	☐ プラスチック製の不要物(事務用品、弁当の容器・カップ麺の容器・ペットボトル、その他の容器包装等)	
	☐ 金属製の不要物(事務用品、空き缶、事務机、スチールロッカー等)	
	☐ ガラス、陶磁器製の不要物(コーヒーカップ、グラス、電球等)	
	☐ 廃蛍光灯 ・廃乾電池 ・情報処理機器、事務機器、通信機器、消火器、 ユニフォーム(合成繊維製)、ボタン電池、鉛蓄電池等	
		リストに戻る

[目次に戻る](#)

(2)PCB廃棄物処理特別措置法
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法))

1.公布日
初回公布日 平成13年6月22日
改正公布日 令和7年6月1日
施工日(最新のみ) 令和7年6月1日
出典: e-Govポータル https://laws.e-gov.go.jp/law/413AC0000000065/20250601_504AC0000000068

2.目的
この法律は、ポリ塩化ビフェニルが難分解性の性状を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質であること並びに我が国においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていないことをかんがみ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理については、この法律に定めるもののほか、廃棄物処理及び清掃に関する法律の定めるところによる。

3.適用要否の確認

《確認 1:PCB廃棄物を保管していますか?》
◆保管している⇒適用を受ける⇒4Aの順守が必要

【PCB廃棄物とは】(法第2条、令第1条、則第2条表)
PCB廃棄物とは、ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し若しくは封入されたものが廃棄物になったものをいう。但し環境に影響を及ぼす恐れのないものとして、PCB廃棄物を処分するために処理されたもので環境省令で定めた基準に適合するものは除く。
高濃度PCB廃棄物とは、ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物となったもの及びポリ塩化ビフェニルを含む油やポリ塩化ビフェニルが塗布され染み込み付着し封入された物が廃棄物になったもののうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるものをいう。
PCB使用製品とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され染み込み付着し封入された製品をいう。
但し、環境に影響を及ぼすおそれのないものとして法令で定めるものは除く。
高濃度PCB使用製品とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され染み込み付着し封入された製品のうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるものをいう。

[リストに戻る](#)

【表1】環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準(PCB廃棄物を処理したもの)(則2)

廃油	当該廃油に含まれるPCBの量が資料1kgにつき0.5mg以下
廃酸又は廃アルカリ	当該廃酸又は廃アルカリに含まれるPCBの量が資料1ℓにつき0.03mg以下
廃プラスチック類又は金属くず	当該廃プラスチック類又は金属くずにPCBが付着していない、または封入されていない
陶磁器くず	当該陶磁器くずにPCBが付着していない
廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず及び陶磁器くず以外の廃棄物	当該処理したものに含まれるPCBの量が検液1ℓにつき0.003mg以下

[目次に戻る](#)

【表2】高濃度PCB廃棄物の基準(則4)

汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他PCBが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの	当該廃棄物のうちPCBを含む部分1kgにつき5000mg
金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他PCBが付着し、又は封入された物が廃棄物になったもの	当該廃棄物に付着し、又は封入された物1kgにつき5000mg

【表3】高濃度PCB使用製品の基準(則7)

紙、木又は繊維その他PCBが塗布され、又は染み込んだ製品	当該製品のうちPCBを含む部分1kgにつき5000mg
金属、ガラス又は陶磁器その他PCBが付着し、又は封入された製品	当該製品に付着し、又は封入された物1kgにつき5000mg

《確認 2: PCB製造者又はPCB使用製品製造者ですか？》

◆PCB製造者又はPCB使用製品製造者である⇒適用を受ける⇒4B遵守

《確認 3: PCB使用製品を使用していますか？》

◆使用している⇒適用を受ける⇒4Cの順守が必要

4.順守内容

事業者の責務(法第3条、法第4条)

PCB廃棄物保管事業者は、そのPCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない及びPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関し国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

PCB使用製品所有事業者は、確実にそのPCB使用製品を廃棄し、又はそのPCB使用製品を廃棄し、又はそのPCB使用製品からPCBを除去するよう努めなければならない、及びPCB廃棄物の確実かつ適切な処理に関し国及び地方公共団体が実施する施作に協力しなければならない。

[リストに戻る](#)

4A PCB廃棄物保管事業者

(1)保管等状況の届出(法第8条、法第15条、則第9条)

PCB廃棄物保管事業者は、毎年度6月30日迄に、前年度における高濃度PCB廃棄物の保管及び処分の状況に関し保管の場所その他の所定の事項を都道府県知事に届出なければならない、またこの届出に係る保管場所を変更してはならない、但し高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれのないものとして省令が定める場合はこの限りではない。

PCB廃棄物保管事業者は、毎年度6月30日迄に、前年度におけるPCB廃棄物の保管及び処分の状況に関し保管の場所その他の所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

(2)期間内の処理(法第10条、法第14条、法第15条、令第7条、則第13条)

PCB廃棄物保管事業者は、高濃度PCB廃棄物の種類ごと及び保管場所が所在する区域ごとに高濃度PCB廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、この法施行の日から平成39年3月31日の処分期間内に自ら処分し又は処分を他人に委託しなければならない。また全ての高濃度PCB廃棄物の処分を終えた者は、省令に定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。但し、高濃度PCB廃棄物を、処分期間内に自ら処分し又は処分を他人に委託することが困難なことに係る届出書を都道府県知事に届け出たこと及び処分期間の末日から起算して1年を経過した日(特例処分期限日)迄に、自ら処分し又は処分を他人に委託することが確実であることのいずれにも該当する高濃度PCB廃棄物保管事業者は、特例処分期限日迄に、その高濃度PCB廃棄物を自ら処分し又は処分を他人に委託しなければならない。

PCB廃棄物保管事業者は、高濃度PCB廃棄物を除くその他のPCB廃棄物の処理の体制の整備状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内、そのPCB廃棄物を自ら処分し又は処分を他人に委託しなければならない。また全てのPCB廃棄物の処分を終えた者は、省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

[目次に戻る](#)

(3)譲渡の制限(法第17条、則第26条)

何人も、地方公共団体に譲渡する場合及び地方公共団体が譲受ける場合及び処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合並びにPCB廃棄物保管事業者が当該PCB廃棄物の処理を特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理廃棄物処理業者、無害化処理認定業者に委託する場合等環境省令で定める場合のほか、PCB廃棄物を譲渡し又は譲受けてはならない。

(4)承継の届出(法第16条、則第25条)

PCB廃棄物保管事業者について相続や合併又は分割により事業者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内にその旨を都道府県知事に届出なければならない。

4B PCB使用製品製造者

(1)協力の要請(法第22条)

環境大臣は、PCB使用製品製造者に対し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための資金の出損その他必要な協力を求めるよう努めるものとする。

4C PCB使用製品所有使用者

(1)保管等状況の届出(法第19条)

PCB使用製品所有事業者は、毎年度6月30日迄に、前年度における高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みに関し、保管の場所その他の所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

(2)期間内の廃棄(法第18条、法第19条)

PCB使用製品所有事業者は、処分期間内にその高濃度PCB使用製品を廃棄しなければならない。但し、処分期間内に廃棄することが困難なことに係る届出書を都道府県知事に届出たこと及び廃棄した高濃度PCB使用製品を特例処分期限日迄に、自ら処分し又は処分を他人に委託することが確実であることのいずれにも該当する所有事業者は、特例処分期限日迄に、その高濃度PCB使用製品を廃棄しなければならない。また処分期間内又は特例処分期限日に廃棄されなかった高濃度PCB使用製品については、これを高濃度PCB廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定に適用する。

[リストに戻る](#)

全てのPCB使用製品の廃棄を終えた者は、省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

参照先 環境省 ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト
http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb_soukishori/

5.留意事項

(1)PCB廃棄物処理基本計画(法第6条、第7条)

環境大臣は、廃棄物処理法による基本方針に即し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するためのポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を定めなければならない。

都道府県又は政令で定める市は、廃棄物処理法による廃棄物処理計画及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その区域内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定めなければならない。

[目次に戻る](#)

(3)地球温暖化対策推進法

(地球温暖化対策の推進に関する法律)

1.公布日
初回公布日 平成10年10月9日
改正公布日 令和8年1月1日
施工日(最新のみ) 令和8年1月1日
出典: e-Govポータル https://laws.e-gov.go.jp/law/410AC0000000117/20260101_506AC0000000056

参照先 環境省 地球温暖化対策推進法と地球温暖化対策計画
<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/domestic.html>

2.目的
この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることを鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

3.適用可否の確認
【地球温暖化とは】(法第2条)
地球温暖化とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが、大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体としての地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

[リストに戻る](#)

【温室効果ガスとは】(法第2条、令第1条、第2条)
温室効果ガスとは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、とハイドロフルオロカーボン19物質、パーフルオロカーボン9物質、六フッ化硫黄、三ふっ化窒素をいう。

【温室効果ガスの排出とは】(法第2条)
温室効果ガスの排出とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し放出若しくは漏出させ又は他人から供給された電気若しくは熱を使用することをいう。

【温室効果ガスの総排出量とは】(法第2条、令第3条、第4条)
温室効果ガスの総排出量とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定められる方法により算出されるその物質の排出量にその物質の地球温暖化係数を乗じて得た量の合計量をいう(P48参照)。

《確認 1:事業者ですか?》
◆事業者である。⇒適用を受ける⇒4Aの順守が必要

《確認 2:特定排出者に該当しますか?》
◆該当する⇒適用を受ける⇒4Bの順守が必要

【特定排出者とは】(法第21条の2、令第5条)
特定排出者とは、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出する者として政令で定められ、エネルギー起源二酸化炭素については、事業所を設置している者であって、その設置しているすべての事業所の前年度における原油換算エネルギー使用量の合計が1500キロリットル以上である事業者及び省エネ法に規定する特定荷主・特定貨物輸送事業者・特定旅客輸送事業者・特定航空輸送事業者、また非エネルギー起源の二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン・六フッ化硫黄については、その排出を伴う事業活動を行う者であって、事業活動の区分に応じ算定される排出量の合計が3000トン以上であり、常時使用する従業員の数が21人以上である事業者をいう。

[目次に戻る](#)

《確認 3: 一般消費者に対するエネルギー供給の事業を行う者ですか?》
◆該当する⇒適用を受ける⇒4C(P55)の順守が必要

《確認 4: 京都議定書に基づく算定割当量管理を行おうとする国内法人ですか?》
◆行おうとする者⇒適用を受ける⇒4D(P55)の順守が必要

4.順守内容

事業者の責務(法第5条)

事業者は、その事業活動に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

4A 事業者

(1) 事業活動に伴う排出抑制等(法第23条)

事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩、その他の事業活動を取巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

(2) 日常生活における排出抑制への寄与(法第24条)

事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は薬物の製造や輸入若しくは販売又は提供を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量が、より少ないものの製造等を行うとともに、その日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行なうよう努めなければならない。

(3) 計画の作成、公表、結果の公表(法第36条)

事業活動に関し、京都議定書目標達成計画の定めるところに留意し、温室効果ガスの排出抑制のための計画を作成し、公表するように努めなければならない。また、計画の実施状況の公表に努めなければならない。

[リストに戻る](#)

4B 特定排出者

(1) 温室効果ガス算定排出量の報告(法第26条、令第5条、第6条、法第34条)

特定排出者は、毎年度主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項を事業所轄大臣に報告しなければならない。但し、その特定排出者が、エネルギー起源の二酸化炭素については、前年度の原油換算エネルギー使用量が1500キロリットル以上である事業所、並びに非エネルギー起源の二酸化炭素その他の温室効果ガスについては、その温室効果ガスの種類ごとに排出量が3000トン以上である事業所を設置している場合には、その規模以上の事業所ごとに主務省令で定める事項を所轄大臣に報告しなければならない。

【エネルギー使用量における原油換算値算出方法】

エネルギーの種類		単位	年間使用量(A)	原油換算係数(B)	原油換算KI(AxB)
電力	昼間	千kWh/年		0.257KI/千kWh	
	夜間	千kWh/年		0.239KI/千kWh	
	昼夜不明	千kWh/年		0.252KI/千kWh	
揮発油		KI/年		0.89KI/KI	
ナフサ		KI/年		0.88KI/KI	
灯油		KI/年		0.95KI/KI	
軽油		KI/年		0.99KI/KI	
A重油		KI/年		1.01KI/KI	
B・C重油		KI/年		1.08KI/KI	
石油アスファルト		t/年		1.08KI/t	
石油コークス		t/年		0.92KI/t	
液化石油ガス(LPG)		t/年		1.30KI/t	
液化天然ガス(LNG)				1.41KI/t	
都市ガス		種類別		ガス会社に確認	
石炭	原料炭	t/年		0.748KI/t	
	一般炭	t/年		0.663KI/t	
	無煙炭	t/年		0.694KI/t	
				合計(原油換算KI)	

[目次に戻る](#)

連鎖化事業者は、その加盟者が設置している連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を、その連鎖化事業者の事業活動とみなし、当規定を適用する。

4C 一般消費者に対するエネルギー供給の事業を行う者

(1)二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供(法第35条)
一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者は、その供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供しよう努めなければならない。

2D 算定割当量の管理を行おうとする国内法人

(1)管理口座の開設(法第46条)
算定割当量の管理を行なおうとする国内法人は、環境大臣及び経済産業大臣による管理講座の開設を受けなければならない。

(2)振替手続(法第48条)
算定割当量の取得及び移転は、環境大臣及び経済産業大臣が割当量講座簿において減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

5.留意事項

(1)地球温暖化対策計画(法第8条)
政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画を定めなければならない。

(2)国及び地方公共団体の施策(法第19条)
国は、温室効果ガス排出の抑制のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。
都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努める。

(3)政府及び地方公共団体の実施計画(法第20条、第21条)
政府は、地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。
都道府県及び市町村長は、地球温暖化対策計画に即して、その都道府県及び市町村の事務及び事業に関し温暖化ガスの排出抑制のための措置に関する計画を策定するものとする。実行計画を策定したときは、遅滞なく公表し、またその計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

(4)森林等による吸収作用の保全等(法第42条)
政府及び地方公共団体は、地球温暖化対策計画に定められた温室効果ガスの吸収量に関する目標を達成するため、森林林業基本法に規定する森林林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑地化の推進に関する計画に基づき温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする。

(5)国民の責務(法第6条)
国民は、その日常生活に関し温室効果ガス排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

[リストに戻る](#)

6.地方条例(参照用)

滋賀県	
法規名	滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例 事業者行動計画書制度
要求事項	事業者行動計画の策定及び提出、変更後の事業者行動計画の提出等、氏名等の変更の届出等
条項	滋賀県条例20①,② 滋賀県施行規則8①,②/滋賀県条例20③ 滋賀県施行規則8③/滋賀県条例20④ 滋賀県施行規則9/滋賀県条例20⑤ 滋賀県施行規則10

		目次に戻る
適用条件	低炭素社会づくり指針を勘案して、低炭素社会づくりに係る取組に関する「事業者行動計画」を策定していますか？	
	事業者行動計画の実施状況を記載した報告書「事業者行動報告書」を作成し、知事に提出していますか？【毎年提出(提出期限7月末)】	
	変更後の事業者行動計画の提出は、事業者行動計画書(変更計画書)様式第1号)により知事に提出していますか？【軽微な変更については、この限りでない】	
	事業所の名称または所在地に変更があった場合、事業者行動計画の対象となる事業所を廃止した場合、事業者行動計画に係る氏名等変更届出書(様式第2号)を知事に提出していますか？	
神奈川県		
法規名	神奈川県地球温暖化対策推進条例	
要求事項	事業者行動計画の策定及び提出	
条項	神奈川県地球温暖化対策推進条例11、14、15	
適用条件	特定大規模事業者は、規則で定めるところにより「事業活動温暖化対策計画書」を作成し、規則で定める日までに知事に提出していますか？	
	事業活動温暖化対策計画書を提出した事業者は、当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況を記載した「排出状況報告書」を作成し、規則で定める日までに知事に提出していますか？	
	計画書提出事業者は、規則で定める日までに地球温暖化対策の実施の結果を記載し「結果報告書」を作成し知事に提出していますか？	
愛知県		
法規名	愛知県地球温暖化対策推進条例	
要求事項	地球温暖化対策計画書の作成及び提出/地球温暖化対策実施状況書の作成及び提出	
条項	愛知県条例8施行規則4、名古屋市条例98施行細則84、愛知県条例9施行規則4④、名古屋市条例100②、市条例施行細則85④	
適用条件	特定事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、「地球温暖化対策計画書」を作成し、これを知事に提出していますか？(名古屋市:市長) 3年毎提出(提出期限7月末)	
	地球温暖化対策計画書に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施状況を記載した「地球温暖化対策実施状況書」を作成し、知事に提出していますか？(名古屋市:市長) 提出期限:毎年度7月末	
		リストに戻る

[目次に戻る](#)

(4) 省エネ法 (エネルギーの使用の合理化に関する法律)

1. 公布日
初回公布日 昭和54年6月22日
改正公布日 令和7年6月1日
施工日(最新のみ) 令和7年6月1日
出典: e-Govポータル https://laws.e-gov.go.jp/law/354AC0000000049/20250601_504AC0000000068

2. 目的
この法律は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気需要の平準化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

3. 適用要否の確認
【エネルギー及び燃料とは】(法第2条、則第2条)
● エネルギーとは、燃料並びに熱及び電気をいう。
燃料とは、原油及び揮発油、重油その他ナフサ、灯油、軽油、石油ガスの石油製品、可燃性天然ガス並びに石炭及びコークスその他コークス炉ガス、高炉ガスの石炭製品であって、燃料その他の経済産業省令で定める用途に供するものをいう。

【電気の需要の平準化とは】(法第2条)
● 電気の需要の平準化とは、電気の需要量の季節又は時間帯による変動を縮小させることをいう。

[リストに戻る](#)

《確認 1: 工場等(連鎖化事業に係るものを含む)においてエネルギーを使用して事業を行う者ですか?》
◆ エネルギーを使用して事業を行う者⇒適用を受ける⇒4Aの順守が必要

【工場等とは】(法第3条)
● 工場等とは、工場又は事務所その他の事業場をいう。

【連鎖化事業とは】(法第19条、則第22条の2)
● 連鎖化事業とは、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標や商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ継続的に経営する指導を行う事業であって、当該約款に、その事業に加盟する者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の条件に関する事項であって経済産業省令で定めるものに係る定めがあるものをいう。

《確認 2: 年度の原油換算エネルギー使用量が1500kLを超える第2種エネルギー管理指定工場ですか?》

【第2種エネルギー管理指定工場等とは】(法第17条、第19条の2、令第2条、第6条)
● 第2種エネルギー管理指定工場とは、特定事業者が設置している工場等、また特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置しているその連鎖化事業に係る工場等のエネルギーが、第1種エネルギー管理指定工場等であって、エネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1500キロリットル以上である工場等を第2種エネルギー管理指定工場といい、それを設置している事業者を第2種特定事業者という。

[目次に戻る](#)

《確認 3: 年度の原油換算エネルギー使用量が3000kLを超える第1種エネルギー管理指定工場ですか?》

- 【第1種エネルギー管理指定工場等とは】(法第7条の4、法第19条の2、令第2条の2)
- 第1種エネルギー管理指定工場とは、特定事業者が設置している工場等、また特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業への加盟者が設置しているその連鎖化事業に係る工場等のエネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で3000キロリットル以上である工場等を第1種エネルギー管理指定工場等といい、それを設置している事業者を第1種特定事業者という。

《確認 4: 荷主ですか?》

- ◆荷主である⇒適用を受ける⇒4Bの順守が必要

《確認 5: 年度の貨物輸送事業者に輸送される貨物輸送エネルギー使用量が3000万トンキロを超える特定荷主ですか?》

- 【特定荷主とは】(法第61条、令第10条)
- 特定荷主とは、荷主であって、政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送される貨物の年度の輸送量が3000万トンキロ以上で、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として経済産業大臣より指定された事業者。

《確認 6: 貨物輸送事業者ですか?》

- ◆貨物輸送事業者である⇒適用を受ける⇒4Cの順守が必要

《確認 7: 旅客輸送事業者ですか?》

- ◆旅客輸送事業者である⇒適用を受ける⇒4Dの順守が必要

[リストに戻る](#)

《確認 8: 航空輸送事業者ですか?》

- ◆旅客輸送事業者である⇒適用を受ける⇒4Eの順守が必要

4. 順守内容

事業者の努力(法第70条)

事業者は、基本方針の定めるところに留意して、その従業員の通勤における公共交通機関の利用の推進その他の措置を確実に実施することにより、輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

4A 工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者

(1) エネルギー使用者の努力(法第4条)

エネルギーを使用する者は、基本方針に定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(2) エネルギー使用事業者の判断の基準となるべき事項(法第5条)

経済産業大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るための所定の事項並びにエネルギー使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置に関し事業者の判断の基準となるべき事項を定め公表する。

(3) 指導及び助言(法第6条)

主務大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の的確な実施を確保するため必要があるときは、判断の基準となるべき事項を勧告して必要な指導及び助言をすることができる。

[目次に戻る](#)

(4) エネルギー使用状況の届出(法第7条、第19条、令第2条)

工場等を設置している者は、その設置しているすべての工場等のエネルギーの前年度の使用量の合計が原油換算エネルギー使用量の数値で1500キロリットル以上であるときは、その設置しているすべての工場等の前年度のエネルギー使用量その他のエネルギーの使用の状況に関し指定事項を経済産業大臣に届出なければならない。

連鎖化事業者は、その連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及びその加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等におけるエネルギーの前年度の使用量の合計量が原油換算エネルギー使用量の数値で1500キロリットル以上であるときは、その設置しているすべての工場等及びその連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している連鎖化事業に係るすべての工場等の前年度エネルギー使用量とその他のエネルギー使用の状況に関し所定事項を経済産業大臣に届出なければならない(P48参照)。

【特定事業者とは】(法第19条、令第2条)

- 特定事業者とは、工場等を設置している者のうち、その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度の使用量の合計量が原油換算エネルギー使用量の数値で1500キロリットル以上であって、エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者をいう。

【特定連鎖化事業者とは】(法第19条、令第2条)

- 特定連鎖化事業者とは、連鎖化事業者のうち、当該連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及びその加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等におけるエネルギーの年度の使用量の合計量が原油換算エネルギー使用量の数値で1500キロリットル以上であって、エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者をいう。

(5) エネルギー管理統括者の選任と届出(法第7条の2、第19条の2)

特定事業者は、その設置している工場等における、また特定連鎖化事業者は、その設置している工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置しているその連鎖化事業に係る工場等における、エネルギー使用量の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持やエネルギー使用の方法の改善に及び監視等の業務を統括管理するため、事業の実施を統括管理(役員)する者からエネルギー管理統括者を選任しなければならない。エネルギー管理統括者の選任又は解任について経済産業大臣に届出なければならない。

[リストに戻る](#)

(6) エネルギー管理企画推進者の選任と届出(法第7条の3、第19条の2)

特定事業者また特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者を補佐するため、エネルギー使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者又は又はエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちからエネルギー管理企画推進者を選任しなければならない。そのエネルギー管理企画推進者の選任又は解任について経済産業大臣に届出なければならない。さらにエネルギー管理企画推進者には省令で定める期間ごとに講習を受けさせなければならない。

(7) 第1種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理者の選任(法第8条)

第1種特定事業者は、その設置している第1種エネルギー管理指定工場等ごとに、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちからエネルギー管理者を選任しなければならない。そのエネルギー管理者の選任又は解任について経済産業大臣に届出なければならない。

(8) 第2種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理員の選任(法第18条)

第2種特定事業者は、その設置している第2種エネルギー管理指定工場等ごとに、エネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者又はエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちからエネルギー管理員を選任しなければならない。そのエネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届出なければならない。

(9) 中長期計画の作成と提出(法第14条、第19条の2)

特定事業者は、その設置している工場等について、また特定連鎖化事業者は、その設置している工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置しているその連鎖化事業に係る工場等について、判断の基準となるべき事項において定められたエネルギー使用の合理化目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し主務大臣に提出しなければならない。

[目次に戻る](#)

【エネルギー使用量における原油換算値算出方法】

エネルギーの種類		単位	年間使用量(A)	原油換算係数(B)	原油換算KI(AxB)
電力	昼間	千kWh/年		0.257KI/千kWh	
	夜間	千kWh/年		0.239KI/千kWh	
	昼夜不明	千kWh/年		0.252KI/千kWh	
揮発油		KI/年		0.89KI/KI	
ナフサ		KI/年		0.88KI/KI	
灯油		KI/年		0.95KI/KI	
軽油		KI/年		0.99KI/KI	
A重油		KI/年		1.01KI/KI	
B・C重油		KI/年		1.08KI/KI	
石油アスファルト		t/年		1.08KI/t	
石油コークス		t/年		0.92KI/t	
液化石油ガス(LPG)		t/年		1.30KI/t	
液化天然ガス(LNG)				1.41KI/t	
都市ガス		種類別		ガス会社に確認	
石炭	原料炭	t/年		0.748KI/t	
	一般炭	t/年		0.663KI/t	
	無煙炭	t/年		0.694KI/t	
				合計(原油換算KI)	

(10) 定期報告(法第15条、第19条の2)

特定事業者は、その設置している工場等における、また特定連鎖化事業者は、その設置している工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設定しているその連鎖化事業に係る工場等について、判断基準となるべき事項において定められたエネルギー使用の合理化目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し主務大臣に提出しなければならない。

(11) 指示及び命令(法第16条)

[リストに戻る](#)

主務大臣は、特定事業者又は特定連鎖化事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であるときは、エネルギー使用の合理化計画を作成し提出すべき旨の指示をすることができる。さらにその後正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、審議会等の意見を聴いてその指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

① 基本方針(法第3条)

経済産業大臣は、工業又は事務所その他の事業場、輸送、建築物、機械機器等に係るエネルギーの使用の合理化を総合的に進める見地から、エネルギー使用の合理化に関する基本方針を定め、公表しなければならない。
○エネルギーの使用の合理化に関する基本方針(H21経済産業省告示第57号)
○2021年10月、第6次エネルギー基本計画が閣議決定されました。

参照先 経済産業省 第6次エネルギー基本計画
<https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005.html>

② 2016年4月より施行、運用強化

ティラド(特定事業者番号:0352031)の実績
2019年度報告分【S】⇒2020年度報告分【S】⇒2021年度報告分【A】

- 省エネ法の定期報告書を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。
- 優良事業者を業種別に公表して称掲する一方、停滞事業者以下より厳格に調査する。

[目次に戻る](#)

2019年度報告Sクラス 優良事業者 6483社(54.0%)	Aクラス 一般的な事業者 4202社(35.0%)	Bクラス 停滞事業者 1441社(12.0%)	Cクラス 注意を要する事業者
【水準】 ①努力目標達成 または ②ベンチマーク 目標達成	【水準】 SクラスにもBクラス にも該当しない事 業者	【水準】 ①努力目標未達 かつ直近2年連続 で原単位が対前 年度比増加 または ②5年間平均原単 位が5%超増加	【水準】 Bクラスの事業者の 中で特に判断基準 順守状況が不十分
【対応】 経産省HPで事業者 名や連続達成年数 を表示。	【対応】 特段なし。	【対応】 注意文書を送付し、 現地調査等を重点 的に実施。	【対応】 省エネ法第6条に 基づく指導を実施。

H27年度定期報告より

参照先 資源エネルギー庁「特定事業者クラス分け実施結果」
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/

4B 荷主

(1) 荷主の努力(法第58条)

荷主は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの消費量との対比における性能が優れている輸送方法を選択するための措置及び定量で提供される輸送力の利用効率の向上のための措置を適確に実施することにより貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

[リストに戻る](#)

(2) 荷主の判断の基準となるべき事項(法第59条)

経済産業大臣及び国土交通大臣は、荷主が貨物事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、荷主の努力措置並びにその貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取組むべき措置に関し荷主の判断の基準となるべき事項を定めて公表する。

(3) 指導及び助言(法第58条)

主務大臣は、荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があるときは、判断の基準となるべき事項を勧案して必要な措置及び助言をすることができる。

(4) 貨物輸送量の届出(法第61条、令第10条)

荷主は、前年度の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量が3000万トンキロ以上であるときは、経済産業省で定めるところにより所定の事項を経済産業大臣に届出なければならない。

(5) 計画の提出(法第62条)

特定荷主は、毎年度、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化目標に関するその達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(6) 定期報告(法第63条)

特定荷主は、毎年度、貨物輸送事業者に行なわせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量をその他の貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況及びその貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施状況に関し、所定の事項を主務大臣に報告しなければならない。

[目次に戻る](#)

(7) 勧告及び命令(法第64条)

主務大臣は、特定荷主における貨物輸送事業者に行なわせる貨物輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であるときは、その貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。勧告に従わないときはその旨を公表することができる。その勧告に係る措置をとらなかったときは、審議会等の意見を聴いてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4C 貨物輸送事業者
- 4D 旅客輸送事業者
- 4E 航空輸送事業者
- 4F 建築物の建築者等

(1) 建築主等の努力(法第72条)

建築物の建築をしようとする者等は、基本方針に定めるところに留意して建築物の外壁や窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備の他の機械換気設備や照明設備や給湯設備や昇降機に係るエネルギーの効率的利用のための措置を確実に実施することにより建築物に係るエネルギー使用の合理化に資するよう努めるとともに建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の平準化に資する電気の利用のための措置を適確に実施することにより電気の需要の平準化に資するよう努めなければならない。

- 4G 住宅事業建築主
- 4H エネルギー消費機器等製造事業者等
- 4I 熱損失防止建築材料製造事業者
- 4J 電気事業者
- 4K エネルギー供給事業者・建築物販売又は賃貸事業者・エネルギー消費機器小売業者は省略

[リストに戻る](#)

5.留意事項

6.地方条例(参照用)

[目次に戻る](#)

(5) 建築物エネルギー消費性能向上法 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)

1. 公布日
初回公布日 平成27年7月8日
改正公布日 令和7年6月1日
施工日(最新のみ) 令和7年6月1日
出典: e-Govポータル https://laws.e-gov.go.jp/law/427AC0000000053/20250601_504AC0000000068

2. 目的
この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることを鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギー使用の合理化等に関する法律と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

3. 適用要否の確認
《確認 1: 建築物に関する建築主等ですか?》
◆ 建築主等である⇒適用を受ける⇒4Aの順守が必要

【建築物とは】(法第2条、令第1条)
●『建築物』とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。
『建築設備』とは、空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機をいう。
『建築主等』とは、建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする建築主又は建築物の所有者や管理者若しくは占有者をいう。

[リストに戻る](#)

4. 順守内容 4A 建築主等

(1) 建築主等の努力(法第6条、第7条)
建築主等は、その建築物の新築や増築若しくは改築、建築物の修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとする建築物についてエネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。
住宅事業建築主その他の建築物の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物についてエネルギー消費性能を表示するよう努めなければならない。

(2) 指導及び助言(法第8条、第9条、第10条)
所管行政庁は、建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、建築主等に対し建築物エネルギー消費性能基準を勘案して建築物の設計や施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。
国土交通大臣は、建築物エネルギー消費性能基準の適合する建築物の建築が行われることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の設計又は施行を行う事業者に対しエネルギー消費性能を勘案して建築物のエネルギー消費性能向上及び建築物のエネルギー消費性能の表示について必要な指導及び助言をすることができる。
経済産業大臣は、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、建築物の直接外気に接する屋根や壁又は床を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料の製造や加工又は輸入を行う事業者に対し建築物エネルギー消費性能基準を勘案して当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

[目次に戻る](#)**(3) 特定建築物の建築主の基準適合義務及び適合性判定****(法第11条、第12条、令第3条、第4条)****※2021年4月1日から2000⇒300㎡に変更が施行**

政令で定める住宅部以外の非住宅部分の規模がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める床面積の合計が300㎡以上である特定建築物の新築若しくは増築若しくは改築又は特定建築物以外の建築物の増築をし当該建築物が増築後において特定建築物となる場合の建築主は、当該特定建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

特定建築行為をしようとする建築主は、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を作成し、所轄行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。

(4) 特定建築物に係る基準適合命令等及び報告と検査等**(法第14条、第17条、令第6条)**

所管行政庁は、特定建築物建築主の基準適合義務に違反している事実があると認めるときは、当該建築主に対し相当の期間を定めて当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

所轄行政庁は、特定建築物に係る基準適合命令等の施行に必要な限度において政令で定めるところにより建築主に対し特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ又は職員に特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り特定建築物及び建築設備や建築材料並びに書類その他の物件を検査させることができる。

(5) 一定規模以上の建築物の建築主の届出等(法第19条、令第8条)

特定建築物以外の建築物の新築及び増築又は改築にあってエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める床面積の合計が300㎡以上のものの建築主は、その工事に着手する日の21日前までに国土交通省令で定めるところにより当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所轄行政庁に届出なければならない。

[リストに戻る](#)**(6) 建築物に係る計画変更指示等及び報告と検査等****(法第19条、第21条、令第9条)**

所管行政庁は、建築物建築に関する届け出があった場合において、その届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から21日以内に限り、その届出をした者に対しその届出に係る変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

所轄行政庁は当該指示を受けた者が正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し相当の期間を定めてその指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

所轄行政庁は、計画変更指示命令等の施行に必要な限度において政令で定めるところにより建築主等に対し建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ又は職員に建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物及び建築設備や建築材料並びに書類その他の物件を検査させることができる。

(7) 特殊な構造又は設備を用いる建築物の認定(法第23条、第25条)

国土交通大臣は、建築主の申請により特殊の構造又は設備を用いて建築が行われる建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定をすることができる。当該認定を受けたときは、当該建築物の建築のうち第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、同上第3項の適合判定通知書の交付を受けたものとみなし、第19条第1項の届出をしなければならないものについては、同行の届出をしたものとみなす。

[目次に戻る](#)

**(8)建築物エネルギー消費性能向上計画の認定
(法第29条30条35条、令第13条)**

建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築や改築及び修繕若しくは模様替え若しくは建築物への空気調和等の設備若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとするときは、国土交通省令で定めるところによりエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画を作成し所轄行政庁の認定を申請することができる。当該認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては同上第3項の適合判定通知書の交付を受けたものとみなし、第19条第1項の届出をしなければならないものについては同等の届出を打出したものとみなす。また建築基準法の建築物の容積率の算出の基礎となる延べ面積には、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち計画の認定基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積が超えることとなる場合における政令で定める床面積は参入しないものとする。

(9)建築物エネルギー消費性能に係る認定(法第36、則第9条)

建築物の所有者は、国土交通省で定めるところにより所轄行政庁に対し当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。当該認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物その敷地又はその利用に関する広告や契約に係る書類その他国土交通大臣が定める宣伝用物品や銃砲を提供するために作成する電磁的記録に国土交通省令で定めるところにより当該建築物が当該認定を受けている旨の表示を付することができる。

5.留意事項

6.地方条例(参照用)

[リストに戻る](#)

[目次に戻る](#)

(6)フロン排出抑制法 (フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)

1.公布日
初回公布日 平成13年6月22日
改正公布日 令和7年6月1日
施工日(最新のみ) 令和7年6月1日
出典: e-Govポータル https://laws.e-gov.go.jp/law/413AC1000000064/20250601_504AC0000000068

2.目的
この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。)の防止に積極的に取り組むことが重要であることに鑑み、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

参照先 改正フロン抑制法
<https://www.env.go.jp/earth/furon/gaiyo/sanko.html>

3.適用可否の確認
《確認 1:フロン類製造業者等ですか?》
◆フロン類製造業者等である⇒適用を受ける⇒4A, 4Bの順守が必要

[リストに戻る](#)

【フロン類とは】(法第2条)
●フロン類とは、クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)のうちオゾン層保護法第2条第1項に規定する特定物質並びに地球温暖化対策推進法第2条第3項第4号に掲げる物質をいう。

《確認 2: 指定製品製造業者等ですか?》
◆指定製品製造業者等である⇒適用を受ける⇒4A, 4Cの順守が必要

【指定製品とは】(法第2条)
●指定製品とは、フロン類使用製品のうち、特定製品その他我国において大量に使用され、かつ相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出抑制を推進することを技術的に可能なものとして政令で定めるものをいう。

《確認 3: 第1種特定製品管理者ですか?》
◆第1種特定製品管理者である⇒適用を受ける⇒4A, 4Dの順守が必要

【特定製品とは】(法第2条)
●特定製品とは、第1種特定製品及び第2種特定製品をいう。

【第1種特定製品とは】(法第2条)
●第1種特定製品とは、エアコンディショナー及び冷蔵機器や冷凍機器のうち、一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の業務用の機器であって、冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。

[目次に戻る](#)

- 【第2種特定製品とは】(法第2条、第89条)
- 第2種特定製品とは、使用済自動車再資源化法第2条第8項に規定する特定エアコンディショナーをいう。
 - 第2種特定製品に使用されているフロン類の回収破壊については、この法律で定めるほか使用済自動車再資源化法の定めるところによる。

《確認 4: 第1種特定製品整備者ですか?》

◆第1種特定製品整備者である⇒適用を受ける⇒4A, 4Eの順守が必要

《確認 5: 特定解体工事元請業者ですか?》

◆特定解体工事元請業者である⇒適用を受ける⇒4A, 4Fの順守が必要

《確認 6: 第1種フロン類充填回収業者ですか?》

◆第1種フロン類充填回収業者である⇒適用を受ける⇒4A, 4Gの順守が必要

- 【第1種フロン類充填回収業者とは】(法第2条)
- 第1種フロン類充填回収業者とは、第1種特定製品の整備が行われる場合において当該第1種特定製品に冷媒としてフロン類を充填すること及び第1種特定製品の整備又は廃棄等が行なわれる場合において当該特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収することを業として行うことについて当法による登録を受けた者をいう。

《確認 7: 第1種フロン類再生業者ですか?》

◆第1種フロン類再生業者である⇒適用を受ける⇒4A, 4Hの順守が必要

[リストに戻る](#)

- 【第1種フロン類再生業者とは】(法第2条)
- 第1種フロン類再生業者とは、第1種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生を業として行うことについて当法による許可を受けた者をいう。

《確認 8: フロン類破壊業者ですか?》

◆フロン類破壊業者である⇒適用を受ける⇒4A, 4Iの順守が必要

- 【第1種フロン類破壊業者とは】(法第2条)
- フロン類破壊業者とは、特定製品に冷媒として充填されているフロン類の破壊を業として行うことについて当法による許可を受けた者をいう。

4.順守内容

特定製品の管理者の責務(法第5条)

特定製品の管理者は、指針に従い、特定製品の使用等をする場合には、当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために講ずる施作に協力しなければならない。

4A 何人も

(1)フロン類の放出禁止(法第86条)

何人もみだりに特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出してはならない。

4B フロン類製造業者等

(1)フロン類製造業者等の判断基準となるべき事項(法第9条)

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類の製造業者等がフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のために取組むべき措置に関し、てフロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

[目次に戻る](#)

(2) 指導及び助言(法第10条)

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため必要があると認めたときは、フロン類の製造業者等に対し、判断の基準となるべき事項を勘案して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置に関して必要な指導及び助言をすることができる。

(3) 勧告及び命令(法第11条)

主務大臣は、フロン類の製造業者等のフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置の状況が、判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該フロン類の製造業者等に対し、その判断の根拠を示して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けたフロン類の製造業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また勧告を受けたフロン類の製造業者等がその勧告に従わなかった旨を公表された後において、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めたときは、審議会等の意見を聴いて、当該フロン類の製造業者等に対し、その勧告に係る措置を取るべきことを命ずることができる。

4C 指定製品製造業等

(1) 指定製品製造業者等の判断の基準となるべき事項(法第12条)

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、指定製品について、指定製品ごとに使用フロン類の環境影響度の低減に関し、指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

(2) 勧告及び命令(法第13条)

主務大臣は、指定製品の製造業者等が製造等を行う指定製品について、判断の基準となるべき事項に照らして、使用フロン類の環境影響度の低減を相当程度行う必要があると認めるときは、当該指定製品の製造業者等に対し、その目標を示して、当該指定製品について使用フロン類の環境影響度の低減を図るべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた指定製品の製造業者等が、その勧告に従わなかった旨の公表された後において、なお正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかった場合において、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等の意見を聴いて、当該指定製品の製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

[リストに戻る](#)

(3) 環境影響度の表示(法第14条)

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、指定製品について、指定製品ごとに、指定製品の使用フロン類の環境影響度に関し、指定製品の製造業者等が表示に際して指定製品の製造業者等が順守すべき事項を定め、これを告示するものとする。

(4) 勧告及び命令(法第15条)

主務大臣は、指定製品の製造業者等がその製造等を行う指定製品について、告示されたところに従って使用フロン類の環境影響度に関する表示をしていないと認めるときは、当該指定製品の製造業者等に対し、当該指定製品について告示されたところに従って使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた指定製品の製造業者等が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また勧告を受けた指定製品の製造業者等が、その勧告に従わなかった旨の公表された後において、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審査会等の意見を聴いて、当該指定製品の製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(5) 特定製品へのフロン類の放出禁止等の表示(法第87条)

特定製品の製造業者等は、当該特定製品を販売するときまでに、当該特定製品に冷媒として充填されているフロン類に関し、当該特定製品に見やすくかつ容易に消滅しない方法で、当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと、当該特定製品を廃棄する場合には当該フロン類の回収が必要であること、当該フロン類の種類及び数量その他主務省令で定める事項を表示しなければならない。

[目次に戻る](#)

4D 第1種特定製品管理者

(1) 第1種特定製品管理者の判断の基準となるべき事項(法第16条、H26年経済・環境省告示第13号)

主務大臣は、第1種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため、第1種特定製品の管理者が当該フロン類の管理の適正化のために管理第1種特定製品の使用等に際して取組むべき措置に関して、第1種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

(2) 指導及び助言(法第17条)

都道府県知事は、第1種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため必要があると認めるときは、第1種特定製品の管理者に対し、判断の基準となるべき事項を勧告して、第1種特定製品の管理者に対し、判断の基準となるべき事項を勧告して、第1種特定製品の使用等について必要な措置及び助言をすることができる。

(3) 勧告及び命令(法第18条、則第2条)

都道府県知事は、第1種特定製品の管理者の管理第1種特定製品の使用等状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めたときは、当該第1種特定製品の管理者に対し、その判断の根拠を示して、当該管理第1種特定製品の使用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種特定製品の管理者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。また勧告を受けた第1種特定製品の管理者が、その勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかった場合において、第1種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を著しく害すると認めるときは、当該第1種特定製品の管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(4) フロン類算定漏えい量等の報告等(法第19条、フロン類算定漏えい量報告等命令)

第1種特定製品の管理者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、フロン類算定漏えい量その他主務省令で定める事項を、当該第1種特定製品の管理者に係る事業を所轄する大臣に報告しなければならない。

[リストに戻る](#)

【第1種特定製品の管理者が講ずべき措置とは】(法第16・18・19・42条、告示)

① 管理第1種特定製品の点検

●簡易点検:全製品、3ヵ月に1回以上

エアコンディショナー:異常音並びに外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着有無

冷蔵機器及び冷凍機器:◆異常音並びに外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着有無
◆冷蔵又は冷凍の用に供されている倉庫、陳列棚、その他の設備設置場所の温度

注意) 冷凍式エアードライヤー内蔵型・搭載型空気圧縮機、別置形冷凍式エアードライヤーも対象となる。

参照先 経済産業省 第17回 産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会
フロン類等対策ワーキンググループ 資料7 フロン法点検告示の見直しについて
<https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/>

●定期点検:全製品、一定以上の製品

エアコンディショナー:圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が7.5kW以上50kW未満のものは、3年に1回以上、50kW以上のものは、1年に1回以上

冷蔵機器及び冷凍機器:圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が7.5kW以上のものは、1年に1回以上

② 管理第1種特定製品からのフロン類の漏えい時の措置

●漏えい個所の修理

●故障等に係る点検及び修理

●漏えい又は故障を確認した場合は、修理が完了するまで、フロン類の充填を委託してはならない

[目次に戻る](#)

- ③点検及び修理に係る記録
- 管理第1種特定製品ごとに、点検及び整備に係る事項を記載した記録を備え、当該管理第1種特定製品を廃棄した後も3年間保存
 - 第1種特定製品整備者又は第1種フロン類充填回収者から、管理第1種特定製品の整備に際して記録簿の提示を求められたときは、これに応ずる
 - 管理第1種特定製品の整備又は廃棄等を行う際、特定製品の製造業者等が表示したフロン類以外の冷媒が現に充填されている場合は、第1種特定製品整備者又は第1種フロン類充填回収業者に対して、冷媒の種類を説明する
 - 管理第1種特定製品を他者に売却する場合、記録簿又はその写しを当該管理第1種特定製品と合せて売却の相手方に引き渡す
- ④フロン類算定漏えい量等の報告等
- フロン類算定漏えい量が1,000 CO₂-t 以上の第1種特定製品の管理者は、毎年7/末日、所轄大臣に前年度の実績報告(文献1、P73、表8)
 - フロン類算定漏えい量が1,000 CO₂-tを超えていなくても、監視の意味で実績の集計は必要となる

【第1種特定製品廃棄等実施者とは】(法第2条、法第41条)

- 第1種特定製品廃棄等実施者とは、第1種特定製品を廃棄すること又は当該製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡することを行おうとする第1種特定製品の管理者をいう。

(5)フロン類の引渡義務(法第41条)

第1種特定製品廃棄等実施者は、自ら又は他の者に委託して、第1種フロン類充填回収業者に対し、当該第1種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引渡さなければならない。

(6)書面の交付(法第43条)

第1種特定製品廃棄等実施者は、当該第1種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を自ら第1種フロン類充填回収業者に引渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第1種フロン類充填回収業者に所定事項を記載した書面を交付しなければならない。

[リストに戻る](#)

(7)引取証明書による確認と保存(法第45条)

第1種特定製品廃棄等実施者は、第1種フロン類充填回収業者から引取証明書の交付を受けたときは、当該引渡しを終了したことを、それぞれ当該取引証明書により確認し、かつ当該証明書を、それぞれ交付を受けた日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。また主務省令で定める期間内(30日以内)に引取証明書の交付を受けないとき又は所定事項が記載されていない引取証明書若しくは虚偽の記載のある引取証明書の交付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡す際には、引取証明書の写しを作成し、機器と一緒に渡さなければならない。但し、廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができる。

(8)解体工事発注時の協力(法第42条)

建築物等の解体工事を発注しようとする場合は特定解体工事発注者となり、特定解体工事元請業者が第一種特定製品の有無を確認する際に協力し、当該確認結果についての書面を3年間保存しなければならない。

(9)指導及び助言(法第48条)

都道府県知事は、第1種特定製品廃棄等実施者に対し、フロン類の引渡しの実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

[目次に戻る](#)

(10) 勧告及び命令(法第49条)

都道府県知事は、第1種特定製品廃棄等実施者が書面の交付や引取証明書に係る規定を順守していないと認めるときは、当該第1種特定製品廃棄等実施者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。正当な理由がなくてフロン類の引渡しをしない第1種特定製品廃棄等実施者があるときは、当該第1種特定製品廃棄等実施者に対し、期限を定めて当該引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種特定製品廃棄等実施者が、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該第1種特定製品廃棄等実施者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(11) 費用負担(法第74条)

第1種特定製品廃棄等実施者は、第1種フロン類充填回収業者の請求に応じて適正な料金をの支払いを行なうことにより、当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

4E 第1種特定製品整備者

(1) フロン類充填の委託義務等(法第37条)

第1種特定製品の整備を行う者は、第1種特定製品の整備に際して、当該第1種特定製品に冷媒としてフロンを充填する必要があるときは、当該フロン類の充填を第1種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。

(2) フロン類回収の委託義務等(法第39条)

第1種特定製品整備者は、第1種特定製品の整備に際して、当該第1種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類の回収を第1種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。

(3) 指導及び助言(法第48条)

都道府県知事は、第1種特定製品整備者に対し、フロン類の充填のお委託や回収の委託の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該充填の委託や回収の委託の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

[リストに戻る](#)

(4) 再生証明書の回付(法第59条)

第1種特定製品整備者は、再生証明書の回付を受けたときは、遅滞なく当該フロン類に係る第1種特定製品の整備の発注をした第1種特定製品管理者に、当該再生証明書を回付しなければならない。さらに当該回付をした再生証明書の写しを、当該回付をした日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。

(5) 勧告及び命令(法第49条、法第62条)

都道府県知事は、第1種特定製品整備者がフロン類の充填の委託や回収の委託をに際して第1種フロン類充填回収業者に通知すべき規定を順守していないと認めるときは、当該第1種特定製品整備者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。正当な理由がなくてフロン類の充填の委託や回収の委託をしない第1種特定製品整備者があるときは、当該第1種特定製品整備者に対し、期限を定めて当該充填の委託や回収の委託をすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた第1種特定製品整備者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該第1種特定製品整備者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

主務大臣は、第1種特定製品整備者が再生証明書に係る規定を順守していないと認めるときは、当該第1種特定製品整備者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種特定製品整備者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかったときは、当該第1種特定製品整備者に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

(6) 費用負担及び費用請求(法第74条)

第1種特定製品整備者は、第1種フロン類充填回収業者の請求に応じて適正な料金の支払いを行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。第1種特定製品整備者は、自らフロン類の回収を行ったときは、当該第1種特定製品のせいびの発注をした第1種特定製品管理者に対し、当該フロン類の回収等の費用に関し適正な料金を請求することができる。

[目次に戻る](#)**4F 特定解体工事元請業者****(1) 第1種特定製品設置有無の確認(法第24条)**

建築物その他の工作物の全体又は一部を解体する建築工事を発注しようとする第1種特定製品管理者から直接当該建設工事を請負おうとする建設業を営む者は、当該建築物その他の工作物における第1種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、所定事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(2) 指導及び助言(法第48条)

都道府県知事は、特定解体工事元請業者に対し、建築物その他の工作物における第1種特定製品の設置の有無についての確認及び説明の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該確認及び説明の実施に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

4G 第1種フロン類充填回収業者**(1) 登録(法第27条、則第8条)**

第1種フロン類充填回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(2) 引取義務と引取証明書の交付(法第44条、法第45条)

第1種フロン類充填回収業者は、第1種特定製品廃棄等実施者から直接に又は第1種フロン類引渡受託者を通じてフロン類の引取を求められたときは、書面の交付又は委託確認書の回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引取らなければならない。フロン類の引取に当っては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従ってフロン類を回収しなければならない。

第1種フロン類回収業者は、第1種特定製品廃棄等実施者から直接フロン類を引取ったときは、フロン類の引取を証する書面に、主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第1種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を交付しなければならない。この場合において当該第1種フロン類充填回収業者は、当該引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。また第1種フロン類引取受託者を通してフロン類を引取ったときは、当該第1種フロン類引取受託者に引取証明書を交付するとともに、遅滞なく当該フロン類に係る第1種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書の写しを送付しなければならない。

[リストに戻る](#)**(3) 引渡義務(法第46条)**

第1種フロン類充填回収業者は、第1種特定製品廃棄等実施者や第1種特定製品整備者からフロン類を引取ったときは、自ら当該フロン類の再生をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第1種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引渡さなければならない。フロン類の引渡に当っては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従ってフロン類を運搬しなければならない。

(4) 充填量及び回収量の記録と報告(法第47条)

第1種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに第1種特定製品の整備が行われる場合において第1種特定製品に冷媒として充填した量及び回収した量、第1種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第1種フロン類再生業を行う場合において再生した量、第1種フロン類再生業者に引渡した量、フロン類破壊業者に引渡した量その他主務省令で定める事項に関し記録を作成し、その業務を行う事業所に保存しなければならない。また第1種特定製品の整備の発注をした第1種特定製品管理者、第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者又は第1種フロン類引渡受託者から、これらの者に係る充填量や回収量の記録を閲覧したい旨の申し出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第1種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに毎年度、前年度において第1種特定製品の整備が行われる場合において第1種特定製品に冷媒として充填した量、第1種フロン類再生業を行う場合において再生した量、第1週フロン類再生業者に引渡した量、フロン類破壊業者に引渡した量その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

[目次に戻る](#)

(5) 指導及び助言(法第48条)

都道府県知事は、第1種フロン類充填回収業者に対し、フロン類の引取及び引渡しの実施を確保するため、必要があると認めるときは、当該引取及び引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(6) 再生証明書の回付(法第59条)

第1種フロン類充填回収業者は、再生証明書の交付を受けたときは、遅滞なく所定の区分に応じ、それぞれの該当者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において当該回付をした再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。

(7) 勧告及び命令(法第49条、法第62)

都道府県知事は、第1種フロン類充填回収業者が充填証明書や回収証明書の交付に係る規定及び引取証明書に係る規定を順守していないと認めるときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。また第1種フロン類充填回収業者がフロン類の充填に関する基準や運搬に関する基準を順守していないと認めるときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、期限を定めて、その基準を順守すべき旨の勧告をすることができる。さらに正当な理由がなくて、フロン類の引取り又は引渡しをしない第1種フロン類充填回収業者があるときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、期限を定めて、その引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種フロン類充填回収業者があるときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、期限を定めて、その引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種フロン類充填回収業者が、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、その観光に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

主務大臣は、第1種フロン類充填回収業者が、再生証明書に係る規定を順守していないと認めるときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種フロン類充填回収業者が、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

[リストに戻る](#)

(8) 費用請求と費用負担(法第74条、法第75条、法第69条)

4H 第1種フロン類再生業者

第1種フロン類充填回収業者は、第1種特定製品整備者からフロン類の回収の委託を受けようとするときは又は第1種特定製品廃棄等実施者からフロン類の引取りを求められたときは、当該第1種特定製品整備者又は第1種特定製品廃棄等実施者に対し、当該フロン類回収、当該フロン類をフロン類破壊業者又は第1種フロン類再生業者に引渡すために行なう運搬及び当該フロン類の破壊マヤは再生を行う場合に必要となる費用に関し適正な料金を請求することができる。

第1種フロン類充填回収業者は、第1種フロン類再生業者のフロン類の再生に要する費用の請求に要する費用の請求に応じて適正な料金の支払いを行うものとする。またフロン類破壊業者のフロン類の破壊に要する費用の請求に応じて適正な料金の支払いを行うものとする。

(1) 許可(法第50条、則第55条)

第1種フロン類再生業を行おうとする者は、その業務を事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

[目次に戻る](#)

(2)再生義務と再生証明書の交付(法第58条、則第59条)

第1種フロン類再生業者は、第1種フロン類充填回収業者からフロン類を引取った場合において、当該フロン類の再生を行うときは、主務省令で定めるフロン類の再生に関する基準に従って、フロン類の再生を行わなければならない。フロン類の再生を行った場合において、当該フロン類のうちに再生されなかったものがあるときは、フロン類破壊業者に対し、これを引渡さなければならない。またフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従ってフロン類を運搬しなければならない。

第1種フロン類再生業者は、フロン類の再生を行ったときは、フロン類の再生を行ったことを証する書面に、主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引取った第1種フロン類充填回収業者に、当該再生証明書を交付しなければならない。この場合において当該第1種フロン類再生業者は、当該再生証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。

(3)再生の記録等(法第60条)

第1種フロン類再生業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、再生した量、フロン類破壊業者に引渡した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。さらに主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において再生した量、フロン類破壊業者に引渡した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(4)指導及び助言(法第61条)

主務大臣は、第1種フロン類再生業者に対し、フロン類の引渡しを確保するため、必要があると認めるときは、当該引渡しに関し、必要な指導及び助言をすることができる。

(5)勧告及び命令(法第62条)

主務大臣は、第1種フロン類再生業者がフロン類の再生に関する基準や運搬に関する基準を順守していないと認めるときは、当該第1種フロン類再生業者に対し、期限を定めて、その基準を順守すべき旨の勧告をすることができる。また再生証明書に係る規定を順守していないと認めるときは、当該第1種フロン類再生業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。さらに正当な理由がなくてフロン類の引渡しをしない第1種フロン類再生業者があるときは、当該第1種フロン類再生業者に対し、期限を定めて、当該引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種フロン類再生業者が、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該第1種フロン類再生業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

[リストに戻る](#)

(6)費用請求と費用負担(法第75条、法第69条)

第1種フロン類再生業者は、フロン類の再生に要する費用に関して、第1種フロン類充填回収業者に対し、適正な料金を請求することができる。

第1種フロン類再生業者は、フロン類は破壊業者のフロン類の破壊に要する費用の請求に応じて、適正な料金の支払いを行うものとする。

41 フロン類破壊業者

(1)許可(法第63条、則第70条)

フロン類破壊業を行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

(2)引取及び破壊義務と費用の請求(法第69条)

フロン類破壊業者は、第1種フロン類充填回収業者や第1種フロン類再生業者からフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引取らなければならない。また自動車製造業者等からフロン類の破壊の委託の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。フロン類を引取ったときマヤはフロン類の破壊を受託したときは、主務省令で定めるフロン類の破壊に関する基準に従って、当該フロン類を破壊しなければならない。

フロン類破壊業者は、フロン類の破壊に要する費用に関して、第1種フロン類充填回収業者や第1種フロン類再生業者及び自動車製造業者等に対し、適正な料金を請求することができる。

[目次に戻る](#)

(3)破壊証明書の交付(法第70条)

フロン類破壊業者は、フロン類を引取った場合において、フロン類を破壊したとくは、フロン類を破棄したことを証する書面に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引取った第1種フロン類充填回収業者に、当該破壊証明書を交付しなければならない。この場合において当該フロン類破壊業者は、当該破壊証明書の写しを当該交付した日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。

(4)破壊量の記録(法第71条)

フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、破壊した量その他主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。さらに主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において破壊した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(5)指導及び助言(法第72条)

主務大臣は、フロン類破壊業者に対し、フロン類の引取りや破壊の受託又は破壊の実施に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

(6)勧告及び命令(法第73条)

主務大臣は、フロン類破壊業者がフロン類の破壊に関する基準を順守していないと認めるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、その基準を順守すべき旨の勧告をすることができる。また正当な理由がなくてフロン類の引取り若しくは破壊の受託又は破壊をしないフロン類破壊業者があるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、その引取り若しくは破壊の受託又は破壊をすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けたフロン類破壊業者が、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該フロン類破壊業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5.留意事項

(1)指針の策定(法第3条)

[リストに戻る](#)

主務大臣は、フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制を図ることによりオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に資するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項について指針を定め公表するものとする。

6.地方条例(参照用)

[目次に戻る](#)

(7) 化学物質排出把握管理促進法

(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)

1. 公布日

初回公布日 平成11年7月13日

改正公布日 平成15年2月3日

施工日(最新のみ) 平成15年2月3日

出典: e-Govポータル <https://laws.e-gov.go.jp/law/411AC0000000086>

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令

初回公布日 平成12年3月29日

改正公布日 令和3年10月20日

施工日 令和6年4月1日

出典: e-Govポータル <https://laws.e-gov.go.jp/law/412CO0000000138>

今回の改正点

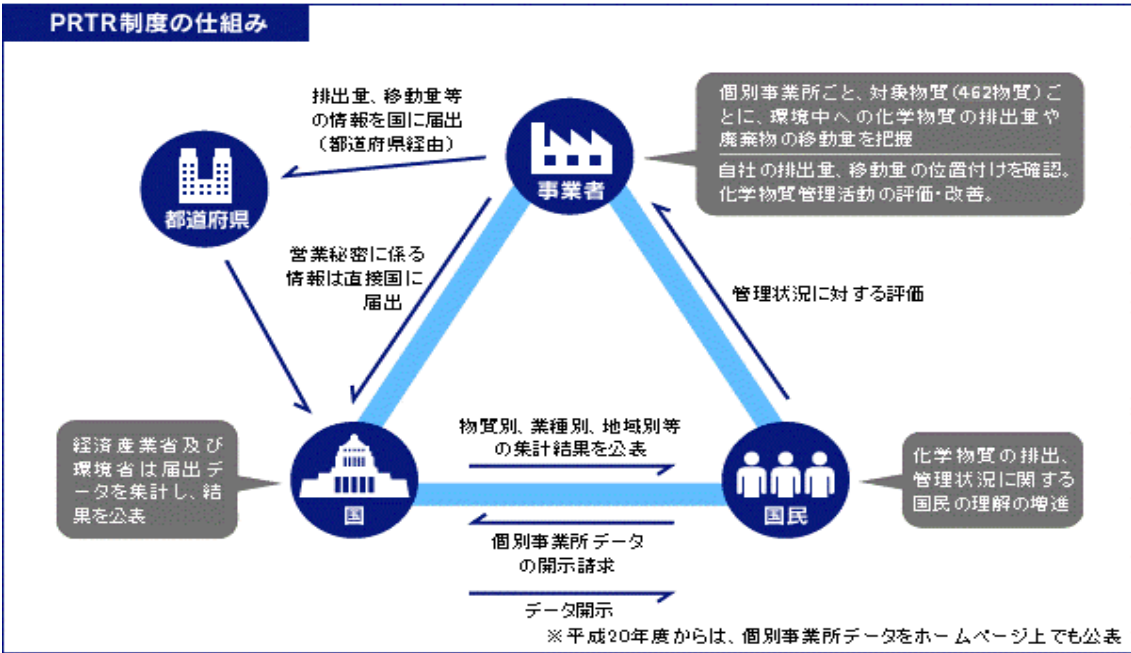
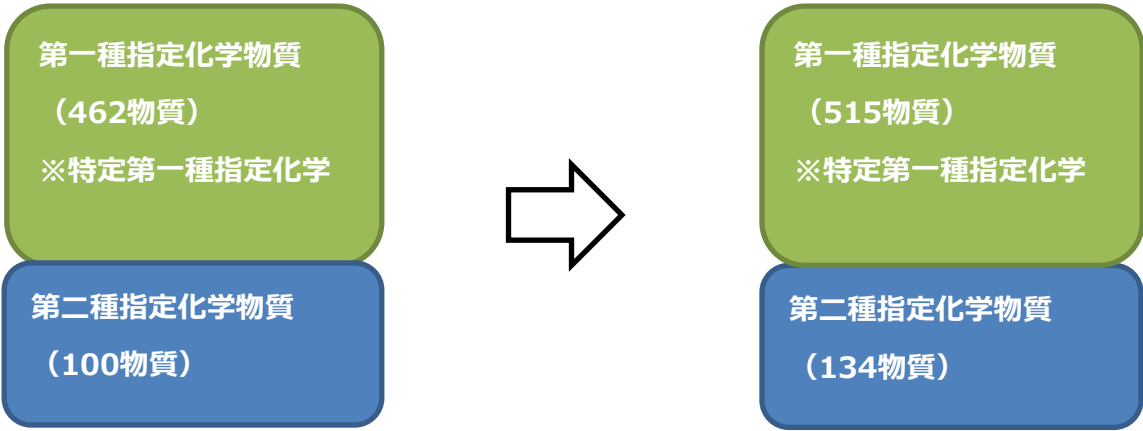
・PRTR制度とSDS制度の対象となる第一種指定化学物質が515物質に改訂

・SDS制度のみの対象となる第二種指定化学物質が134物質に改訂

※前回から削除された物質が164種。

現行 562物質

改正後 649物質



[目次に戻る](#)

SDS(安全データシート)制度
有害性のある化学物質及びそれを規定含有率以上含有する製品を他の業者に譲渡
提供する際に指定化学物質の性状及び取り扱いに関する情報の提供



2.目的
この法律は、環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配
慮しつつ経済産業省 化学物質排出把握管理促進法 現行指定化学物質リスト
いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境
への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び
取扱いに関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理
の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。

[リストに戻る](#)

3.適用要否の確認
【PRTRとは】
Pollutant Release and Transfer Registration の略で、環境汚染物質排出・移動登録制度
と訳されている。

《確認 1：第1種指定化学物質等取扱事業者ですか？》
◆第1種指定化学物質等取扱事業者である⇒適用を受ける⇒4Aの順守が必要

- 【第1種指定化学物質とは】(法第2条、令第1条別表第1)**
●第1種指定化学物質とは、次の3つの条件いずれかに該当する化学物質で、相当広範な
地域の環境において継続して存在することが認められるもので、513物質が指定されている。
- ①人の健康や生息生育に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ②自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質が人の健康や動植物の生息
生育に支障を及ぼすおそれのあるもの
 - ③オゾン層を破壊し太陽紫外線放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を
損なうおそれのあるもの

経産省HP参照
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

参照先
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf

[目次に戻る](#)

【第1種指定化学物質等取扱事業者とは】(法第2条、令第3条～第5条)

- 第1種指定化学物質等取扱事業者とは、第1種指定化学物質の製造の事業を営む者及び業として第1種指定化学物質又は第1種指定化学物質1%以上含有する製品を使用する者その他業として第1種指定化学物質等を取扱う者。及び事業活動に伴って付随的にその第1種指定化学物質を生成し排出することが見込まれる者であって、政令で定める24業種に該当し、その第1種指定化学物質を年間1トン以上取扱い、常時雇用する従業員の数が21人以上である事業場を有する事業者。さらにカドミウム・砒素等15種の特定第1種指定化学物質又はその物質を0.1%以上含有する製品を年間0.5トン以上取扱う事業場を有する事業者。その他政令で定める要件に該当する者をいう。

《確認 2: 第2種指定化学物質等取扱事業者ですか?》

- ◆第2種指定化学物質等取扱事業者である⇒適用を受ける⇒4Bの順守が必要

【第2種指定化学物質とは】(法第2条、令別表第2)

- 第2種指定化学物質とは、第1種指定化学物質の条件のいずれかに該当し、相当広範な地域の環境において継続して存在することとなるが見込まれるもので、134物質が指定されている。

4.順守内容

指定化学物質等取扱事業者の責務(令第4条)

第1種指定化学物質及び第2種指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあるものであること等を認識し、かつ化学物質管理指針に留意して指定化学物質の製造使用その他の取扱等に係る管理を行うとともにその管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努める。

4A 第1種指定化学物質等取扱事業者

(1) 排出量及び移動量の把握と届出(法第5条、則第2条～第6条)

第1種指定化学物質等取扱事業者は、第1種指定化学物質の排出量及び移動量を把握して、毎年、事業者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して主務大臣に届出なければならない。

[リストに戻る](#)

(2) 性状及び取扱いに関する情報の提供(法第14条)

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡又は提供するときは、その相手方に対して、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報(SDS: Safety Data Sheet)を文書や磁気ディスク等の方法で提供しなければならない。また、その情報の内容に変更が生じたときは速やかに情報を提供しなければならない。

参照先 経済産業省 化管法SDS 標準的な書式

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds62.html

- ◆指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法を定める省令(H12通商産業省 令第401号)。

(3) 勧告及び公表(法第15条)

経済産業大臣は、情報の提供の規定に違反する指定化学物質等取扱事業者があるときは、その指定化学物質等取扱事業者に対し、必要な情報を提供すべきことを勧告することができる。

4B 第2種指定化学物質等取扱事業者

(1) 性状及び取扱いに関する情報の提供(法第14条)

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡又は提供するときには、その相手方に対して、その化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書や磁気ディスク等の方法で提供しなければならない。またその情報の内容に変更が生じたときは速やかに情報を提供しなければならない。

- ◆指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法を定める省令(H12通商産業省 令第401号)。

(2) 勧告及び公表(法第15条)

経済産業大臣は、情報の提供の規定に違反する指定化学物質等取扱事業者があるときは、その指定化学物質等取扱事業者に対し、必要な情報を提供すべきことを勧告することができる。

[目次に戻る](#)

5.留意事項

(1)SDSの記載事項
(指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令)
SDSの主な記載事項は次のとおりである。
用途、組成・成分情報、応急措置、火災時の措置、漏出時の措置、取扱い及び保管上の注意、暴露防止及び保護措置、物理的及び化学的性質、安定性及び反応性、有害性情報、廃棄場の注意、輸送上の注意、適用法令など。

(2)SDSは何のためにあるのか？
(自動車部品工業会；SDS活用のためのガイダンス資料(2019年7月)より)

◆SDSは工場で使用する材料・副資材の化学物質管理の基本となるもの。

- ①化学品を使用する人たちの安全性を確保するため
(健康被害、化学品事故等の未然防止)
- ②成分情報を用いて、行政への各種届出をするため
(例)PRTR法；届出等
- ③輸送(輸出)する際に、必要な情報を得るため
(例)国連の危険物輸送に関する勧告への対応
- ④廃棄物処理業者への適切な廃棄のための情報伝達

(3)SDSでやれること、やれないこと
(自動車部品工業会；SDS活用のためのガイダンス資料(2019年7月)より)

【SDSでやれること】

- ①日本の法規で報告を義務化した閾値以上の物質の含有情報がわかる
- ②日本の労働安全衛生法で規定した化学物質のリスクアセスメントに利用できる
- ③火災等の災害時の情報収集ツールとして活用できる
- ④日本の労働安全衛生法への対応、毒物・劇物法への対応、化管法等への対応ができる
- ⑤廃棄物業者への情報伝達ツールとして活用できる
- ⑥輸送業者への情報伝達ツールとして活用できる

……………等

【SDSでやれないこと】

- ①化学品の全成分は分からない(IMDS等の情報伝達には情報不足)
- ②海外輸出する場合、日本のSDSをそのまま現地語に訳すのでは、
輸出先の国のSDSとはならない
(例)EU－REACHに適合したSDSとはならない

……………等

(4)SDS及びラベルに関するJIS Z 7252 & 7253の改正
(自動車部品工業会；SDS活用のためのガイダンス資料(2019年7月)より)

- EU改正CLP規則(公布日：2019年3月27日、義務適用日2020年10月17日、詳細はP125参照)を受けて、
- ①JISが改正され、今後、3年以内に改正JISに従ったSDS及びラベルへの更新が必要です
 - ②材料・副資材メーカーと協力してSDS及びラベルの更新作業を推進して下さい
 - ③材料・副資材メーカーの自主性にお任せするのではなく自社で担当者を決めて更新版SDSの入手、フォローを行なってください

[リストに戻る](#)

[目次に戻る](#)

6.地方条例(参照用)

愛知県

法規名	県民の生活環境の保全等に関する条例、県民の生活環境の保全等に関する条例/施行規則 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例・条例施行細則
要求事項	特定化学物質等取扱事業者 (H30年度時点では「第1種指定化学物質取扱事業者」と同等定義となっている。)
条項	愛知県条例施行規則77、名古屋市条例施行細則43
適用条件	特定化学物質等取扱事業者に該当しますか？ 該当要件：常時使用する従業員の数が21人以上 であり、年間に伴い取り扱う第一種指定化学物質であって、特定第一種指定化学物質以外のもののいずれかの質量が1t以上である事業所。または年間に取り扱う特定第一種指定化学物質のいずれかの質量が0.5t以上である事業所※該当しない場合、以下不要
要求事項	特定化学物質の取扱量の把握、届出等
条項	愛知県条例68、名古屋市条例48
適用条件	把握される前年度の特定化学物質の取扱量を毎年度6月末までに知事に届出をしていますか？（名古屋市は市長へ）
要求事項	特定化学物質等適正管理書の作成等
条項	愛知県条例69、名古屋市条例49
適用条件	特定化学物質等を適正に管理するための方法を記載した書面を作成するよう努めていますか？特定化学物質等管理書を作成し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、これを知事に提出していますか？（名古屋市は市長へ）
要求事項	特定事業所における事故時の措置
条項	愛知県条例70、名古屋市条例50
適用条件	施設の破損その他の事故が発生し、特定化学物質が当該特定事業所から大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く特定化学物質の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、その事故の状況を知事に通報するとともに、速やかに、その講じた応急の措置の内容その他の規則で定める事項を知事に届け出ていますか？（名古屋市は市長へ）

[リストに戻る](#)

[目次に戻る](#)

(8) 大気汚染防止法

(大気汚染の防止に関する法律)

1. 公布日
初回公布日 昭和43年6月10日
改正公布日 令和7年6月1日
施工日(最新のみ) 令和7年6月1日
出典: e-Govポータル https://laws.e-gov.go.jp/law/343AC0000000097/20250601_504AC0000000068

2. 目的
この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

3. 適用要否の確認
《確認 1: 煤煙発生施設設置者ですか?》
◆ 煤煙発生施設設置者である⇒適用を受ける⇒4Aの順守が必要

【煤煙とは】(法第2条、令第1条)
● 煤煙とは、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物や燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん及び物の燃焼・合成・分解その他の処理に伴い発生する物質のうちカドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質をいう。 [リストに戻る](#)

【煤煙発生施設とは】(法第2条、令第2条別表第1)
● 煤煙発生施設とは、工場又は事業場に設置される施設で、煤煙を発生し排出するもののうち、その施設から排出される煤煙が大気汚染の原因となるものとして政令で定められるボイラー、水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉、金属の精錬又は無機化学工業品の製造用に供する焙焼炉や焼結炉及び焼炉等の33種類の施設をいう。

[目次に戻る](#)

煤煙発生施設（施行令別表第1）

No.	煤煙発生施設	定格・能力
1	ボイラー	電熱面積10㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上
2	ガス発生炉、加熱炉	原料処理能力20t/日以上、燃焼能力50リットル/時以上
3	ばい焼炉、焼結炉	原料処理能力1t/日以上
4	金属精錬用の溶鉱炉、転炉、平炉	原料処理能力1t/日以上
5	金属精錬又は鑄造用の溶鉱炉	火格子面積1㎡以上、羽口断面面積0.5㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上、変圧器定格能力200kVA以上
6	金属精錬、圧延、熱処理用の加熱炉	火格子面積1㎡以上、羽口断面面積0.5㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上、変圧器定格能力200kVA以上
7	石油製品、石油化学製品、コールタール製品製造用の加熱炉	火格子面積1㎡以上、羽口断面面積0.5㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上、変圧器定格能力200kVA以上
8	石油精製用の流動接触分解装置の触媒再生	触媒の付着する炭素の燃焼能力200kg/時以上
8－2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置の焼却炉	燃焼能力6リットル/時以上
9	窯業製品製造用の焼成炉、溶融炉	火格子面積1㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上 変圧器定格能力200kVA以上
10	無機化学工業用品又は食料品製造用の反応炉、直下炉	火格子面積1㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上 変圧器定格能力200kVA以上
11	乾燥炉	火格子面積1㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上 変圧器定格能力200kVA以上
12	製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイト製造用電気炉	変圧器定格能力1000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積2㎡以上、燃焼能力200kg/時以上
14	銅、鉛、亜鉛の精錬用のばい焼炉、焼結炉 溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	原料処理能力1.5t/時以上、火格子面積0.5㎡以上、羽口断面面積0.2㎡以上、燃焼能力20リットル/時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造用の乾燥施設	容量0.1立方m以上
16	塩素化エチレン製造用の塩素急速冷凍装置	塩素処理能力50kg/時以上
17	塩素第二鉄製造用の溶解炉	塩素処理能力50kg/時以上
18	活性炭製造用の反応炉	燃焼能力3リットル/時以上
19	化学製品製造用の塩素反応施設 塩素水素反応施設、塩化水素吸収施設	塩素処理能力50リットル/時以上
20	アルミニウム製錬用の電解炉	電流容量30kA以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用の反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	燐鉱石処理能力80kg/時以上、燃焼能力50リットル/時以上 変圧器定格能力200kVA以上
22	弗酸製造用濃縮施設、吸収施設、蒸留施設	電熱面積10㎡以上、ポンプ動力1kW以上
23	トリポリ酸ナトリウム製造用の反応施設 乾燥炉、焼成炉	原油処理能力80kg/時以上、火格子面積1㎡以上 燃焼能力50リットル/時以上
24	鉛の第二次製錬又は鉛の管、板、線製造の溶解炉	燃焼能力10リットル/時以上、変圧器定格能力40kVA以上
25	鉛蓄電池製造用の溶解炉	燃焼能力4リットル/時以上、変圧器定格能力20kVA以上
26	鉛系顔料製造用の溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	容量0.1立方m以上、燃焼能力4リットル/時以上 変圧器定格能力20kVA以上
27	硝酸製造用吸収施設、漂白施設、濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力100kg/時以上
28	コークス炉	原料処理能力20t/時以上
29	ガスタービン	燃焼能力50リットル/時以上
30	ディーゼル機関	燃焼能力50リットル/時以上
31	ガス機関	燃焼能力50リットル/時以上
32	ガソリン機関	燃焼能力50リットル/時以上

[リストに戻る](#)

[目次に戻る](#)

《確認 2:揮発性有機化合物排出施設設置者ですか？》

◆揮発性有機化合物排出施設設置者である⇒適用を受ける⇒4Bの順守が必要

【揮発性有機化合物とは】(法第2条、令第2条の2)

●揮発性有機化合物とは、大気中に排出され又は飛散したときに気体である有機化合物をいう。

【揮発性有機化合物排出施設とは】(法第2条、令第2条の3別表第1の2)

●揮発性有機化合物排出施設(下表)とは、工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染原因となるものであって、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定める揮発性有機化合物による溶剤乾燥 施設や洗浄施設及びその貯蔵施設並びに塗装施設とその乾燥施設や接着乾燥施設や印刷乾燥施設等をいう。

【表】 揮発性有機化合物排出施設

1. VOCを溶剤として使用する化学製品製造用の乾燥施設(VOCを蒸発させるためのものに限る)	送風機の送風能力(送風機が設置されていない場合は、排風機の排風能力)が3,000m ³ /時以上
2. 塗装施設(吹付塗装)	排風機の排風能力が100,000m ³ /時以上
3. 塗装用の乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装を除く)	送風機の送風能力が10,000m ³ /時以上
4. 印刷回路用銅張積層板、粘着テープもしくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る)の製造に係る接着用の乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /時以上
5. 接着用の乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む)の製造用を除く)	送風機の送風能力が15,000m ³ /時以上
6. 印刷用の乾燥施設(オフセット輪転印刷)	送風機の送風能力が7,000m ³ /時以上
7. 印刷用の乾燥施設(グラビア印刷)	送風機の送風能力が27,000m ³ /時以上
8. 工業用のVOCによる洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供したVOCを蒸発させるための乾燥施設を含む)	洗浄施設においてVOCが空気が接する面の面積が5m ² 以上
9. ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超えるVOCの貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む)を除く)	容量が1,000kl以上

[リストに戻る](#)

《確認 3:一般粉じん発生施設設置者ですか？》

◆一般粉じん発生施設設置者である⇒適用を受ける⇒4Cの順守が必要

【一般粉じんとは】(法第2条、令第2条の4)

●一般粉じんとは、物の破碎や選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する粉じんのうち、特定粉じん以外の物をいう。

【一般粉じん発生施設とは】(法第2条、令第3条別表第2)

●一般粉じん発生施設(下表)とは、工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し及び排出し又は飛散させるもののうち、その施設から排出され又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるものとして政令で定める一定規模以上のコークス炉、鉱物又は土石の堆積場、ベルトコンベア及びバケットコンベア、破碎機及び摩砕機、ふるいの5種類の施設をいう。

[目次に戻る](#)

【表】 一般粉じん発生施設

1. コークス炉	原料処理能力が1日当たり50t以上
2. 鉱物（コークスを含み、石綿を除く）又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上
3. ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く）	ベルトの幅が75cm以上であるが、又はバケットの内容容積が0.03㎡以上
4. 破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものおよび密閉式のものを除く）	原動機の定格出力が75kW以上
5. ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く）	原動機の定格出力が15kW以上

《確認 4: 特定粉じん発生施設設置者ですか？》

◆ 特定粉じん発生施設設置者である⇒適用を受ける⇒4Dの順守が必要

【特定粉じんとは】（法第2条、令第2条の4）

● 特定粉じんとは、物の破碎や選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する粉じんのうち石綿その他の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質をいう。

【特定粉じん発生施設とは】（法第2条、令第3条の2別表2の2）

● 特定粉じん発生施設とは、工場又は事業場に設置される施設で特定粉じんを発生し及び排出し又は飛散させるもののうち、その施設から排出され又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるものとして政令で定める解綿用機械、紡織用機械、切断機、研磨機、切削用機械、破碎機及び摩砕機、プレス、穿孔（せんこう）機の9種類の施設をいう。

[リストに戻る](#)

《確認 5: 特定粉じん排出等作業者又は排出作業を伴う建設工事の発注者ですか？》

◆ 特定粉じん排出等作業者または排出作業を伴う建設工事の発注者です⇒適用を受ける⇒4Eの順守が必要

【特定粉じん排出等作業とは】（法第2条、令第3条の4）

● 特定粉じん排出等作業とは、吹付け石綿、石綿＝アスベストを含有する断熱材や保温材及び耐火被覆材である特定建設材料が使用されている建築物その他の工作物を解体改造し又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となる作業をいう。

《確認 6: 特定物質発生施設設置者ですか？》

◆ 特定物質発生施設設置者である⇒適用を受ける⇒4Fの順守が必要

【特定物質とは】（法第17条、令第10条）

● 特定物質とは、物の合成や分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれのあるアンモニア、弗化水素、シアン化水素、一酸化炭素、ホルムアルデヒド、メタノール、硫化水素、燐化水素、塩化水素、二酸化窒素、アクロレイン、二酸化硫黄、塩素、二酸化炭素、ベンゼン、ピリジン、フェノール、硫黄、弗化ケイ素、ホスゲン、二酸化セレン、クロスホン酸、黄リン、三塩化りん、臭素、ニッケルカルボニル、五塩化りん、メルカプタンをいう。

【特定物質発生施設とは】（法第17条、令第10条）

● 特定物質発生施設とは、物の合成や分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康や若しくは生活環境に係る被害を生じるおそれのあるものとして政令で定める特定物質を発生する施設で、煤煙（ばいえん）発生施設を除くものをいう。

[目次に戻る](#)

《確認 7: 指定物質排出施設設置者ですか？》

◆指定物質排出施設設置者である⇒適用を受ける⇒4Gの順守が必要

【特定物質とは】(法附則第9項、令附則第3項)

- 指定物質とは、継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となる有害大気汚染物質のうち、人の健康に係る被害を防止するためのその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンをいう。

【指定物質排出施設とは】(法附則第9項、令附則第4項別票第6)

- 指定物質排出施設とは、継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となる有害大気汚染物質のうち、人の健康に係る被害を防止するためにその排出又は飛散を早急に抑制しなければならない指定物質を大気中に排出又は飛散させる施設で、一定規模以上のコークス炉、ベンゼン蒸留施設、トリクロロエチレンによる乾燥施設等をいう。

《確認 8: 水銀排出施設設置者ですか？》

◆水銀排出施設設置者である⇒適用を受ける⇒4Hの順守が必要

【水銀等とは】(法第2条)

- 水銀等とは、水銀及びその化合物をいう。

【水銀排出施設とは】(法第2条、令第3条の5)

- 水銀排出施設とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち政令で定める水俣条約付属書Dに掲げる施設又は同付属書Dに掲げる工程を行う施設のうち条約第8条、2(D)の基準として環境省令で定める基準に該当するものをいう。

[リストに戻る](#)

【表10】水銀排出施設となる施設

水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設	施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
			新規施設	既存施設
石炭火力発電所産業 用石炭燃焼ボイラー	石炭専焼ボイラー 大型石炭湿焼ボイラー 小型石炭湿焼ボイラー	●伝熱面積10㎡以上 ●燃焼能力50L/時以上	8	10
			10	15
非鉄金属(銅、鉛、亜鉛 及び工業金)製造に用 いられる精錬及び焙焼 の工程	一次施設 銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、 焼結炉(ペレット焼成炉を含む)及び ヒ焼炉/金属の精錬の用に供する 溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む)転炉 及び平炉: ●原料処理能力1t/時以上 ――次ページに続く――	15	30
水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設	施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
			新規施設	既存施設
非鉄金属(銅、鉛、亜鉛 及び工業金)製造に用 いられる精錬及び焙焼 の工程	一次施設 鉛又は亜鉛	――全ページより続く―― 金属の精錬の用に供する溶解炉 (こしき炉を除く): ●火格子面積1㎡以上 ●羽口面断面積0.5㎡以上 ●燃焼能力50L/時以上 ●変圧器定格容量200kVA以上 銅、 鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙 焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含 む)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む)、 転炉、溶解炉及び乾燥炉: ●原料処理能力0.5t/時以上 ●火格子面積0.5㎡以上 ●羽口面断面積0.2㎡以上 ●燃焼能力20L/時以上	30	50
	二次施設 銅、鉛又は亜鉛		100	400

[目次に戻る](#)

【表10】水銀排出施設となる施設

非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び工業金)製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	二次施設 工業金	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉: ● 燃焼能力10L/時以上 ● 変圧器定格容量40kVA以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉: ● 原料処理能力0.5t/時以上	30	50
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)	● 火格子面積2㎡以上 ● 焼却能力200Kg/時以上	30	50
	水銀含有汚泥等の焼却炉等	水銀回収業務付け産業配起き物又は水銀含有再生資源を取扱う施設(加熱工程を含む施設に限る)(施設規模による裾切はなし)	50	100
セメントクリンカーの製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	● 火格子面積1㎡以上 ● 燃焼能力50L/時以上 ● 変圧器の定格容量200kVA以上	50	80

4 順守内容

事業者の責務(法第17条の2、第17条の14、第18条の21)

事業者は、煤煙の排出の規則等に関する措置のほか、その事業活動に伴う煤煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようしなければならない。

事業者は、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようしなければならない。

4A 煤煙発生施設設置者

[リストに戻る](#)

(1) 施設設置及び廃止の届出、変更届(法第6条、第11条、則第8条)

煤煙発生施設(P78表)を設置しようとする者は、その煤煙量又は煤煙濃度がその煤煙発生施設の種類、構造、使用方法、煤煙の処理方法を都道府県知事に届けなければならない。また、内容等に変更があったとき又は当該施設の使用を廃止したときは、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

(2) 煤煙の排出制限(法第13条)

煤煙発生施設で発生する煤煙を大気中に排出する者は、その煤煙量又は煤煙濃度がその煤煙施設の排出口において排出基準に適合しない煤煙を排出してはならない。

① 一般排出基準は、硫黄酸化物・煤塵・有害物質ごとに定められており、硫黄酸化物に係る煤煙発生施設において発生し排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量について地域の区分ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度(法第3条第2項第1号、令第5条別表第3、則第3条別表第1)。煤塵に係る煤煙発生施設において発生し排出口から大気中に排出される排出物に含まれる煤煙の量について施設の種類及び規模ごとに定める許容限度(法第3条第2項第2号、則第4条別表第2)。有害物質に係る煤煙発生施設において発生し排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について有害物質の種類及び施設の種類の種類ごとに定める許容限度(法第3条第2項第3号、則第5条別表第3)。

② 特別排出基準は、硫黄酸化物、煤塵又は特定有害物質に係る煤煙発生施設が集合して設置されている施設集合地域において新設される煤煙発生施設について適用される(法第3条第3項、令第6条、則第6条、第7条)。

③ 上乘せ排出基準は、都道府県はその区域のうちに一般排出基準によっては十分ではない区域について、その区域における煤煙発生施設にて発生する物質について条例で厳しい許容限度を定めることができる(法第4条、令第7条)。

④ 総量規制基準は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の指定煤煙ごとに定められた指定地域において一定規模以上の特定工場等で発生する指定煤煙について適用される(法第5条の2、令第7条の3別表第3、則第7条別表第4)。

⑤ 燃料使用基準は、硫黄酸化物に係る煤煙発生施設で燃料使用量に著しい季節変動があるものが密集している地域について環境大臣が定める基準に従い都道府県知事が定める(法第15条、令第9条、則第14条)。

[目次に戻る](#)

- (3) 煤煙量等の測定と記録(法第16条、則第15条、法第35条)
煤煙排出者は、その煤煙発生施設に係る煤煙量又は煤煙濃度を測定し、その結果を記録し保存しなければならない。
この規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし又は記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処する。
- (4) 事故時の措置(法第17条、令第10条)
煤煙排出施設設置者は、煤煙発生施設において故障や破損その他の事故が発生し、煤煙が立機器中に多量に排出されたときは、直ちに応急の措置を講じ、かつ速やかに復旧するよう努め、直ちにその事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。
- (5) 公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)
一定の条件の下に、公害防止管理者を選任する必要がある。

4B 揮発性有機化合物排出施設設置者

- (1) 届出義務、変更(法第17条の5、第17条の7)
揮発性有機化合物排出施設(P75)を設置しようとする者は、名称、所在地、代表者氏名、揮発性有機化合物排出施設の種類、構造、使用及び処理の方法などを都道府県知事に届出なければならない。また内容等を変更しようとするときは、その旨を都道府県知事に届けなければならない。
- (2) 排出基準の順守(法第17条の10)
揮発性有機化合物排出施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者は、その揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。
- (3) 濃度の測定・記録(法第17条の12、則第15条の3)
揮発性有機化合物排出者は、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録し保存しなければならない。

[リストに戻る](#)

4C 一般粉じん発生施設設置者

- (1) 届出義務、変更(法第18条、第18条の2、則第10条)
一般粉じん発生施設(P81)を設置しようとする者は、名称、所在地、代表者氏名、一般粉じん発生施設の種類、構造、使用及び管理の方法、発生施設の配置図などを都道府県知事に届けなければならない。また、内容等に変更があった場合にも都道府県知事に届けなければならない。
- (2) 施設の構造使用管理基準の順守(法第18条の3、則第16条)
一般粉じん排出施設は政令で定める構造と使用・管理に関する基準を遵守しなければならない。
* 粉じんの発生量などに関する規制値は定められていない。
- (3) 公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)
一定の条件の下に、公害防止管理者を選任する必要がある。

4D 特定粉じん排出施設設置者

- (1) 届出義務、変更(法第18条の6、第18条の7、則第10条の2)
特定粉じん発生施設を設置しようとする者は、名称、所在地、代表者氏名、特定粉じん発生施設の種類、構造、使用及び管理の方法、処理又は飛散防止の方法、発生施設の配置図などを都道府県知事に届けなければならない。また、内容等に変更があった場合にも都道府県知事に届けなければならない。
- (2) 敷地境界基準の遵守(法第18条の10、第18条の5、則第16条の2)
特定粉じん発生施設は、敷地境界における規制基準(敷地境界基準)として、規則第16条の2に示された、大気中の石綿濃度が1リットルにつき10本以下という基準を遵守しなければならない。
- (3) 測定・記録(法第18条の12、則第16条の3)
特定粉じん発生施設は、敷地境界における大気中の特定粉じんの濃度を測定し、記録しなければならない。

[目次に戻る](#)

(4)公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)
一定の条件の下に、公害防止管理者を選任する必要がある。

4E 特定粉じん排出作業等作業発注者及び施行者

(1)届出義務(法第18条の15、則第10条の4)

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者は、作業開始の14日前までに、名称、工事の場所、作業の種類、実施時期、使用箇所・面積、作業方法などを都道府県知事に届けなければならない。

(2)解体工事に係る調査及び説明等(法第18条の17)

建築物等を解体し、改善し又は補修する作業を伴う建設工事の受注者は、当該解体工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより当該解体工事等工事の発注者に対し当該調査の結果について所定の事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。またこの場合において当該解体工事が特定工事に該当するときは所定の事項を書面に記載して説明しなければならない。解体工事を請負契約によらないで自ら施工する者は、当該解体工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

当該解体工事が特定工場に該当するか否かについて調査を行った者は、当該調査に係る解体工事を施工するときは、環境省で定めるところにより当該調査の結果その他所定の事項を当該解体等工事の場所において公衆に見やすいよう掲示しなければならない。

解体工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずるところにより調査に協力しなければならない。

●令和2年6月5日公布 石綿規制の強化

本法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。但し、事前調査結果の報告については、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

改正の概要は、以下の通りである。

建築物等の解体工事における石綿をの飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準順守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

参照先 環境省 大気汚染防止法の一部を改正する法律案の閣議決定について
大気汚染防止法の一部を改正する法律案の概要

https://www.env.go.jp/air/air/post_48/20210909leaflet.pdf

[リストに戻る](#)

* 参考:労働安全衛生法関連規則の改正(強化される石綿規制)P142参照

(3)発注者の配慮(法第18条の20)

特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該工事の請負契約に関する事項について、作業基準の順守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(4)作業基準の遵守(法第18条の18、第18条の14、則第16条の4別表第7)

特定粉じん排出等作業を行う事業者は、規則第16条の4別表7に示された作業基準を遵守しなければならない。

4F 特定物質発生施設設置者

(1)事故時の措置(法第17条)

特定物質を発生する施設について、故障や破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに応急の処置を講じ、かつ速やかに復旧するよう努め、直ちにその事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。

4G 指定物質排出施設設置者

(1)指定物質抑制基準の遵守(法附則9項、令附則3項・4高、H9. 2. 6環境庁告示5)

指定物質の排出事業者は、指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類ごとに定められた、排出又は飛散の抑制に関する基準を遵守しなければならない。

[目次に戻る](#)

4H 水銀排出施設設置者
(1)施設設置及び変更の届出(法第18条の23、法第18条の25、則第10条の5)

水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより所定事項を都道府県知事に届出なければならない。また届出に係る事項の変更をしようとするときは、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

(2)排出基準の順守(法第18条の28)
水銀排出者は、その水銀排出施設に係る排出基準を順守しなければならない。

(3)水銀濃度の測定及び記録(法第18条の30、則第16条の12)
水銀排出者は、環境省令で定めるところにより当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保持しなければならない。

5.留意事項
(1)自動車排ガスについて(法第3条)
大気汚染防止法は自動車排ガスを規制している。しかし、この規制は実際に自動車を運転している個々のドライバーに直接義務が課せられるのではなく、規制を受けるのは自動車メーカーなどの製造者サイドである。

(2)損害賠償(法第25条～第25条の6)
煤煙や粉じん、特定物質が人の健康に被害を及ぼした場合は、事業者の無過失であっても損害賠償の責任を負う。

(3)罰則(法第33条～第37条)
排出基準違反、総量規制違反については、過失の有無にかかわらず直ちに罰則が適用される。行為者を罰するほか、その法人などに対して罰金刑が課せられる(両罰)。

(4)ダイオキシン類の排出基準(ダイオキシン類対策特別措置法)
ダイオキシン類の排出基準を定めている。[リストに戻る](#)

(5)2015年6月19日公布の改正法で、水銀規制が新たに追加
目的規定(第1条)が変更。新たな章(第2章の4)ができ、「水銀等の排出の規制等(第18条の21―第18条の35)が追加

6.地方条例(参照用)

愛知県	
法規名	県民の生活環境の保全等に関する条例、県民の生活環境の保全等に関する条例
要求事項	煤煙量の測定義務
条項	環境保全条例23、同則21、市条21
適用条件	倍人の測定頻度は、ばいじんに関わる全施設(煤煙発生施設区分に関係なく)年二回以上実施していますか？
滋賀県	
法規名	滋賀県公害防止条例、滋賀県公害防止条例規則
要求事項	条例にもとづくばい煙発生施設
条項	施行規則別表第2
適用条件	滋賀県公害防止条例施行規則別表第2(4条関係)の特定施設がありますか？
要求事項	ばい煙発生施設の設置の届出
条項	滋賀県条例第30条
適用条件	ばい煙発生施設を設置しようとするときは、知事に届け出していますか？
要求事項	ばい煙発生施設の構造等の変更の届出
条項	滋賀県条例32条
適用条件	下記の使用・変更があった場合は、知事に届け出していますか？

[目次に戻る](#)

神奈川県

法規名	神奈川県生活条例
要求事項	排出基準の順守
条項	県生活条例2、27
適用条件	ばい煙指定物質（Cd,Cl,HCl,フッ素,鉛及びその化合物窒素酸化物等）を使用していますか？ばい煙の測定と記録がありますか？

要求事項	排出基準の順守
条項	県生活条例7、神奈川県アスベスト除去工事に関する指導指針
適用条件	特定工事の発注者は、除去工事完了後の14日以内に、環境調査等の結果概要、除去工事完了時の点検結果を地域 県政総合センター環境部へ報告していますか？

[リストに戻る](#)

[目次に戻る](#)

(9) 自動車Nox・PM法
(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)

1. 公布日
初回公布日 平成4年6月3日
改正公布日 令和元年5月24日
施工日(最新のみ) 令和2年4月1日
出典: e-Govポータル <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=404AC0000000070>

2. 目的
この法律は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染の状況を鑑み、その汚染の防止に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の果たすべき責務を明らかにするとともに、その汚染が著しい特定の地域について、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減に関する基本方針及び計画を作成し、当該地域内に使用の本拠の位置を有する一定の自動車につき窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を定め、並びに事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出の抑制のための所要の措置を講ずること等により、大気汚染防止法による措置等と相まって、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染に係る環境基準の確保を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

3. 適用要否の確認

《確認 1: 対策地域内で自動車を保有していますか?》

◆ 対策地域内で自動車を保有している⇒適用を受ける⇒4Aの順守が必要

[リストに戻る](#)

【対策地域とは】(法第6条第1項、第8条第1項、令第1条別表第1)

● 対策地域とは、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法による措置のみでは環境基本法の大気環境基準の確保が困難であると認める地域として政令で定める地域をいい、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県の8都府県の大部分が該当する。

【対象自動車とは】(法第33条、令第8条、法第12条、令第4条、則第3条)

● 対象自動車とは、その運行に伴って排出される窒素酸化物や粒子状物質が対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定めるものをいい、普通貨物自動車、大型バス、マイクロバス、乗用自動車、特殊自動車であって、対策地域内に使用の本拠の位置を有するもの。

《確認 2: 周辺地域内自動車を使用する事業者ですか?》

◆ 対策地域内で自動車を保有している⇒適用を受ける⇒4Bの順守が必要

【周辺地域とは】(法第36条)

● 周辺地域とは、対策地域の周辺の地域であって、その地域内に使用の本拠の位置を有する自動車が、指定地域内において相当程度運行されていると認められる地域として主務省令で定める地域をいう。

【指定地域とは】(法第36条)

● 指定地域とは、重点対策地区のうち対策地域外に使用の本拠を有する自動車による大気汚染防止を図るための対策を推進することが必要と認められる地区として都道府県知事の申し出に基づいて環境大臣が指定する地区をいう。

[目次に戻る](#)

【周辺地域内自動車使用事業者とは】

(法第36条、令第9条、運行回数を定める命令第3条)

- 周辺地域内自動車使用事業者とは、対策地域の周辺市域内に使用の本拠の位置を有する周辺地域内自動車を使用する事業者が、一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有するものを30台以上有し、かつ対策地域内の指定地区内において運行する回数が年300回以上である事業者をいう。

《確認 3: 重点対策地域内で特定建物の新築等を行いますか?》

◆重点対策地域内で特定建物の新築等を行う⇒適用を受ける⇒4Cの順守要

【特定建物とは】(法第20条、令第6条)

- 特定建物とは、対策地域内の他の地区に比較して、大気汚染が特に著しい地区であって、その地区の実情に応じた大気汚染の防止を図るための対策を計画的に実施することが特に必要であると認める地区として都道府県知事が指定する地区をいう。

【重点対策地区とは】(法第15条、第17条)

- 重点対策地区とは、対策地域内の他の地区に比較して、大気汚染が特に著しい地区であって、その地区の実情に応じた大気汚染の防止を図るための対策を計画的に実施することが特に必要であると認める地区として都道府県知事が指定する地区をいう。

4.順守内容

事業者の責務(法第4条)

事業者は、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物の排出の抑制のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物等による大気汚染防止に関する施策に協力しなければならない。

自動車の製造又は販売を業とする者は、その自動車の製造等に際して、その製造等に係る自動車を使用されることにより排出される自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止に資するよう努めなければならない。

[リストに戻る](#)

4A 対策地域内にて対象自動車を有する事業者

(1) 窒素酸化物排出基準等(法第12条、則第4条別表第1、第2、第3、第4)

環境大臣は、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を定める。

事業者は、排出基準に適合しない自動車を使用してはならない。

参照先 環境省 自動車NOx・PM法の車種規制について「パンフレット」

<https://www.env.go.jp/air/car/pamph/all.pdf>

(2) 特定事業者の計画の作成と報告(法第33条、第34条)

特定事業者は、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために取組む措置の実施に関する計画を作成し都道府県知事に提出し、毎年その措置の実施の状況に関し都道府県知事に報告しなければならない。

【特定事業者とは】(法第33条、令第8条)

- 特定事業者とは、一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有する対象自動車を30台以上使用する事業者をいう。

4B 周辺地域内自動車使用事業者

(1) 計画の作成と報告(法第36条、第37条)

事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために取組む措置であって、指定地域内において運行される周辺地域内自動車に係るものの実施に関する計画を作成して都道府県知事に提出し毎年その措置の実施の状況に関し都道府県知事に報告しなければならない。

(2) 勧告及び公表(法第39条)

都道府県知事は、周辺地域内事業者の事業活動に伴うその指定地区における周辺地域内自動車に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制が判断基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、その判断の根拠を示して必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

[目次に戻る](#)

4C 重点対策地区内での特定建築新設等実施者

(1)新設等の届出(法第20条)

窒素酸化物重点対策地区内又は粒子状物質重点対策地区内において、自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい特定用途に供する部分のある建物で、特定用途に供する部分の延べ面積が、その重点対策地区内の道路及び自動車交通の状況を勘案して都道府県条例で定める規模以上のものの新築等をする者は、所定事項を都道府県知事に届出なければならない。

5.留意事項

(1)総量削減基本方針(法第6条、第8条)

国は、自動車の交通が集中している地域で大気汚染防止法の規制のみによっては二酸化炭素に係る大気環境基準の確保が困難である地域について自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針を定めるものとする。

国は、自動車の交通が集中している地域で大気汚染防止法及びスパイクタイヤ粉塵防止法の規制のみによっては浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保が困難である地域について自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を定めるものとする。

(2)総量削減計画(法第7条、第9条、令第2条、第3条)

都道府県知事は、窒素酸化物対策地域にあつては、窒素酸化物総量削減基本方針に基づきその窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関し実施すべき施策に関する計画を定めなければならない。

都道府県知事は、粒子状物質対策地域にあつては、粒子状物質総量削減基本方針に基づき、その粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に関し実施すべき施策に関する計画を定めなければならない。

6.地方条例(参照用)

[リストに戻る](#)

愛知県

法規名	貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱
要求事項	-
条項	要綱2③、④
適用条件	当所は、要綱で定める特定荷主等に該当しますか？荷主等のうち、建物の延べ面積が1万㎡を超える事業所又は敷地面積が3万㎡を超える事業所
要求事項	運転委託、物品購入の相手への要請
条項	要項6④
適用条件	荷主等は、産廃収集運搬業者・納入業者・輸送業者・宅配業者等の使用車両に車種規制非適合車が使用されていないかどうかを確認し、その結果を記録していますか？
要求事項	措置等の定期報告
条項	要綱7
適用条件	特定荷主等に該当する場合、上記の確認結果を知事に報告していますか(措置報告書) ⇒毎年6月30日までに

[目次に戻る](#)

(10)水質汚濁防止法

1.公布日
初回公布日 昭和45年12月25日
改正公布日 令和7年6月1日
施工日(最新のみ) 令和7年6月1日
出典:e-Govポータル https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000138/20250601_504AC0000000068

2.目的
この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質汚濁(水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。)の防止を図りもって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

3.適用可否の確認

《確認 1:特定施設を設置し公共用水域に水を排出していますか?》
◆特定施設を設置し公共用水域に水を排出している⇒適用を受ける⇒4A順守要

【特定施設とは】(法第2条、令第2条、令第1条別表第1)
●特定施設とは、有害物質を含む汚水又は廃液又は生活環境に被害を生じるおそれのある程度の汚水又は廃液を排出する施設をいう。特定施設を設置する被工場又は事業場を特定事業場という。
有害物質使用特定施設とは、人の健康に係る被害を生じるおそれがある有害物質を製造し使用し又は処理する特定施設をいう(法第2条第2項第1号、令第2条、法第2条第7項)

[リストに戻る](#)

【表】 有害物質
①カドミウム及びその化合物 ②シアン化合物 ③有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る) ④鉛及びその化合物 ⑤六価クロム化合物 ⑥砒素及びその化合物 ⑦水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 ⑧ポリ塩化ビフェニル ⑨トリクロロエチレン ⑩テトラクロロエチレン ⑪ジクロロメタン ⑫四塩化炭素 ⑬1,2-ジクロロエタン ⑭1,1-ジクロロエチレン ⑮1,2-ジクロロエチレン ⑯1,1,1-トリクロロエチレン ⑰1,2-トリクロロエタン ⑱1,3-ジクロロプロペン ⑲チウラム ⑳シマジン ㉑チオペンカルブ ㉒ベンゼン ㉓セレン及びその化合物 ㉔ほう素及びその化合物 ㉕ふっ素及びその化合物 ㉖アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ㉗塩化ビニルモノマー ㉘1,4-ジオキサン

R6.1.25、「排水基準を定める省令」を改正
①六価クロム化合物の基準を0.5mg/Lから0.2 mg/Lに強化(R6.4施行)
②「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、その基準を800CFU(コロニー形成単位)/mLに定めた(R7.4施行)

【公共用水域とは】(法第2条)
●公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、公共溝渠(こうきょ)、灌漑用水路、その他公共用水路のことである。ただし、公共用下水道や流域下水道は下水道法の適用を受けるため、水質汚濁防止法の適用は受けない。

【汚水等、排水水とは】(法第2条)
●汚水等とは、特定施設から排出される汚水又は廃液のことである。
排水水とは、特定事業場から公共用水域に排出される水のことである。

《確認 2:指定施設を設置していますか?》
◆指定施設を設置している⇒適用を受ける⇒4Bの順守が必要

[目次に戻る](#)

【指定施設とは】(法第2条、令第3条の3)

●指定施設とは、有害物質を貯蔵し若しくは使用し又は有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質として政令で定める指定物質(下表)を製造し貯蔵し使用し若しくは処理する施設をいう。指定施設を設置する工場又は事業場を指定事業場という。
有害物質貯蔵施設とは、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設をいう(法第2条第2項第1号、令第2条、令第4条の4)。

【表】 指定物質

1. ホルムアルデヒド	39. チオリン酸0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)
2. ヒドラジン	40. フタル酸ビス(2-エチルヘキセル)
3. ヒドロキシルアミン	41. エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルプ)
4. 過酸化水素	42. 1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン(別名クロルデン)
5. 塩化水素	43. 臭素
6. 水酸化ナトリウム	44. アルミニウム及びその化合物
7. アクリロニトリル	45. ニッケル及びその化合物
8. 水酸化カリウム	46. モリブデン及びその化合物
9. アクリルアミド	47. アンチモン及びその化合物
10. アクリル酸	48. 塩素酸及びその化合物
11. 次亜塩素酸ナトリウム	49. 臭素酸及びその化合物
12. 二硫化炭素	50. クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く)
13. 酢酸エチル	51. マンガン及びその化合物
14. メチルターシャリープチルエーテル(別名MT)	52. 鉄及びその化合物
15. 硫酸	53. 銅及びその化合物
16. ホスゲン	54. 亜鉛及びその化合物
17. 1,2-ジクロロプロパン	55. フェノール類及びその化合物
18. クロルスルホン酸	56. 1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 ^{3,7} .7]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)
19. 塩化チオニル	57. アニリン
20. クロロホルム	58. ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)及びその塩
21. 硫酸ジメチル	59. ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びその塩
22. クロルピクリン	60. 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
23. リン酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)	※青字: 令和5年2月1日追加
24. ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト(別名オキシデブロホス又はESP)	
25. トルエン	
26. エピクロロヒドリン	
27. スチレン	
28. キシレン	
29. パラ-ジクロロベンゼン	
30. N-メチルカルバミン酸2-セカンダリープチルフェニル(別名フェノプカルプ又はBPMC)	
31. 3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)	
32. テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)	
33. チオリン酸0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)	
34. チオリン酸S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)	
35. 1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	
36. チオリン酸0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	
37. チオリン酸0,0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)	
38. 4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル(別名クロルニトロフェン又はGNP)	

[リストに戻る](#)

[目次に戻る](#)

《確認 3: 貯油施設を設置していますか?》

◆貯油施設を設置している⇒適用を受ける⇒4Cの順守が必要

【貯油施設とは】(法第2条、令第3条の3、第3条の4)

●貯油施設等とは、重油その他の政令で定める油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定める施設をいう。貯油施設等を設置する工場又は事業場を貯油事業場という。

《確認 4: 特定施設、指定施設、貯油施設の破損等により公共水域への流出、地下への浸透等の事故はなかったか?》

◆4Bの順守が必要

4.順守内容

4A 事業者の責務(法第14条の4)

事業者は、排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う污水又は廃液の公共用水域への排水又は地下への浸透の状況を把握するとともに、その污水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

(1) 特定施設の設置及び廃止の届出(法第5条、7条、9条、10条、則第3条)

特定施設を設置しようとするときは、事業場の名称、所在地、施設の種類・構造等所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。また内容等に変更があった場合や当該施設の廃止をした場合にも都道府県知事に届出なければならない。

工場若しくは事業場において、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は、所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

(2) 排出水の排出制限(法第12条)

特定事業場から排出水を排出する者は、その汚染状態がその特定事業場の排出口において排出基準に適合しない排出水を排出してはならない。

①一般基準は、排出水の汚染状態について定め、有害物質による汚染状態にあつては排出口に含まれる有害物質の量について有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては化学的酸素要求量その他の水の汚染状態を示す項目ごとに定める許容限度(法第3条、排水基準を定める省令第1条別表第1及び別表第2)。

★許容限度別表第1のトリクロロエチレン許容限度が平成27年9月に0.3mg/lから0.1mg/lに改正された。

②上乗せ基準は、都道府県知事はその区域に属する公共用水域のうちに省令で定める排出基準によっては人の健康を保護し又は生活環境を保全することが十分でない区域があるときは、その区域の範囲を明らかにし政令で定める基準に従い条例で政令で定める排出基準に代えて適用すべき厳しい許容限度を定めることができる(法第3条、令第4条)

③横出し基準は、都道府県知事は一般基準以外の項目及び特定施設以外の事業場について条例で許容限度を定めることができる(法第29条)。

④総量規制基準は、都道府県知事が指定地域内の指定地域内事業場から排出される排出水の化学的酸素要求量及び窒素又はリンの化合物の含有量の環境負荷量の項目について定める(法第4条の2、令第4条の2、法第4条の3、4、5)

(3) 特定地下浸透水の浸透制限(法第12条の3)

有害物質使用特定施設を設定する特定事業場から排出水を排出する者は、有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させてはならない。

(4) 構造基準等の遵守(法第12条の4、則第8条の2～第8条の5)

有害物質使用特定施設を設置している者は、その有害物質使用特定施設について有害物質を含む水の地下への浸透防止のための構造や設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならない。

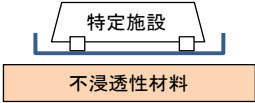
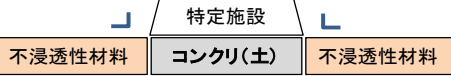
(5) 施設の定期点検(法第14条、則第9条の2の3)

有害物質使用特定施設を設置している者は、その有害物質使用特定施設について定期に点検し、その結果を記録し保存しなければならない。

[リストに戻る](#)

[目次に戻る](#)

水濁法 A B 基準対比表

	A 基準 新設・移設の施設に適用	B 基準 既存の施設に適用
構造	①床全面を不浸透性材料で被膜 ②防液堤等による流出防止 	①施設直下を除き不浸透性材料で被膜 ②施設本体からの漏洩を確認出来る措置 ③防液堤等による流出防止 
点検頻度	① 1 回 / 年	① 1 回 / 月
配管	①床面から離れて設置され、目視確認が容易である事	①目視による確認が出来る事
点検頻度	① 1 回 / 年	① 1 回 / 6 カ月
地下配管・排水溝	①地下浸透防止に必要な強度を有し、容易に劣化する恐れのない物（不浸透性材料等で作られている	①地下浸透の有無を確認出来る措置をする事 ・不浸透性材料での被膜 ・漏洩が確認出来る仕組みがある事 ①排水溝の異常の有無 1 回 / 6 カ月 ・灌水試験、ファイバースコープ等による目視確認の実施 ②地下浸透の有無 1 回 / 月
点検頻度	① 1 回 / 年	

* 建屋・施設等、構造上で対応する基準 * 仕組み（監視・測定等）で対応する基準

(6) 排水汚染状態の測定及び記録(法第14条、則第9条、第9条の2、法第33条)

特定施設から排水を公共用水域に排出する者又は特定地下浸透水を地下に浸透させる者は、その排水や特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し保存しなければならない。

この規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし又は記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

総量規制基準適用の指定地域内事業場の場合には、排水の汚濁負荷量の測定や記録及び測定手法の都道府県知事への届出が必要である。

(7) 事故時の措置(法第14条の2)

[リストに戻る](#)

特定施設を設置する工場又は事業場の設置者は、その特定事業場において特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくは排出基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは排出基準に適合しないおそれのある水の排出又は地下浸透の防止のための応急処置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届出なければならない。

(8) 地下水浄化措置命令(法第14条の3、則第9条の3)

特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事はその被害を防止するため必要な限度で、その特定事業場の設置者に対し相当の期限を定めて地下水の水質の浄化のための措置を講ずることを命ずることができる。

(9) 公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

一定の要件の下に、公害防止管理者を選任する必要がある。

4B 指定事業場

(1) 指定施設設置の届出(法第5条、則第3条)

工場若しくは事業場において、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者は、所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

(2) 構造基準等の遵守(法第12条の4、則第8条の2～第8条の5、第8条の6)

有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、その有害物質貯蔵指定施設について有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造や設置及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならない。

(3) 施設の定期点検(法第14条、則第9条の2の3)

有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、その有害物質貯蔵指定施設について定期に点検し、その結果を記録し保存しなければならない。

[目次に戻る](#)

(4) 事故時の措置(法第14条の2)

指定施設を設置する工場又は事業場の設置者は、その指定事業場において指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は地下浸透防止のための応急の処置を講ずるとともに速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届出なければならない。

(5) 地下水浄化措置命令(法第14条の3、則第9条の3)

指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことより、現に人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事はその被害を防止するため必要な限度で、その指定事業場の設置者に対し、相当の期限を定めて地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。

4C 貯油事業場

(1) 事故の措置(法第14条の2)

貯油施設を設置する工場又は事業場の設置者は、その貯油事業場において貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出され又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の処置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届出なければならない。

5.留意事項

(1) 生活排水対策の推進(法第14条の4～第14条の10)

生活排水対策を推進するため行政や国民は責務を負う。都道府県知事は水質汚濁を防止するために必要と認められた場合は生活排水対策重点地域を指定する。市町村は生活排水対策重点地域における生活排水対策推進計画を定める。

[リストに戻る](#)

(2) 損害賠償(法第19条～第20条の5)

有害物質の排出又は地下浸透により人の生命や健康に害を与えた場合は、無過失だっても損害賠償の責任を負う。特定施設からの排出、公共用水域への排出に限定せず、事業場からの排出全てが対象である。

(3) 罰則(法第30条～第35条)

排出基準違反には、直ちに場則が適用される。ただし、総量規制違反と地下浸透禁止違反は直罰制ではない。

6.地方条例(参照用)

滋賀県

法規名	滋賀県公害防止条例
要求事項	地下水の水質の汚濁の状況の調査
条項	滋賀県条29の5滋賀県条例規則19
適用条件	滋賀県公害防止条例施行規則別表第1(3条関係)特定施設がありますか？ 有害物質使用特定施設、有害物貯蔵指定施設を設置している者は、定期に点検し、その結果の記録を保存していますか？

神奈川県及び秦野市

法規名	神奈川県生活条例、秦野市地下水保全条例施行規則
要求事項	事業者の主な遵守事項、排出水などの測定
条項	法14①～④規則9、9-2、県生活条例33、37
適用条件	工場排水濃度の測定をしていますか？ ※届出義務なし 3項目 2回/年 対象物質：PH、BOD、COD、SS、亜鉛及びその化合物、銅及びその化合物、マンガン及びその化合物、鉄及びその化合物、窒素含有量

要求事項	事故、異常発生状況処置対策の手順
条項	-
適用条件	事故、異常発生時等に関する手順書、記録は有りますか？

[目次に戻る](#)

神奈川県及び秦野市	
法規名	神奈川県生活条例、秦野市地下水保全条例施行規則
要求事項	県の排水指定物質
条項	県条例28、33
適用条件	廃水指定物質（鉛、クロム、ふっ素、銅、亜鉛 等とその化合物等）を使っていますか？
条項	県条例31、37
適用条件	排水の測定（毎月）と、その記録はありますか？3年間保存されていますか？
条項	県条例2(2)(3)(4)
適用条件	条例で指定する対象物質を使用する使用事業所ですか？
条項	県条例7
適用条件	使用事業所の設置届を提出していますか？
条項	県条例附則8
適用条件	条例の施行(H12.4.1)の際、井戸を設置していた場合、市長に届けを出していますか？
条項	県条例39
適用条件	この条例施工(H12.4.1)後、新たに井戸を設置していますか？
条項	県条例40
適用条件	井戸を設置していた場合、市長の許可を受けて届出をしていますか？
条項	県条例70
適用条件	井戸設置者は、定期的に水質検査を行っていますか？

[リストに戻る](#)

[目次に戻る](#)

(11) 浄化槽法

1. 公布日
初回公布日 昭和58年5月18日
改正公布日 令和7年6月1日
施工日(最新のみ) 令和7年6月1日
出典: e-Govポータル https://laws.e-gov.go.jp/law/358AC1000000043/20250601_504AC0000000068

2. 目的
この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定める等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

3. 適用要否の確認

《確認 1: 浄化槽を設置していますか?》

◆ 浄化槽を設置している⇒適用を受ける⇒4Aの順守が必要

【浄化槽とは】(法第2条)

● 浄化槽とは、便所と連結して、し尿及びこれと併せて雑排水を処理し、終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設をいう。

《確認 2: 浄化槽製造業者ですか?》

◆ 浄化槽製造業者である⇒適用を受ける⇒4Bの順守が必要

[リストに戻る](#)

《確認 3: 浄化槽工事業者ですか?》

◆ 浄化槽工事業者である⇒適用を受ける⇒4Cの順守が必要

《確認 4: 浄化槽清掃業者ですか?》

◆ 浄化槽清掃業者である⇒適用を受ける⇒4Dの順守が必要

《確認 5: 浄化槽保守点検業者ですか?》

◆ 浄化槽清掃業者である⇒適用を受ける⇒4Eの順守が必要

4. 順守内容

4A 浄化槽設置者

(1) 浄化槽設置の届出(法第5条)

浄化槽を設置し又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者は、都道府県知事及びその都道府県知事を経由して特定行政庁に届けなければならない。

(2) 浄化槽工事の施行(法第6条)

浄化槽工事は、浄化槽工事の技術上の基準に従って行わなければならない。

(3) 使用準則の順守(法第3条、則第1条)

浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

[目次に戻る](#)

**(4) 保守点検及び清掃(法第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条の2、
則第2条、第3条、第8条の2)**

浄化槽管理者は、毎年1回浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。その場合保守点検又は清掃の記録を作成し3年間保存しなければならない。

浄化槽管理者は、浄化槽の使用の開始の日から30日以内に所定の事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

浄化槽管理者は、その浄化槽の使用を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を都道府県知事に届出なければならない。

(5) 水質検査(法第7条、第11条、則第4条、第9条)

浄化槽管理者は、新たに設置され又はその構造若しくは規制の変更をした浄化槽については使用開始後3月を経過した日から5月間に指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

浄化槽管理者は、毎年1回指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

(6) 浄化槽管理者等変更の報告(法第10条の2、則第8条の2)

浄化槽管理者は、浄化槽管理者及び処理対象人員501人以上の規模の場合に設置した技術管理者の変更があったときは、変更の日から30日以内に所定の事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

4B 浄化槽製造業者

(1) 認定と表示(法第13条、第17条)

浄化槽を工場において製造しようとする者は、製造しようとする浄化槽の型式について国土交通大臣の認定を受けなければならない。その浄化槽を販売するときまでに認定の表示を付さなければならない。

4C 浄化槽工事業業者

(1) 登録と標識(法第21条、第30条)

浄化槽工事業を営もうとする者は、その業務を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに所定の事項を記載した標識を掲げなければならない。

[リストに戻る](#)

(2) 浄化槽設備士の設置(法第29条)

浄化槽工事業者は、営業所ごとに浄化槽設備士を置かなければならない。

(3) 帳簿の備付(法第31条)

浄化槽工事業者は、営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し所定の事項を記載し保存しなければならない。

4D 浄化槽清掃業者

(1) 認可と標識(法第35条、第39条)

浄化槽清掃業を営もうとする者は、その業務を行なおうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。その営業所ごとに所定の事項を記載した標識を上げなければならない。

(2) 帳簿の備付(法第40条)

浄化槽清掃業者は、営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し所定の事項を記載し保存しなければならない。

4E 浄化槽保守点検業者

(1) 登録(法第48条)

都道府県は、条例で浄化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる。

5.留意事項

6.地方条例(参照用)

[目次に戻る](#)

(12) 下水道法

1. 公布日
初回公布日 昭和33年4月24日
改正公布日 令和7年6月1日
施工日(最新のみ) 令和7年6月1日
出典: e-Govポータル https://laws.e-gov.go.jp/law/333AC0000000079/20250601_504AC0000000068

2. 目的
この法律は、流域別下水道整備計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

3. 適用要否の確認
《確認 1: 公共下水道を利用していますか？(50m³/日以上)》
※継続して政令で定める量の下水を排除して公共下水道を使用していますか？
◆該当する⇒4Aの順守が必要

【政令で定める量とは】(法第11条の2、令第8条の2)
●政令で定める量とは、1日における汚水の量50m³以上とする。
●汚水とは、生活あるいは事業に起因するか、付随する排水である。

《確認 2: 政令で定める水質基準を超える恐れがありますか？
またその場合、除外施設を設置していますか？》
※継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用していますか？
◆該当する⇒4Bの順守が必要

[リストに戻る](#)

【政令で定める水質とは】(法第11条の2、令第8条の2)
(但し特定施設を設置する事業場からの基準と条例で定める基準は除く)

温度	40℃以上
水素イオン濃度	pH5.7以下8.7以上
生物化学的酸素要求量	300mg／リットル以上(5日間)
浮遊物質量	300mg／リットル以上
ヨウ素消費量	220mg／リットル以上
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 5mg／リットル以上
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	銅植物油脂類 30mg／リットル以上 等

下水とは、生活あるいは事業に起因するか、付随する廃水(汚水)又は雨水である。

《確認 3: 水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設から、継続して下水を排除して公共下水道を使用していますか？》
◆該当する⇒4Bの順守が必要

【特定施設とは】(法第2条の2、令第9条の7)
●特定施設とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法12条第1項第6号に規定する特定施設をいう。
特定施設を設置している事業場や工場は特定事業場という。

4. 順守内容
4A 政令で定める量又は水質の下水排水者
(1) 使用開始の届出(法第11条の2)
継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、予めその下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届出なければならない。

[目次に戻る](#)

(2) 除外施設の設置(法第12条、令第9条、法第12条の10、令第9条の8)

公共下水道管理者は、著しく公共下水道の施設の機能を妨げ又は施設の損傷するおそれのある下水を継続して排除し公共下水道を使用する者に対し、政令に定める基準に従い、条例で除外施設を設け又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

(3) 水質の測定義務(法第12条の11)

継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で、政令で定める者は、その下水の水質を測定し記録しておかなければならない。

4B 特定事業場

(1) 使用開始の届出(法第11条の2)

水質汚濁防止及びダイオキシン類対策特別措置法による特定施設の設置者は、予め使用開始の時期を公共下水道管理者に届出なければならない。

(2) 特定施設の設置の届出(法第12条の3)

工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、その工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、所定の事項を公共下水道管理者に届出なければならない。

(3) 排出基準の順守(法第12条の2、令第9条の4)

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、その公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

下水道に排水し、水質汚濁防止法等の特定施設を設置する場合(＝特定事業場)、公共下水道管理者に

●下水排除基準を遵守、測定を実施(測定記録は5年保存)

⇒測定義務: ①温度、pH: 1回／日以上、②BOD: 1回／14日以上、③ダイオキシン類: 1回／年以上、
④その他: 1回／7日以上

(4) 除外施設の設置(法第12条の11)

上下水道管理者は、政令で定める基準又は政令で定める基準に従い条例で定める基準に適用しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対して、条例で除外施設を設け又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

(5) 水質の測定義務(法第12条の12)

[リストに戻る](#)

継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、その下水の水質を測定し記録しておかなければならない。

(6) 事故時の措置(法第12条の9)

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに引続くその下水の排出を防止するための応急の処置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者へ届出なければならない。

5.留意事項

(1) 改善命令(法第37条の2)

基準に適合しない下水を排出するおそれのある場合は、公共下水道管理者による特定施設の構造、使用方法、汚水の処理方法改善命令または下水排除の停止命令がある。

(2) 罰則(法第45条～50条)

排水基準違反には直ちに罰則が課せられる。

[目次に戻る](#)

6.地方条例(参照用)

滋賀県 東近江市

法規名	東近江市下水道条例
要求事項	付帯設備
条項	市水道条例施行規則4
適用条件	排水設備を設置するときは、次に掲げる附帯設備を設け、その旨を市長に届け出ていますか？

滋賀県 東近江市

法規名	東近江市下水道条例
要求事項	公共下水道使用開始)(休止、廃止、再開、変更)届
条項	東近江市下水道条例15条
適用条件	使用を開始し、変更し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、規程で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出していますか？

神奈川県 秦野市

法規名	秦野市下水道条例
要求事項	除外施設と管理者の選任
条項	市水道条例14
適用条件	除害施設(例:グリストラップ)等を設置した日から起算して10日以内に除害施設等管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出ていますか？除害施設等管理責任者を変更した場合も届け出ていますか？
条項	市水道条例規則12
適用条件	除害施設等管理責任者は公害防止管理者(水質関係第1種から第4種までの有資格者に限る。)の資格を有していますか？⇒市長が行う講習の課程を修了していますか？

愛知県 名古屋市

法規名	名古屋市下水道条例
要求事項	排水設備の適切な維持管理
条項	名古屋市指導要綱5-4-(1)
適用条件	排水設備(グリストラップ)の保守点検を定期的に行い、正常な状態を保持するよう努めていますか
条項	名古屋市指導要綱5-4-(2)
適用条件	排水槽等(グリストラップ)の清掃は、年2回以上行っていますか？

[リストに戻る](#)

[目次に戻る](#)

(13) 土壌汚染対策法

1. 公布日
初回公布日 平成14年5月29日
改正公布日 令和7年6月1日
施工日(最新のみ) 令和7年6月1日
出典: e-Govポータル https://laws.e-gov.go.jp/law/414AC0000000053/20250601_504AC0000000068

2. 目的
この法律は、土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

3. 適用可否の確認
《確認 1: 3000㎡(有害物質使用施設設置の土地又は廃止の場合は900㎡)以上の形質の変更をしようとする者ですか?》
◆該当する⇒4Aの順守が必要

《確認 2: 有害物質使用特定施設の敷地であった又は都道府県知事から土壌汚染調査を命じられた土地を所有していますか?》
◆該当する⇒4Bの順守が必要

【特定有害物質とは】(法第2条、令第1条)
●特定有害物質とは、カドニウム、全シマン、六価クロム、有機りん化合物、水銀、PCB、鉛、砒素、トリクロロエチレン、クロロエチレン等土壌に含まれることに起因して、人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。 [リストに戻る](#)

【有害物質使用特定施設とは】(法第3条)
●有害物質使用特定施設とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設で、同法同条同項第1号に規定する物質のうち特定有害物質であるものを製造或使用又は処理する施設をいう。

《確認 3: 要措置区域内の土地の所有者等ですか?》
◆該当する⇒4Cの順守が必要

【要措置区域とは】(法第6条)
●要措置区域とは、土壌汚染状況調査の結果、その土地の特定有害物質による汚染状況が政令で定める基準に適合しないと認める場合、及び土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれのあるものとして政令で定める基準に該当する場合に、都道府県知事が、その土地の区域をその土地が特定有害物質によって汚染されており、その汚染による人の健康に係る被害の防止をするために汚染の除去や汚染の拡散防止その他の措置を講ずることが必要な区域として指定した区域をいう。

《確認 4: 形質変更時要届出区域内で土地の形質を変更しようとする者ですか?》
◆該当する⇒4Dの順守が必要

【形質変更時要届出区域とは】(法第11条)
●形質変更時要届出区域とは、土壌汚染状況調査の結果、その土地の土壌の特定有害物質による汚染状況が政令で定める基準に適合しないと認められ、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当しないと認める場合に、都道府県知事が、その土地の区域をその土地が特定有害物質によって汚染されており、その土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定した区域をいう。

[目次に戻る](#)

《確認 5: 自主的に土壌汚染状況調査を行った者ですか?》

◆該当する⇒4Eの順守が必要

《確認 6: 指定区域内土地の土壌を指定区域外へ搬出しようとする者ですか?》

◆該当する⇒4Fの順守が必要

《確認 7: 汚染土壌処理業者ですか?》

◆該当する⇒4Gの順守が必要

4.順守内容

4A 一定規模以上の面積の土地の形質の変更者

(1)土地の形質の変更の届出(法第4条、則第22条、第23条)

土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が3000平方メートル、但し現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第一項本文規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地の土地の形質の変更にあっては900平方メートル)以上をしようとする者は、その土地の形質の変更に着手する日の30日前までに所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。この場合当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について指定調査機関に調査させて、その結果を都道府県知事に提出することができる。

[リストに戻る](#)

4B 使用廃止有害物質使用特定施設の敷地であった土地又は都道府県知事から土壌汚染状況調査を命じられた土地の所有者等

(1)土壌汚染状況調査と報告(法第3条、第5条)

その土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、所定の者に所定の方法による調査をさせて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。但し、当該土地について予定されている利用の方法からみて、同上の特定有害物質による汚染により人の健康に係る生ずるおそれのない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りではない。しかし当該土地の所有者等は、当該確認に係る土地について土地の掘削その他の土地の形質の変更をし、又させるときは、予め所定事項を都道府県知事に届出なければならない。届出を受けた都道府県知事は、当該土地の所有者に対し当該土地の特定有害物質による汚染の状況について指定調査機関に調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

4C 要措置区域内の土地の所有者等

(1)汚染の除去等の措置(法第7条)

要措置区域内の土地の所有者等であって、都道府県知事による汚染の除去等の措置の指示を受けた者は、所定の期限までに、汚染の除去又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として政令で定めるものを講じなければならない。

(2)土地の形質の変更の禁止(法第9条)

要措置区域内においては、何人も土地の形質の変更をしてはならない。

4D 形質変更時要届出区域内土地の形質変更者

(1)土地の形質の変更の届出(法第12条)

形質変更時要届出区域内において、土地の形質の変更をしようとする者は、その土地の形質の変更に着手する日の14日前までに所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

[目次に戻る](#)

- 4E 自主的に土壌汚染状況調査を行った者
(1) 区域の指定の申請(法第14条)
当法第3条及び第4条、第5条の規定の適用を受けない土地の自主調査を行った者は、その結果その土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が、法第6条第1項第1号の省令で定める基準に適合しないと思料するときは、都道府県知事に対し、区域の指定をすることを申請することができる。
- 4F 指定区域内土地の土壌をその指定区域外へ搬出しようとする者
(1) 汚染土壌搬出時の届出(法第16条、則第61条)
汚染土壌を指定区域外へ搬出しようとする者は、その汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までに所定事項を都道府県知事に届出なければならない。

(2) 汚染土壌の処理の委託(法第18条)
汚染土壌を指定区域外へ搬出しようとする者は、その汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。

(3) 管理票の交付(法第20条、則第66条、第72条)
汚染土壌を指定区域外へ搬出しようとする者は、その運搬又は処理を他人に委託する場合には、その委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に、その汚染土壌の運搬を委託した者に対して所定の事項を記載した管理票を交付しなければならない。さらに管理票の交付者は、送付を受けた管理票の写しによって、その運搬又は処理が終了したことを確認し、かつ所定の期間保存しなければならない。また所定期間内に管理票の送付を受けないとき又は所定事項記載や虚偽事項記載の管理票の送付を受けたときは、速やかに、その委託に係る汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を都道府県知事に届出なければならない。
- 4G 汚染土壌処理業者
(1) 許可(法第22条)
汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、汚染土壌処理施設ごとに、その施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
○汚染土壌処理業に関する政令(H21環境省令第10号)

[リストに戻る](#)

- 5.留意事項
- 6.地方条例(参照用)

神奈川県 秦野市	
法規名	神奈川県生活条例
要求事項	特定有害物質使用状況の記録の管理
条項	県生活条例59、県条例施行規則49
適用条件	特定有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する事業所(以下「特定有害物質使用事業所」という。)を設置している者は、規則で定めるところにより、特定有害物質使用事業所における特定有害物質の使用状況、その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しておかなければならないことを遵守していますか？
条項	県生活条例60⑥
適用条件	非常災害時の土地形質変更を行った場合、変更後14日以内に県知事に届出ていますか？

[目次に戻る](#)

(14) 騒音規制法

1. 公布日
初回公布日 昭和43年6月10日
改正公布日 令和7年6月1日
施工日(最新のみ) 令和7年6月1日
出典: e-Govポータル https://laws.e-gov.go.jp/law/343AC0000000098/20250601_504AC0000000068

2. 目的
この法律は、工場又は事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

3. 適用要否の確認

《確認 1: 指定地域内にあり、特定施設を設置していますか?》

◆該当する⇒4Aの順守が必要

【指定地域とは】(法第3条)

- 指定地域とは、①住居が集合している地域、②病院又は学校の周辺地域、その他騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、都道府県知事が定めるものである。

【特定施設とは】(法第2条、令第1条別表第1)

- 特定施設とは、工場や事業場に設置される施設のうち著しい騒音を発生する施設として、政令で定める下記の施設。

[リストに戻る](#)

- (1) 金属加工機械
 - ア) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上)
 - イ) 製缶機械
 - ウ) ベンディングマシン(ロール式で原動機の定格出力が3.75kW以上)
 - エ) 液圧プレス(矯正プレスを除く)
 - オ) 機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上)
 - カ) せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上)
 - キ) 鍛造器
 - ク) ワイヤーフォーミングマシン
 - ケ) ブラスト(タンブラスト以外除く)
 - コ) タンブラー
 - サ) 切断機(砥石を用いるもの)
- (2) 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上)
- (3) 土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上)
- (4) 織機(原動機を使用するもの)
- (5) 建設用資材製造機械
 - ア) 気泡コンクリートプラント以外のコンクリートプラント(混練容量0.45m³以上)
 - イ) アスファルトプラント(混練重量200kg以上)
- (6) 穀物用製粉機(ロール式で原動機の定格出力が7.5kW以上)
- (7) 木材加工機械
 - ア) ドラムパーカー
 - イ) チッパー(原動機の定格出力が2.25kW以上)
 - ウ) 碎木機
 - エ) 帯鋸盤(製材用: 原動機の定格出力が15kW以上、木工用: 2.25kW以上)
 - オ) 丸鋸盤(製材用: 定格出力が15kW以上、木工用: 2.25kW以上)
 - カ) かな盤(原動機の定格出力が2.25kW以上)
- (8) 抄紙機
- (9) 印刷機械(原動機を使用するもの)
- (10) 合成樹脂用射出成形機
- (11) 鋳造型機(ジョルト式のもの)

《確認 2: 指定地域内にあり、特定建設作業を行っていますか?》

◆該当する⇒4Bの順守が必要

【特定建設作業とは】(法第2条、令第2条別表第2)

- 特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生する作業として、くい打ち機、くい抜き機、びょう打ち機、さく岩機、空気圧縮機、トラクターショベル、ブルドーザー等を使用する作業で、一定規模以上の作業が定められている。

[目次に戻る](#)

- 4.順守内容
- 4A 特定施設設置者
- (1)施設設置の届出(法第6条、則第4条、様式第1)
- 指定地域内にて工場や事業場に特定施設を設置しようとする者は、その工事の開始の日の30日前までに市町村長に届出なければならない。
- (2)規制基準の順守(法第5条、S43.11.27厚生省・農水省・通産省・運輸省告示第1号)
- 指定地域内に特定施設を設置している者は、指定地域の指定区分(第1種区域～第4種区域)、時間帯区分(朝夕、昼間、夜間)ごとに設定された規制基準(文献1、P163表1)を順守しなければならない。
- 参照先 環境省 騒音規制法の概要 騒音規制法パンフレット
- <https://www.env.go.jp/air/noise/low-gaiyo.html>
- (3)公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)
- 一定規模以上の機械プレス、鍛造機を設置している事業場は公害防止管理者を選任する必要がある。
- 4B 特定建設作業者
- (1)施行の届出(法第14条、則第10条、様式第9)
- 指定地域内にて、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者はその事業の開始の日の7日前までに市町村長に届出なければならない。
- (2)規制基準の順守(法第15条、S43.11.27厚生省・建設省告示第1号)
- 指定地域内にて特定建設作業を行う者は、特定建設作業の場所の敷地境界線において85デシベルを超えないこと。指定地域の地域区分(1号区域、2号区域)により、時間帯、作業時間及び日数、休日のよる制限が規定されている。

- 5.留意事項
- (1)深夜騒音等の規制(法第28条)
- 飲食店等の深夜の騒音などについて、地方公共団体が必要と認める場合は、営業時間を制限するなどの措置を講じなければならない。

[リストに戻る](#)

6.地方条例(参照用)

神奈川県	
法規名	神奈川県生活条例
要求事項	-
条項	県生活条例38
適用条件	下記騒音基準値を遵守していますか？ 朝 (06:00～08:00) <75dB 昼間(08:00～18:00) <75dB 夕 (18:00～23:00) <75dB 夜間 (23:00～06:00) <65dB
条項	神奈川県生活環境の保全等に関する条例第10条
適用条件	騒音発生施設を変更した場合、30日以内に市町村長に届出していますか？
滋賀県 東近江市	
法規名	東近江市条例
要求事項	-
条項	滋賀・騒音の規制に関する基準
適用条件	朝:60、昼:65、夕:60、夜:55
愛知県 名古屋市	
法規名	県民の生活環境の保存などに関する条例施行規則
要求事項	-
条項	愛知県環境保全条例25 同施行規則9、24、59
適用条件	朝:65、昼:70、夕:65、夜:60

[目次に戻る](#)

(15) 振動規制法

1. 公布日
初回公布日 昭和51年6月10日
改正公布日 令和7年6月1日
施工日(最新のみ) 令和7年6月1日
出典: e-Govポータル https://laws.e-gov.go.jp/law/351AC0000000064/20250601_504AC0000000068

2. 目的
この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

3. 適用要否の確認
《確認 1: 指定地域内にあり、特定施設を設置していますか?》
◆該当する⇒4Aの順守が必要

【指定地域とは】(法第3条)
●指定地域とは、①住居が集合している地域、②病院又は学校の周辺の地域、その他振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、都道府県知事が定めるものである。

【特定施設とは】(法第2条、令第1条別表第1)
●特定施設とは、工場や事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設として、金属加工機械、圧縮機、土石用又は鉱物用の破碎や摩砕機、織機、木材加工機械その他が定められている。

[リストに戻る](#)

- (1) 金属加工機械
 - ア) 液圧プレス(矯正プレスを除く)
 - イ) 機械プレス
 - ウ) せん断機(原動機の定格出力1Kw以上)
 - エ) 鍛造機
 - オ) ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力37.5Kw以上)
- (2) 圧縮機(原動機の定格出力7.5Kw以上)
- (3) 土石用、鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい、分級機(定格出力7.5Kw以上)
- (4) 織機(原動機を用いるもの)
- (5) コンクリートブロックマシン
(原動機の定格出力の合計が2.95Kw以上)並びにコンクリート管製造機械、コンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10Kw以上)
- (6) 木材加工機械
 - ア) ドラムパーカー
 - イ) チッパー(原動機の出力2.2Kw以上)
- (7) 印刷機械(原動機の定格出力2.2Kw以上)
- (8) ゴム練用または合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力30Kw以上)
- (9) 合成樹脂用射出成型機(ジョルト式のもの)
- (10) 鋳型造型機(ジョルト式のもの)

《確認 2: 指定地域内にあり、特定建設作業を行っていますか?》
◆該当する⇒4Bの順守が必要

[目次に戻る](#)

【特定建設作業とは】(法第2条、令第2条別表第2)
●特定建設作業とは、建設作業として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業として、くい打ち機作業、鋼球を使用し建築物を破壊する作業、舗装破碎機を使用する作業、ブレーカー等を使用する作業で一定規模以上の作業が定められている。

4. 順守内容

4A 特定施設設置者 振動

(1) 届出(法第6条、則第4条、様式第1)

指定地域環境省 振動規制法の概要 振動規制法パンフレット
ばならない。

(2) 規制基準の順守(法第5条、S51.11.10環境庁告示第90号)

指定地域内の地域区分(第1種、第2種区域)、時間帯区分(昼間、夜間)ごとに設定された基準を順守しなければならない。

参照先

https://www.env.go.jp/air/shindokisei_panf.pdf

(3) 公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

一定規模以上の油圧プレス、機械プレス、鍛造機を設置している事業者は、公害防止管理者を選任する必要がある。

4B 特定建設作業者

(1) 届出(法第14条、則第10条、様式第9)

指定地域内にて特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、市町村長に届出なければならない。

(2) 規制基準の順守(法第15条、則第11条、様式1)

指定地域内にて、特定建設作業を行う者は、溶けてい建設作業の場所の敷地境界線において75デシベルを超えないこと。又指定地域の地域区分(1号区域、2号区域)により、時間帯、作業時間及び日数、休日による制限が規定されている。

[リストに戻る](#)

5. 留意事項

6. 地方条例(参照用)

神奈川県

法規名	神奈川県生活条例
要求事項	-
条項	県生活条例38
適用条件	以下条例基準値を遵守していますか？ 昼間(08:00～19:00) < 70dB 夜間(19:00～08:00) < 65dB

滋賀県 東近江市

法規名	東近江市条例
要求事項	-
条項	滋賀:振動の規制に関する基準
適用条件	昼:65、夜:60以下

愛知県 名古屋市

法規名	県民の生活環境の保存などに関する条例施行規則
要求事項	-
条項	愛知県:環境保全条例25 同施行規則9、24
適用条件	昼:65、夜:60以下

[目次に戻る](#)

(16) 工場立地法

1. 公布日
初回公布日 昭和34年3月20日
改正公布日 令和7年6月1日
施工日(最新のみ) 令和7年6月1日
出典: e-Govポータル https://laws.e-gov.go.jp/law/334AC0000000024/20250601_504AC0000000068

2. 目的
この法律は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施し、及び工場立地に関する準則等を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令等を行い、もって国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

3. 適用要否の確認
《確認 1: 特定工場を新設しようとしていますか?》
◆該当する⇒4Aの順守が必要

【特定工場とは】(法第6条、令第1条、第2条)
●特定工場とは、製造業等に係る工場又は事業場(電気供給業に属する発電所で水力若しくは地熱を原動力とするもの又は太陽光を電気に変換するものを除く)であって、一つの団地内における敷地面積9000㎡以上または建築物の建築面積3000㎡以上のものである。なお、ここでの新設は、敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。

[リストに戻る](#)

【工場立地に関する準則等の公表】(法第4条)
●経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に、協議し、かつ産業構造審議会の意見を聴いて、製造業等の業種の区分に応じ、生産施設・緑地及び環境施設それぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項等につき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を公表するものとする。

4. 順守内容
4A 特定工場を設置しようとする者

(1) 都道府県知事への届出(法第6条)
特定工場を新設しようとする者は、氏名及び住所、製品、設置の場所、敷地面積及び建築面積、生産施設と緑地及び環境施設の面積等の事項を、特定工場設置の場所を管轄する都道府県知事に届出なければならない。

●生産施設面積の割合(法第4条、則第2条、準則第1条)

業種の区分		割合
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30%
第2種	伸鉄業	40%
第3種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く)	45%
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	50%
第5種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55%
第6種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業にならないもの)及びコークス製造業を除く。)及び高炉による製鉄業	60%
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65%

[目次に戻る](#)

- 緑地面積の割合（法第4条、則第3条、準則第2条）
20%以上（建築物屋上等緑地施設（他の施設と重複する緑地）は、敷地面積の25%以内で算入可能）
- 環境施設面積の割合（法第4条、則第4条、準則第3条）
 - （1）25%以上（緑地を含む）
 - （2）15%以上を敷地周辺に配置する
 - （3）工業団地、鉱業集落地の特例

【生産施設とは】（法第4条、則第2条）

- 生産施設とは、物品の製造施設や加工修理施設その他の主務省令で定める施設で、製造業における物品の製造工程、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程、熱供給業における熱発生工程の製造工程等形成施設が設置される建築物及び製造工程等形成施設で建築物の外に設けられた施設されるものをいう。

【緑地とは】（法第4条、則第3条）

- 緑地とは、主務省令で定める施設で、区画された土地又は当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられた施設であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境保全の保持に寄与するもの及び低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地又は当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられた施設をいう。

【緑地以外の環境施設とは】（法第4条、則第4条）

- 緑地以外の環境施設とは、緑地及びこれに類する施設で、工場又は事業場の周辺地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定める施設で、噴水、水流、池その他の修景施設・屋外運動場・広場・屋内運動施設・教養文化施設・雨水浸透施設・太陽光発電施設等の施設の用に供する区画された土地及び太陽光発電施設のうち建物等施設の屋上その他の屋外に設置されるものの土地又は施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされているもの

[リストに戻る](#)

5.留意事項

6.地方条例（参照用）

[目次に戻る](#)

(17) 公害防止組織整備法
(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

1. 公布日
初回公布日 昭和46年6月10日
改正公布日 令和7年6月1日
施工日(最新のみ) 令和7年6月1日
出典: e-Govポータル https://laws.e-gov.go.jp/law/346AC0000000107/20250601_504AC0000000068

2. 目的
この法律は、公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止に資することを目的とする。

3. 適用可否の確認
《確認 1: 以下に該当する特定工場を設置していますか?》
◆ 該当する⇒4Aの順守が必要

【特定工場とは】(法第2条、令第1条)
● 特定工場とは、製造業、電気供給業。ガス供給業、熱供給業に属する事業の用に供する工場であって、政令で定められたものをいう。
特定工場を設置している者を特定事業者という。

① ばい煙発生特定工場(法第2条第1号、令第2条)
● 大気汚染防止法施行令第1(P78 煤煙発生施設)による第9号及び第14号から第26号までに掲げるばい煙発生施設及び排ガス量が10000m³以上の施設を設置している工場。

[リストに戻る](#)

② 汚水等排出特定工場(法第2条第2号、令第3条)
● 水質汚濁防止法施行令別表第1(特定施設)による第2号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2まで、第71号の5及び第71号の6に掲げる汚水等排出施設で排水を排出しているもの又は特定地下浸透浸透水を浸透させているものの及び排水量が1000m³以上の施設を設置している工場。

③ 騒音発生特定工場(法第2条第3号、令第4条)
● 騒音規制法により指定された地域内にあって、加圧能力が980キロニュートン以上の機械プレス及び落下部分の重量が1t以上の鍛造機を設置している工場。

④ 特定粉じん発生特定工場(法第2条第4号、令第4条の2)
● 大気汚染防止法施行令第2の2に掲げる特定粉じん発生施設を設置している工場。

⑤ 一般粉じん発生特定工場(法第2条第5号、令第5条)
● 大気汚染防止法施行令第2に掲げる一般粉じん発生施設を設置している工場。

⑥ 振動発生特定工場(法第2条第6号、令第5条の2)
● 振動規制法により指定された地域内にあって、加圧能力が2941キロニュートン以上の液圧プレス及び加圧能力が980キロニュートン以上の機械プレス及び落下部分の重量が1t以上の鍛造機を設置している工場。

⑦ ダイオキシン類発生特定工場(法第2条第7号、令第5条の3)
● ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで、及び別表第2の第1号から第12号までに掲げるダイオキシン類の発生施設を設置している工場。

[目次に戻る](#)

3.組織の行うべき内容
4A 特定事業者 公害防止

- (1)公害防止統括者の選任(法第3条、令第6条)
特定事業者は、その特定工場に係る公害防止に関する業務を統括管理するため、公害防止統括者を選任し、当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届出なければならない。但し常時使用する従業員の数が20人以下の小規模事業者は除く。
- (2)公害防止管理者の選任(法第4条、令第8条別表第2、令第10条別表第3)
特定事業者は、環境省令で定めるところにより、その特定工場において技術的業務等を管理するため、有資格者のうちから公害防止管理者を選任し、当該特定工場をの所在地を管轄する都道府県知事に届出なければならない。
- (3)公害防止主任管理者の選任(法第5条、令第9条、令第11条)
排出ガス量40000m³以上のばい煙発生施設及び排出水量10000m³以上の汚水等排出施設が設置されている特定工場は、技術的事項について公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮するため、有資格者のうちから公害防止主任管理者を選任し、当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届出なければならない。
- (4)代理者の選任(法第6条)
特定事業者は、公害防止統括者や公害防止管理者及び公害防止主任管理者が旅行や疾病その他の事故によって職務を行うことができない場合に、その職務を行う代理者を選任しなければならない。

5.留意事項

6.地方条例(参照用)

[リストに戻る](#)

[目次に戻る](#)

(18) 消防法

1. 公布日
初回公布日 昭和23年7月24日
改正公布日 令和7年6月1日
施工日(最新のみ) 令和7年6月1日
出典: e-Govポータル https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC1000000186/20250601_504AC0000000068

2. 目的
この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

3. 適用要否の確認
《確認 1: 収容人員が50人以上の工場、倉庫、事務所等に該当しますか?》
※防火管理者(有資格者)を選定・届出を行う必要がありますか?
◆該当する⇒4Aの順守が必要

【防火管理者とは】(法第8条の2、法36条)
●防火管理者は防火対象物の管理権限者が任命し、その役割は消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防設置・消防施設の点検、整備等を行う。

- 【防火管理者(有資格者)の選任・届出が必要となる防火対象物等】: 東京都の例
- ①火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等(避難困難施設がある防火対象物で全体の収容人員が10人以上のもの
 - ②劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする用途(特定用途)がある防火対象物で全体の収容人員が30名以上のもの
 - ③共同住宅・学校・工場・倉庫・事務所などの用途(非特定用途)の防火対象物で全体の収容人員が50人以上のもの
 - ④新築工事中の建築物で収容人員が50人以上のうち、総務省令で定めるもの
 - ⑤建造中の旅客船で収容人員が50人以上のものうち、総務省令で定めるもの
 - ⑥同一敷地内の屋外タンク貯蔵所又は屋内貯蔵所で、その貯蔵する危険物の数量の合計が指定数量の1,000倍以上のもの
 - ⑦指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物で、床面積の合計が1,500㎡以上のもの
 - ⑧50台以上の車両を収容する屋内駐車場
 - ⑨車両の駐車場のうち、地階に乗降場を有するもの

[リストに戻る](#)

《確認 2: 指定数量以上の危険物を取り扱っており、危険物取扱者の適用を受けますか?》
◆該当する⇒4Bの順守が必要

【危険物とは】(法第2条別表、危険物の規制に関する政令第1条の11別表第3)
●危険物(下表)とは、種類と指定数量により定義されている。種類は、第1類(酸化性固体)、第2類(可燃性固体)、第3類(自然発火性物質及び禁水性物質)、第4類(引火性液体)、第5類(自己反応性物質)、第6類(酸化性液体)、である。これを一定以上の量を貯蔵又は取扱う者を危険物貯蔵又は取扱者という。

[目次に戻る](#)

【表】 主な危険物の種類と指定数量

種別 性質	品名	令別表3に 掲げる性質	物質[例]	指定 数量
第1類 酸化性固体	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物 亜塩素酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 よう素酸塩類 過マンガン酸塩類 重クロム酸塩類 その他政令で定めるもの ・過よう素酸塩類 ・過よう素酸 ・クロム、鉛又はよう素の酸化物 ・亜硝酸塩類 ・次亜塩素酸塩類 上記に掲げるもののいずれかを含有するもの その他政令で定めるもの ・塩素化イソシアヌル酸 ・ペルオキシ二流酸塩類 ・炭酸ナトリウム過酸化水素付加物 上記に掲げるもののいずれかを含有するもの	第1種酸化性固体	塩素酸カリウム 亜硝酸ナトリウム 亜塩素酸ナトリウム 臭素酸ナトリウム よう素酸カリウム 過マンガン酸カリウム 過よう素酸ナトリウム 無水クロム酸 硝酸アンモニウム(粒上) 次亜塩素酸カルシウム(さらし粉)	50Kg
		第2種酸化性固体		300Kg
		第3種酸化性固体	重クロム酸カリウム 硝酸ナトリウム 三塩素化イソシアヌル酸	1,000Kg
第2類 可燃性固体	硫化りん 赤りん 硫黄		三硫化りん 五硫化りん 七硫化りん	100Kg
	鉄粉		—	500Kg
	金属粉 マグネシウム その他のもので政令で定めるもの(未制定) 上記に掲げるもののいずれかを含有するもの	第1種可燃性固体	アルミニウム粉 亜鉛粉末	100Kg
		第2種可燃性固体	マグネシウム粉(塊状・棒状のものは非危険物) * 指定数量は性状試験により異なる	500Kg
	引火性固体		固形アルコール ラッカーパテ ゴムのり	1,000Kg
第3類 自然発火性物質 及禁水性物質	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム			10Kg
	黄りん			20Kg
	アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く)及びアルカリ土壌金属 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く)	第1種自然発火性物質及び禁水性物質	リチウム(粉状) ジエチル亜鉛	10Kg
	金属の水素化物 金属のりん化物 カルシウム又はアルミニウムの炭化物	第2種自然発火性物質及び禁水性物質	カルシウム バリウム 水酸化ナトリウム りん化カルシウム 炭酸カルシウム	50Kg

[リストに戻る](#)

種別 性質						目次に戻る
第 4 類	引 火 性 液 体	その他のもので政令で定めるもの ・塩素化けい素化合物 上記に掲げるもののいずれかを含有するもの	第3種自然発火性物質及び禁水性物質	トリクロロシラン	300Kg	リストに戻る
		特殊引火物		ジエチルエーテル 二硫化炭素 ペンタン アセトアルデヒド	50ℓ	
		第1石油類	非水溶性液体	ガソリン トルエン ベンゼン メチルエチルケトン 酢酸エチル	200ℓ	
			水溶性液体	アセトン ピリジン ジエチルアミン アセトニトリル	400ℓ	
		アルコール類		メチルアルコール エチルアルコール プロピルアルコール	400ℓ	
		第2石油類	非水溶性液体	灯油 軽油 キシレン	1,000ℓ	
			非水溶性液体	無水酢酸 n-ブチルアルコール	1,000ℓ	
			水溶性液体	アクリル酸 氷酢酸	2,000ℓ	
		第3石油類	非水溶性液体	重油 クレオソート油 アニリン ニトロベンゼン	2,000ℓ	
			水溶性液体	エチレングリコール グリセリン	4,000ℓ	
		第4石油類		ギヤー油 潤滑油 シリンダー油	6,000ℓ	
		動植物油		アマニ油 ヤシ油 オリーブ油	10,000ℓ	
第 5 類	自 己 反 応 性 物 質	有機過氧化物 硝酸エステル類 ニトロ化合物 ニトロソ化合物 アゾ化合物 ジアゾ化合物 ヒドラジンの誘導体 ヒドロキシルアミン ヒドロキシルアミン塩類 その他のもので政令で定めるもの ・金属アジ化物 ・硝酸グアニジン ・1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン ・4-メチリデンオキセタン-2-オン 上記に掲げるもののいずれかを含有するもの	第1種自己反応性物質	硝酸メチル 硝酸エチル ニトログリセリン ピクリン酸 トリニトロトルエン ジアゾジニトロフェノール	10Kg	
			第2種自己反応性物質	硫酸ヒドラジン 硝酸ヒドロキシルアミン アジ化ナトリウム 硝酸グアニジン	100Kg	

[目次に戻る](#)

種別 性質	品名	令別表3に 掲げる性質	物質[例]	指定 数量
第 6 類 酸化性物質	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他のもので政令で定め るもの ・ハロゲン間化合物 上記に掲げるもののいずれ かを含有するもの		過塩素酸 硝酸 過酸化水素 三ふっ化臭素 五ふっ化臭素 五ふっ化よう素	300Kg

【表】 危険物保安監督者を選任しなければならない製造所等
★印は危険物保安監督者を選任しなければならない対象施設

危険物の種類		第4類のみの危険物				第4類以外の危険物	
貯蔵・取扱危険物の数量		指定数量の倍数が 30以下		指定数量の倍数が 30を超えるもの		指定数量 の倍数が 30以下	指定数 量の倍 数が30を 超えるも の
貯蔵・取扱危険 物の引火点		40℃ 以上	40℃ 未満	40℃ 以上	40℃ 未満		
製造所 等の区分							
製 造 所		★	★	★	★	★	★
屋 内 貯 蔵 所			★	★	★	★	★
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所		★	★	★	★	★	★
屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所			★		★	★	★
地 下 タ ン ク 貯 蔵 所			★	★	★	★	★
簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所			★		★	★	★
移 動 タ ン ク 貯 蔵 所							
屋 外 貯 蔵 所				★	★		★
給 油 取 扱 所		★	★	★	★		
第 一 種 販 売 取 扱 所			★			★	
第 二 種 販 売 取 扱 所			★		★	★	★
移 動 取 扱 所		★	★	★	★	★	★
一 般 取 扱 所		★	★	★	★		
ボイラー等で消費 又は詰替のみ			★	★	★	★	★

[リストに戻る](#)

《確認 3: 指定数量の1／5以上の危険物を同一場所で貯蔵・取り扱っていますか？》

◆該当する⇒4Bの順守が必要

《確認 4: 指定数量以上の危険物を取扱っており、危険物取扱者の適用を受けますか？》
同一場所で貯蔵・取り扱っている危険物の品名毎の数量を各指定数量の1／5の数量で除し、その商の和が 1 以上となるか

◆該当する⇒4Bの順守が必要

【少量危険物貯蔵取扱所とは】(法第9条の4、政令第1条の10)

- 指定数量未満でも指定数量の1／5以上の危険物を同一の場所において貯蔵し、又は取り扱うときは、当該場所は少量危険物貯蔵取扱所として法の規制を受ける。
- 品名を異にする2以上の危険物を同一の場所において貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵又は取り扱う危険物の品名毎の数量をそれぞれの指定数量の1／5の数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は少量危険物貯蔵取扱所として法の規制を受ける。
例えばアセトン20ℓ(指定数量:400ℓ)、エチルアルコール20ℓ(指定数量:400ℓ)、ベンゼン10ℓ(指定数量200ℓ)、第1種石油類(非水溶性液体)10ℓ(指定数量法:10ℓ)を保管する場合は、
 $20 / (400 \times 1 / 5) + 20 / (400 \times 1 / 5) + 10 / (200 \times 1 / 5) + 10 / (200 \times 1 / 5) = 1$

[目次に戻る](#)

《確認 5: 消防活動阻害物質を取り扱う者として適用を受けますか?》

◆該当する⇒4Cの順守が必要

【消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質とは】(法第9条の3、
危険物の規制に関する政令第1条の10)

●消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質とは、圧縮アセチレンガスや液化石油ガスなど、火災予防や消火活動に支障のおそれのある物質のことである。これを一定以上の量を貯蔵又は取扱う者を消防活動阻害物質貯蔵又は取扱者という。

参照先 横須賀市 消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp>

《確認 6: 指定可燃物を取り扱う者として適用を受けますか?》

◆該当する⇒4Dの順守が必要

【指定可燃物とは】(法第9条の4、危険物の規制に関する政令第1条の12別表第4)

●指定可燃物とは、指定数量未満の危険物又は消火活動困難物質で政令で定める以下の物質をいう。
(1)綿花類:200Kg
(2)木毛及びかんなくず:400Kg
(3)ぼろ及び紙くず・糸類・わら類・再生資源燃料:1,000Kg
(4)可燃性固体類:3,000Kg
(5)石炭・木炭類:10,000Kg
(6)可燃性液体類:2m³
(7)木材加工品及び木くず:10m³
(8)合成樹脂類(発砲させたもの):20m³
(その他のもの):3,000Kg

[リストに戻る](#)

4.順守内容

4A 火災の予防等

(1)防火管理者の任命・届出(法8の2、法36)

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、複合用途防火対象物全体の収容人員が50人以上の者が出入し、勤務し、または移住する場合は、防火対象物の管理権限者は、自衛消防組織を設置、防火管理者を任命と届出しなければならない。
役割:消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防設置・消防施設の点検、整備等

4B 危険物取扱者

(1)危険物の取り扱い(法第10条)

指定数量以上の危険物は製造所、貯蔵所、取扱所以外の場所では取り扱ってはならない。製造所、貯蔵所、取扱所における構造や設備、取扱方法は政令で定める基準を順守しなければならない。

(2)施設の設置と変更の届出(法第11条、第11条の2)

危険物製造所や貯蔵所又は取扱所の設置や変更は市町村長等の許可を受けなければならない。
設置や変更を行う場合はには市町村長等の検査を受けなければならない。

(3)施設の維持管理(法第12条)

危険物製造所や貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が、政令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

[目次に戻る](#)

- (4)危険物保安監督者・危険物取扱者(法第13条)
所定の危険物施設の所有者や管理者又は占有者は、危険物取扱の有資格者で6ヶ月以上の実務経験を有する者を危険物保安監督者と定め、遅滞なく市町村長に届出なければならない。また、危険物取扱者以外の者は、危険物取扱者の立ち会いがなければ危険物を取扱ってはならない。
- (5)保安業務(法第14条、第14条の2、第14条の3)
所定の危険物施設の所有者や管理者又は占有者は、危険物施設保安員を定め、その設備に係る保安のための業務をおこなわなければならない。さらに所定の危険物施設の場合は、その設備の火災を予防するため予防規定を定め市町村長等の許可を受けなければならない。またその施設について定期に点検し、その点検記録を作成し保存しなければならない。
- (6)危険物の運搬(法第16条、第16条の2)
危険物の運搬は、その容器や積載方法及び運搬方法については技術上の基準に従って行わなければならない。移送時には危険物取扱者を乗車させなければならない。
- (7)事故時の措置(法第16条の3)
その施設について危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止や流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講じなければならない。
- (8)少量危険物貯蔵取扱所の届出(法9の4令10)
少量危険物貯蔵取扱所を有する場合は市町村条例の規定に従うとともに、消防署への届出が必要となる。
- (9)少量危険物貯蔵及び取扱の基準(火災予防条例(例)30)
火気使用禁止、容器、取扱方法等について基準に従はなければならない。
- (10)少量危険物貯蔵及び取扱の技術上の基準(火災予防条例(例)30, 31)
取扱方法、掲示板、漏えい、温度管理等について基準に従はなければならない。
- (11)指定可燃物の貯蔵及び取扱の技術上の基準(火災予防条例(例)33)
容器、取扱方法等について基準に従はなければならない。

[リストに戻る](#)

- 4C 消防活動阻害物質取扱者
(1)届出(法第9条の3)
消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質を貯蔵したり取り扱う場合は、消防署長等へ届出なければならない。
- 4D 指定可燃物取扱者
(1)取り扱い基準の順守(法第9条の4)
指定可燃物を取り扱う場合には、市町村条例に定める基準に従わなければならない。

5.留意事項

6.地方条例(参照用)

滋賀県 東近江市	
法規名	東近江行政組合火災予防条例
要求事項	火を使用する設備等の置届出
条項	東近江火災施行規則3
適用条件	火を使用する設備等の設置の届出、当該設備等の設置工事に着手する日の5日前までに設置する設備に応じ、届出書を署長に2通提出していますか？【炉・厨房設備等設置届出】
条項	東近江火災施行規則5
適用条件	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取り扱いの届け出は、貯蔵又は取り扱おうとする日の7日前までに、少量危険物等貯蔵、取扱届出書署長に2通提出していますか？【変更及び取扱い廃止も同】

[目次に戻る](#)

滋賀県 東近江市

法規名	東近江行政組合火災予防条例
要求事項	防火対象物の使用開始届出等
条項	東近江火災条例43施行規則2
適用条件	防火対象物をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防署長に届け出していますか？

要求事項	訓練実施の通報
条項	東近江火災施行規則12
適用条件	消火訓練及び避難訓練実施の通報は、実施の日の3日前までに防火管理に係る訓練については消防訓練実施計画書、防災管理に係る訓練については防災訓練実施計画書を署長に1通提出していますか？

要求事項	災害発生届出
条項	東近江危険則15
適用条件	災害が発生したときは、ただちに消防長に通報するとともに、災害発生の日から3日以内に、災害発生の経過等を災害発生届出書により、署長を経て管理者に提出していますか？

[リストに戻る](#)

[目次に戻る](#)

(19) 高圧ガス保安法

1. 公布日
初回公布日 昭和26年6月7日
改正公布日 令和8年12月21日
施工日(最新のみ) 令和8年12月21日
出典: e-Govポータル https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC0000000204/20261221_504AC0000000074

2. 目的
この法律は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的とする。

3. 適用要否の確認

《確認 1: 高圧ガスの消費者ですか?》

【高圧ガス 周知文書】

一般社団法人 全国高圧ガス溶接材組合連合会では、高圧ガス保安法第20条の5第1項(周知させる義務等)に基づいて高圧ガスの消費者に対し販売契約を締結したとき及び周知後1年に1回、使用時の周知事項を知らせる目的で周知文書を発行しています。

参照先 一般社団法人 全国高圧ガス溶接材組合連合会
[周知文書 ハイパーリンク](#)

《確認 2: 高圧ガスの第1種製造者ですか?》

◆該当する⇒4Aの順守が必要

【高圧ガスとは】(法第2条、第3条)

- 高圧ガスとは、常温で圧力が10kg/cm²(1メガパスカル)以上となる圧縮ガス、2kg/cm²以上となる圧縮アセチレンガス、2kg/cm²以上となる液化ガス、温度35度で0kg/cm²を超える液化ガスのうち政令で定めるものである。
但し、法第3条に規定する高圧ガスは適用を除外される。

【第1種製造者とは】(法第5条)

- 第1種製造者とは、一日100m³以上のガスを使用して高圧ガスを製造しようとするものをいう。また、冷凍のためのガスを圧縮・液化して高圧ガスを製造する設備で、一日の冷凍能力が20トン以上の設備を使用して高圧ガスを製造しようとするものである。

[リストに戻る](#)

《確認 3: 高圧ガスの第2種製造者ですか?》

◆該当する⇒4Bの順守が必要

【第2種製造者とは】(法第5条)

- 第2種製造者とは、一日100m³未満のガスを使用して高圧ガスを製造しようとするものをいう。また、冷凍のためのガスを圧縮・液化して高圧ガスを製造する設備で、一日の冷凍能力が3トン以上の設備を使用して高圧ガスを製造しようとするものである。

《確認 4: 高圧ガス貯蔵所を所有していますか?》

◆該当する⇒4Cの順守が必要

【貯蔵所とは】(法第16条、第17条の2)

- 貯蔵所とは、容器300m³以上の高圧ガスを貯蔵する施設である。

《確認 5: 高圧ガスの販売業者ですか?》

◆該当する⇒4Dの順守が必要

[目次に戻る](#)

《確認 6: 特定高圧ガスの消費者ですか?》

◆該当する⇒4Eの順守が必要

特定高圧ガスとは・・・

→法第24条の2

→『特定高圧ガス』とは、公共の安全の維持や災害発生の防止に特別に注意を要するもので、300m³以上の圧縮水素、300m³以上の圧縮天然ガス、3000kg以上の液化酸素、3000kg以上のアンモニア、3000kg以上の液化石油ガス、1000kg以上の液化塩素の6種類である。

《確認 7: 特定高圧ガスの容器製造者ですか?》

◆該当する⇒4Fの順守が必要

4. 順守内容

4A 第1種製造者

(1) 都道府県知事の許可(法第5条)

都道府県知事の許可を受けなければならない。

(2) 技術上の基準の順守(法第11条)

施設は技術上の基準を順守しなければならない。

(3) 保安教育計画の策定(法第27条)

従業員に対する保安教育計画を策定し、保安教育を実施しなければならない。

(4) 保安統括者の選任(法第27条の2)

業の内容に応じて、高圧ガス保安統括者、高圧ガス製造保安管理技術者(有資格者)、高圧ガス製造保安係員(有資格者)、高圧ガス製造保安主任者(有資格者)、高圧ガス製造保安企画推進員、冷凍保安責任者(有資格者)などを選任し、法第32条に規定する職務を行わなければならない。

(5) 保安検査(法第35条)

都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。

(6) 定期の自主検査(法第35条の2)

規則で定める保安のための定期自主検査を行い、検査記録を作成し、保存しなければならない。

[リストに戻る](#)

(7) 高圧ガスの移動(法第23条)

高圧ガスを移動する場合には、容器、積載方法、移動方法に関する技術上の基準を順守しなければならない。一定量以上の移動を行う場合には、移動計画書の提出・携帯・移動確認者による監督などを行わなければならない。

(8) 危険時の措置(法第36条)

危険な状態になった時は、災害防止のための応急処置を講じなければならない。また、直ちに都道府県知事などに届け出なければならない。

4B 第2種製造者

(1) 都道府県知事への届出(法第5条)

都道府県知事に届け出なければならない。

(2) 技術上の基準の順守(法第12条)

施設は技術上の基準を順守しなければならない。

(3) 保安教育の実施(法第27条)

従業員に対する保安教育を実施しなければならない。

[目次に戻る](#)

- (4)保安統括者、冷凍保安責任者の選任(法第27条の2)
業の内容に応じて、高圧ガス保安統括者、冷凍保安責任者(有資格者)などを選任し、法第32条に規定する職務を行わなければならない。
- (5)定期の自主検査(法第35条の2)
規則で定める保安のための定期自主検査を行い、検査記録を作成し、保存しなければならない。(一定条件に該当する事業者のみ)
- (6)高圧ガスの移動(法第23条)
高圧ガスを移動する場合には、容器、積載方法、移動方法に関する技術上の基準を順守しなければならない。一定量以上の移動を行う場合には、移動計画書の提出・携帯・移動確認者による監督などを行わなければならない。
- (7)危険時の措置(法第36条)
危険な状態になったときには、災害防止のための応急措置を講じなければならない。また、直ちに都道府県知事などに届け出なければならない。

4C 高圧ガス貯蔵所の所有者

- (1)都道府県知事の許可・届出(法第16条、第17条の2)
都道府県知事の許可または届け出なければならない。
- (2)技術上の基準の順守(法第18条)
施設は技術上の基準を順守しなければならない。
- (3)保安教育の実施(法第27条)
従業員に対する保安教育を実施しなければならない。

- (4)高圧ガスの移動(法第23条)
高圧ガスを移動する場合には、容器、積載方法、移動方法に関する技術上の基準を順守しなければならない。一定量以上の移動を行う場合には、移動計画書の提出・携帯・移動確認者による監督などを行わなければならない。[リストに戻る](#)
- (5)危険時の措置(法第36条)
危険な状態になったときは、災害防止のための応急措置を講じなければならない。また、直ちに都道府県知事などに届け出なければならない。

4D 高圧ガス販売業者

- (1)都道府県知事への届出(法第20条の4)
都道府県知事に届け出なければならない。
- (2)技術上の基準の順守(法第20条の6)
販売方法は技術上の基準を順守しなければならない。
- (3)保安教育の実施(法第27条)
従業員に対する保安教育を実施しなければならない。
- (4)高圧ガス販売主任の選任(法第28条)
高圧ガス販売主任(有資格者)を選任し、法第32条に規定する職務を行わなければならない。
- (5)購入者に対する周知義務(法第20条の5)
購入者に対して、災害の発生防止に必要な事項を周知しなければならない。
- (6)高圧ガスの移動(法第23条)
高圧ガスを移動する場合には、容器、積載方法、移動方法に関する技術上の基準を順守しなければならない。一定量以上の移動を行う場合には、移動計画書の提出・携帯・移動確認者による監督などを行わなければならない。

[目次に戻る](#)

(7)危険時の措置(法第36条)
危険な状態になったときには、災害防止のための応急措置を講じなければならない。また、直ちに都道府県知事などに届け出なければならない。

- 4E 特定高圧ガス消費者
- (1)都道府県知事への届出(法第24条の2)
都道府県知事に届け出なければならない。
- (2)技術上の基準の順守(法第24条の3)
消費者は技術上の基準を順守しなければならない。

参照先 高圧ガス保安協会
https://www.khk.or.jp/technical_standards/

- (3)保安教育の実施(法第27条)
従業員に対する保安教育を実施しなければならない。
- (4)特定高圧ガス取扱主任の選任(法第28条)
特定高圧ガス取扱主任を選任し、法第32条に規定する職務を行わなければならない。
- (5)高圧ガスの移動(法第23条)
高圧ガスを移動する場合には、容器、積載方法、移動方法に関する技術上の基準を順守しなければならない。一定量以上の移動を行う場合には、移動計画書の提出・携帯・移動確認者による監督などを行わなければならない。
- (6)危険時の措置(法第36条)
危険な状態になったときは、災害防止のための応急措置を講じなければならない。また、直ちに都道府県知事などに届け出なければならない。

[リストに戻る](#)

- 4F 高圧ガス容器製造業者
- (1)高圧ガス容器の基準及び検査(法第41条～第57条)
高圧ガスの容器については、容器の基準、刻印、検査などが定められている。また、容器製造業者についても順守すべき事項が定められている。

5.留意事項

6.地方条例(参照用)

滋賀県	
法規名	-
要求事項	高圧ガス事業変更届書(名称、代表者名等の変更)
条項	-
適用条件	名称、代表者名等の変更時には、延滞なく「高圧ガス事業変更届書」を知事に提出していますか？
神奈川県 秦野市	
法規名	-
要求事項	保安主任者の選任、保安企画推進員の選任
条項	-
適用条件	保安主任者の選任(第1種製造者)を行っていますか？(製造保安責任者免状取得者) 保安企画推進員の選任(第1種製造者)を行っていますか？(高圧ガス製造保安知識経験者)
愛知県 名古屋市	
法規名	-
要求事項	作業責任者の選任(愛知県では保安監督者を作業責任者と呼ぶ)
条項	-
適用条件	CE設備の作業責任者を選任していますか？届出は不要。【作業責任者の資格要件】 ①窒素ガス等の製造又は販売経験が6ヶ月以上ある者 ②大学・専門学校で理学又は工学の課程を修め卒業した者 ③高校又は工業高校で工業に関する課程を修めて卒業した者で特定高圧ガスの製造又は消費の経験が6か月以上ある者 ④協会が行なう特定高圧ガスの講習を修了し、特定高圧ガスの製造又は消費の経験が6か月以上ある者

[目次に戻る](#)

(20) 毒物及び劇物取締法

1. 公布日
初回公布日 昭和25年12月28日
改正公布日 令和7年6月1日
施工日(最新のみ) 令和7年6月1日
出典: e-Govポータル https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0000000303/20250601_504AC0000000068

2. 目的
この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

3. 適用要否の確認

《確認 1: 毒物劇物営業者ですか?》

◆該当する⇒4Aの順守が必要

【毒物とは】(法第2条第1項表第1)

- 毒物とは、法別表1に示す水銀、ヒ素等、その他政令で定めるものである。ただし、医薬品・医薬部外品を除く。
対象品の使用有無についてはSDSで確認のこと。

参照先 国立医薬品食品衛生研究所
<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html>

【劇物とは】(法第2条第2項表第2)

- 劇物とは、法別表2に示すアンモニア、塩化水素等、その他政令で定めるものである。ただし、医薬品・医薬部外品を除く。

[リストに戻る](#)

【毒物劇物営業者とは】(法第3条)

- 毒物劇物営業者とは、毒物・劇物の製造業者、輸入業者、販売業者をいう。

《確認 2: 特定毒物研究者・使用者ですか?》

◆該当する⇒4Bの順守が必要

【特定毒物とは】(法第2条第3項表第3)

- 特定毒物とは、別表第3に示す四アルキル鉛等、その他政令で定めるものである。

【特定毒物研究者・使用者とは】(法第3条の2、令第1条～第32条)

- 特定毒物研究者とは、学術研究のため『特定毒物』を製造・使用できると都道府県知事の許可を得たものをいう。『特定毒物使用者』とは、『特定毒物』を使用することができるものとして、品目ごとに政令で指定するものをいう。例えば、四塩化アルキル鉛については、石油精製業者がガソリンの混入することのみが認められている。

《確認 3: 特定事業における業務上取扱者ですか?》

◆該当する⇒4Cの順守が必要

【特定事業における業務上取扱者とは】(法第22条、令第41条)

- 特定事業における業務上取扱者とは、電気メッキ事業及び金属熱処理事業では無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤。一定量の毒物劇物運送事業では政令別表第2に掲げるもの。白蟻防除事業では砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を取り扱う者をいう。

[目次に戻る](#)

《確認 4:その他の業務上取扱者ですか?》

◆該当する⇒4Dの順守が必要

その他の業務上取扱者とは・・・

→法第22条、則第18条の2

→『その他の業務上取扱者』とは、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び特定事業における業務上取扱者以外の者であって、省令で定める毒物劇物を業務上取り扱う者をいう。

4.順守内容

4A 毒物劇物営業者

(1)登録(法第3条、第4条)

製造業・輸入業は主務大臣の、販売業は都道府県知事などの登録を受けなければならない。

(2)毒物劇物取扱責任者の設置(法第7条)

薬剤師などの中から選任の毒物劇物取扱責任者を設置し、都道府県知事等に届け出なければならない。

(3)毒物劇物の取り扱い(法第11条)

毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講ず事なければならない。

(4)表示(法第12条)

毒物劇物の容器及び被包並びに貯蔵する場所に「医薬用外」の文字、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

(5)帳簿の記録・保存(法第15条)

帳簿を備え、購入者の氏名・住所などを記載しなければならない。帳簿は5年間保存しなければならない。

[リストに戻る](#)

(6)事故時の措置(法第16条の2)

取扱に係る毒物劇物及び一定の毒物劇物を含有する物が飛散し漏れ流れ出、しみ出又は地下に染み込んだ場合において不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがある時は直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに保健衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講じなければならない。また取扱に係る毒物劇物が盗難にあい又は紛失した時は直ちにその旨を警察署に届け出なければならない。

4B 特定毒物研究者・使用者

(1)許可(法第6条の2)

学術研究のため特定毒物を製造し若しくは使用することができる者として都道府県知事の許可を受けなければならない。

(2)毒物劇物の取り扱い(法第11条)

毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐために必要な措置を講じなければならない。

(3)表示(法12条)

毒物劇物の容器及び被包並びに貯蔵する場所に「医薬用外」の文字、毒物については赤字に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」のめじを表示しなければならない。

(4)事故時の措置(法第16条の2)

取扱に係る毒物劇物及び一定の毒物劇物を含有する物が飛散し漏れ流れ出、しみ出し又は地下に染み込んだ場合において不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがある時は直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに保健衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講じなければならない。また取扱に係る毒物劇物が盗難にあい又は付紛失した時は直ちにその旨を警察署に届け出なければならない。

[目次に戻る](#)

4C 特定事業における業務上取扱者
(1)届出(法第22条)

その毒物劇物を取り扱うこととなった日から30日以内にその事業場の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

(2)毒物劇物取扱責任者の設置(法第7条)

薬剤師などの中から選任の毒物劇物取扱責任者を設置し、都道府県知事等に届け出なければならない。

(3)毒物劇物の取り扱い(法第11条)

毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

(4)表示(法第12条)

毒物劇物の容器及び被包並びに貯蔵する場所に「医薬用外」の文字、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

(5)事故時の措置(法第16条の2)

取扱に係る毒物劇物及び一定の毒物劇物を含有する物が飛散し漏れ流れ出、しみ出又は地下に染み込んだ場合において不特定または多数の者について健康衛生上の危害が生ずるおそれがある時は直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに健康衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。また取扱に係る毒物劇物が盗難にあい又は紛失した時は直ちにその旨を警察署に届け出なければならない。

4D その他の業務上取扱者

[リストに戻る](#)

(1)毒物劇物の取り扱い(法第11条)

毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

(2)表示(法第12条)

毒物劇物の容器及び被包並びに貯蔵する場所に「医薬用外」の文字、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

(3)廃棄(法第15条の2)

毒物劇物の廃棄については、政令で定める技術上の基準に従わなければ廃棄してはならない。

(4)事故時の措置(法第16条の2)

取扱に係る毒物劇物及び一定の毒物劇物を含有する物が飛散し漏れ流れ出、しみ出又は地下に染み込んだ場合において不特定又は多数の者について健康衛生上の危害を生ずるおそれがある時は直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに健康衛生上の危険を防止するために必要な応急措置を講じなければならない。また取扱に係る毒物劇物が盗難にあい又は紛失した時は直ちにその旨を警察署に届け出なければならない。

5.留意事項

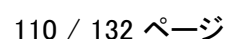
- 「風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について」(令和2年1月17日薬生薬審発0117第2号)の通知が発出された。
⇒台風15号・19号で毒劇物流出・漏洩事故が複数発生。流出防止対策を求める。

参照先 厚生労働省 風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について(依頼)
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc4715&dataType=1&pageNo=1

6.地方条例(参照用)

[リストに戻る](#)

下記一部抜粋、詳細は上記ハイパーリンクより参照ください。



[目次に戻る](#)

1-1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

- 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物※）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

2024(R6).4.1施行
- 2022（令和4）年2月公布の労働安全衛生法施行令（安衛令）改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで比較的強い有害性が確認された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。ただし、2024（令和6）年4月1日時点で現存するものには、2025（令和7）年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。

1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

- ① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。

2023(R5).4.1施行
- i 代替物等を使用する
 - ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
 - iii 作業の方法を改善する
 - iv 有効な呼吸用保護具を使用する
- ② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露を抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

2024(R6).4.1施行

1-3 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

[リストに戻る](#)

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

- ① 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者
- 努力義務 2023(R5).4.1施行
- 義務 2024(R6).4.1施行
- ▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する

1-4 衛生委員会の付議事項の追加

- 衛生委員会の付議事項に、1-2(1)と1-8(1)に関する以下
- ①に関する部分 2023(R5).4.1施行
- ①～④の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況
- ②～④に関する部分 2024(R6).4.1施行
- の調査審議を行うことを義務付けます※。
- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
 - ② 濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
 - ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
 - ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ※ 衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。

1-6 リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存

リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存しなければなりません。

2023(R5).4.1施行

[目次に戻る](#)

2-1 化学物質管理者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- ・ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習※の修了者
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)

※ 専門的講習のカリキュラムは、右図の内容を厚生労働大臣告示で示す予定です。

	科目	時間
学科教育	化学物質災害の発生の原因	1時間
	化学物質の危険有害性	2時間
	関係法令	1時間
	化学物質の危険性または有害性の調査	3時間
	化学物質の危険性または有害性の調査の結果に基づく措置	2時間
実習	化学物質の危険性または有害性の調査とその結果に基づく措置	3時間

(3) 職務

- ・ ラベル・SDS等の確認
- ・ 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ・ ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

新たな化学物質規制項目の施行期日

[リストに戻る](#)

	規制項目	2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質 管理体系の 見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	
	皮膚等障害化学物質への直接接​​触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	
	がん等の発がん性物質の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質労働発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
	がん原性物質の作業記録の保存		●	
実施体制の 確立	化学物質管理者・保護員着用責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
情報伝達の 強化	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
	管理水準良好事業場の特別規則等適用除外		●	
	特殊健康診断の実施頻度の緩和		●	
	第三管理区分事業場の措置強化			●

[目次に戻る](#)

2.目的

この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危険防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

3.適用要否の確認

4.順守内容

(1)管理者の選任(法第10条～第16条)

事業者の規模や事業内容に応じて、管理者を選任しなければならない。

- ①衛生管理者の選任⇒製造業は従業員50名以上の事業場(法12①、令4、則7～10)
 - その事業場に専属する者を選任事由発生から14日以内に選任。
 - 第1種衛生管理者、第2種衛生管理者、衛生工学衛生管理者の各免許所持者等から業種、作業内容により選任。規模に応じて1～6名選任。
 - 所轄労働基準監督署へ選任報告書の提出。
 - 週1回以上作業場の巡視実施。
 - 管理者が病気、旅行等で職務の遂行が出来ない場合代理者を選任。

- ②安全衛生推進者等の選任⇒常時従業員10名以上の事業場(法12の2、則12の2～4)
 - その事業場に専属する者を選任事由発生から14日以内に選任。見やすい箇所に使命を掲示する等周知。

- ③産業医(医師)の選任⇒製造業は従業員50名以上の事業場(法13則13～15)
 - 選任事由発生から14日以内に選任。
 - 所轄労働基準監督署へ選任報告書の提出。
 - 月1回以上作業場の巡視実施。

[リストに戻る](#)

- ④作業主任者の選任(法14、令6、則18)
 - 下記作業を行う場合は作業主任者の受講、選任をしなければならない。また、氏名等を作業場に掲示し周知しなければならない。

高圧室内作業	ずい道等の掘削作業	第1種圧力容器取扱作業
金属溶接作業	ずい道等の履工作業	特定化学物質等の取扱等の作業
林業架線作業	採石のための作業	鉛業務に係る作業
ボイラー取扱作業	はい作業	四アルキル鉛等業務に係る作業
エックス線作業	船内荷投作業	酸素欠乏危険場所における作業
ガンマ線透過写真撮影作業	型枠支保工組立・解体作業	有機溶剤取扱等作業
木材加工用機械作業	足場の組立作業等	石綿等に係る作業
プレス機械作業	建築物等の鉄骨組立作業	
加熱乾燥作業	鉄橋架設等作業	
コンクリート破砕作業	木造建築物の組立作業等	
地山掘削作業	コンクリート造の工作物の解体等作業	
土止支保作業	コンクリート橋架設等作業	

- ⑤統括安全衛生管理者の選任(法10①②、令2、則2②,3)
 - 以下の業種・規模の事業場において選任事由発生から14日以内に選任。
 - (1)林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業:従業員100人以上
 - (2)製造業(物の加工業含む)、電気業、ガス業、熱提供業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業:従業員300人以上
 - (3)その他の業種:従業員1000人以上
 - 安全管理者、衛生管理者を指揮するとともに、安全衛生管理業務を統括管理。
 - 所轄労働基準監督署長へ選任報告書の提出。
 - 管理者が病気、旅行等で職務の遂行が出来ないときは代理者を選任。

[目次に戻る](#)

- ⑥安全管理者の選任(法11①、令3、則4、5)
- 総括安全衛生管理者の選任が必要な(1)、(2)の業種に属する従業員50人以上の事業場につき、原則としてその事業場に専属する者を、選任事由発生から14日以内に選任。
 - 所轄労働基準監督署長に選任報告書の提出。
 - 設備、作業方法等の危険防止のための作業場の巡視。
 - 管理者が病気、旅行等で職務の遂行が出来ないときは代理者を選任。

- ⑦衛生管理者の選任(法12①、令4、則7～10)
- 従業員50人以上の事業場につき、原則としてその事業場に専属する者を、選任事由発生から14日以内に選任。
 - 第1種衛生管理者、第2種衛生管理者、衛生工学衛生管理者の各免許所持者等から業種、作業内容等により選任。
 - 事業場の規模に応じて1～6人を選任。
 - 所轄労働基準監督署長に選任報告書の提出。
 - 設備、作業方法等の危険防止のための作業場の巡視。
 - 管理者が病気、旅行等で職務の遂行が出来ないときは代理者を選任。

- (2)委員会の設置(法第17～19条)
- 事業者の規模や事業内容に応じて、委員会を設置しなければならない。
- 安全委員会の設置⇒製造業は従業員50名以上の事業場
 - 衛生委員会の設置⇒製造業は従業員50名以上の事業場
 - 月1回以上の開催。
 - 開催の都度遅滞なく議事録を作成し周知。3年間保存。

- (3)危険物、有害物に関する規制
- ①製造等の禁止(法第55条、令第16条)
- 労働者に重度の健康障害を生ずるものは、製造・輸入・譲渡提供又は使用してはならない。但し、試験研究のため製造・輸入・使用する場合で政令で定める要件に該当する場合はこの限りではない。
- 対象物質

[リストに戻る](#)

1. 黄りんマッチ
2. ベンジジン及びその塩
3. 4-アミノジフェルン及びその塩
4. 石綿
5. 4-ニトロジフェルン及びその塩
6. ビス(クロロメチル)エーテル
7. ベーターナフチルアミン及びその塩
8. ベンゼンを含有するゴムのり(溶剤の5%を超えるもの)
9. 上記2. 3. 5. ～7. をその重量の1%を超えて含有
又は4. に掲げる物をその重量の0. 1%を超えて含有する製剤その他の物。

- ②製造の許可(法第56条、令第17条別表第3第1号)
- 労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物を製造しようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

- ③表示等(法第57条、令第18条)
- 労働者に健康障害を生ずるおそれのある物の譲渡又は提供に際しては、その容器等に名称、含有量等を表示しなければならない。

- ④文書の交付等(法第57条、令第18条の2別表第9)
- 労働者に健康障害を生ずるおそれのある物の譲渡又は提供に際しては、交付文書等の方法により。名称、含有量等を相手方に通知しなければならない(SDS)。

- ⑤化学物質の有害性の調査(法第57条の3、令第18条の3)
- 新規化学物質を製造、輸入しようとするときは、あらかじめ有害性の調査を行って、厚生労働大臣に届け出なければならない。

[目次に戻る](#)

(4)その他順守すべき事項

その他、事業者の順守すべき事項として次の項目が定められている。

- ①危険・健康障害の防止措置（法第20～36条）
 - 機械、器具その他の設備による危険等の防止、労働者の健康障害の防止に必要な措置を実施等。
- ②機械等の規制；製造・設置・管理・検査証・自主検査（法第37～54条）
 - 製造（製造許可、製造検査、構造検査、溶接検査）
 - 設置（使用検査、落成検査、性能検査）
 - 管理（変更検査、使用再開検査、定期自主検査、検査証）について、特定機械等ごとに順守事項あり。厚生労働大臣の定める規格の具備、個別検定、型式検定。
 - 残留リスクの通知を行い情報提供する。
 - 検査証のない特定機械等（ボイラー等）は使用禁止。譲渡禁止。
 - 特定機械等のほか一定の機械等を定期的に自主検査する。

自主検査対象

ボイラー
第1種圧力容器
つり上げ荷重が3t以上のクレーン
つり上げ荷重が3t以上の移動式クレーン
つり上げ荷重が2t以上のデリック
積載荷重が1t以上のエレベーター
ガイドレールの高さが18m以上の建設用リフト・ゴンドラ
活線作業用装置
活線作業用機器
フォークリフト
原動を用いかつ不特定の場所に自走できる建設機械
つり上げ荷重が0.5t以上3t未満のクレーン
つり上げ荷重が0.5t以上3t未満の移動式クレーン
つり上げ荷重が0.5t以上2t未満のデリック
積載荷重が0.25t以上1t未満のエレベーター
ガイドレールの高さが10m以上18m未満の建設用リフト
積載荷重が0.25t以上の簡易リフト
ショベルローダー
フォークローダー
ストラドルキャリアー
不整地運搬車
作業床高さが2m以上の高所作業者
第2種圧力容器
小型ボイラー
小型圧力容器
絶縁用保護具
絶縁用防具
動力により駆動されるプレス機
動力により駆動されるシャー
動力により駆動される遠心機械
化学設備及びその付属設備
アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置
乾燥設備及びその付属設備
動力車及び関連装置
局所排気装置
プッシュブル型換気装置
除じん装置
排ガス処理装置及び排液処理装置
特定化学設備
透過写真撮影用ガンマ線照射装置

- ③安全衛生教育・就業制限（法第59～61条）
- 雇入れ時及び作業内容変更時の教育。
 - 新任職長等の職長教育。
 - 危険有害業務従事者の特別教育。記録の3年間保存。

労働安全衛生法第61条に基づく就業制限の対象業務
第59条に基づく特別教育の必要な対象業務等

[リストに戻る](#)

参照例

			技能講習	特別教育
クレーン	クレーン運転者	つり上げ荷重が5t以上	△※①	
		つり上げ荷重5t未満		○
	移動式クレーン運転者	つり上げ荷重1t以上	△※②	
		つり上げ荷重1t未満		○
	玉掛け作業	制限荷重が1t以上の揚貨装置 つり上げ荷重が1t未満のク	○	○
設備、 機械、 自動車	高所作業運転者	10m以上	○	
		10m未満		○
	フォークリフト運転者	最大荷重1t以上	○	
		最大荷重1t未満		○
	ショベルローダー	最大荷重1t以上	○	
		最大荷重1t未満		○
	ジャッキ			○
	巻上げ機運転者			○
溶接	研削砥石取替試運転作業			○
	ガス溶接作業		○	
	アーク溶接作業			○
電気	電気取扱者(高圧又は低圧)			○
粉じん	特定粉じん作業			○
プレス	プレス金型取替作業			○
ロボット	ロボットへの教示等作業			○
	ロボットの検査等の作業			○
有害物質	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者			○
	鉛作業主任者			○
	石綿作業主任者			○
	石綿取り扱い作業			○
	四アルキル鉛作業			○
	有機溶剤作業主任者			○
	廃棄物処理施設作業従事者			○
その他	特殊化学設備作業			○
	ロープ高所作業			○
	墜落制止用器具			○

※①床上クレーンのみ
※②小型のみ

下記ホームページより一部抜粋
[厚生労働省 労働安全衛生関係の免許～](#)
※ゴンドラ、建設機械、高圧作業、酸欠作業など他にも該当する作業あり。

- ④作業環境測定(法第65条)
- (1) 鉱物、金属等の粉じん作業場、6ヶ月に1回測定(粉防則26)
 - (2) 暑熱、寒冷、多湿作業場、半月に1回測定(安衛則607)
 - (3) 著しい騒音を発生する職場、6ヶ月に1回測定(安衛則590、591)
 - (4) 坑内の作業場、半月～1ヵ月に1回測定(安衛則592、612、603)
 - (5) 中央管理方式空調設備のある事務所、2ヶ月に1回測定(事務所則7)
 - (6) 放射線業務を行う職場、1ヶ月に1回測定(電離則54、55)
 - (7) 特定化学物質製造、取扱職場、6ヶ月に1回測定(特化則36、石綿則36)
 - (8) 鉛業務を行う作業場、1年に1回測定(鉛則52)
 - (9) 酸素欠乏危険作業場、その作業開始前に測定(酸欠則3)
 - (10) 有機溶剤製造、取り扱い作業場、6ヶ月に1回測定(有規則28)
 - 上記(1)、(6)、(7)、(8)、(10)の作業場は作業観測士・測定機関が測定(作則法3)
 - 測定結果記録(報告書)の作成(法65①)
 - 作業環境評価基準に従い評価(法65の2②)
 - 測定、評価記録は3～40年間保存(法65、65の2③)
 - 第3管理区分と評価された作業場は直ぐに改善し、第2・1管理区分にする(法65の2①)

⑤健康診断(法第66条)

健康診断の種類		対象となる労働者	実施時期
一般	雇入時の健康診断	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断		1年以内ごとに1回
特殊	高気圧業務	常時従事する労働者	雇入れ時、配置替えの際および6ヶ月以内ごとに1回
	放射線業務		
	特定化学物質業務		
	石綿業務		
	鉛業務		
	四アルキル業務		
	有機溶剤業務		

- ⑥受動喫煙防止(法第68の2)
- 労働者の受動喫煙を防止するため、事業者や事業場の実績に応じ適切ね措置を講ずる。

- ⑦計画の届出(法88①②③)
- 下記の危険・有害な作業を必要とする機械等の設置、移転等は工事開始30日前までに所轄労働基準監督署長に届出。

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 動力プレス | 建設用リフト |
| 化学設備 | 石綿等の発散抑制装置 |
| 乾燥設備 | 金属その他の鉱物の溶解炉 |
| ガス集合溶接機 | 有機溶剤用密閉装置 |
| 機械集材装置 | アセチレン溶接装置 |
| 運材索道 | 放射線装置 |
| 軌道装置 | ブッシュブル型換気装置 |
| 型枠支保工 | 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務機械又は装置 |
| 架設通路 | 第1類物質又は特定第2類物質等を製造する設備 |
| 足場 | 特定化学設備及びその付属設備 |
| 局所排気装置 | 特定第2類物質又は管理第2類物質のガス等の発散抑制設備 |
| ボイラー | アクロレインに係る排ガス処理装置 |
| 第1種圧力容器 | 特定化学物質障害予防規則11条1項の廃液処理装置 |
| クレーン | 1・3-プロパンスルトン等の製造・取扱設備 |
| 移動式クレーン | 事務所の空調設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの |
| デリック | 特定粉じん発生源を有する機械・設備・型ばらし装置 |
| エレベーター | 粉じん作業用局所排気装置 |
- ゴンドラ
- 一定の建設工事、採石業では工事開始の30日前または14日前までに所轄労働基準監督署長または厚生労働大臣に届出。

[目次に戻る](#)

5.留意事項 労安法

事業者の措置及び労働者順守事項に関する厚生労働省令

(1)特定化学物質等障害予防規則

※化審法に第1種特定化学物質、第2種特定化学物質が定められているが、別のものです。

労働安全衛生法施行令一部改正に関する政令の改正について(令和3年4月1日施行)

参照先 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000653567.pdf>

参照先 厚生労働省「金属アーク溶接、健康被害防止措置について」

<https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/content/contents/000732709.pdf>

特定化学物質一覧表(2020.4.22見直し)

注)赤字★:特別管理物質

第1類特定化学物質

ジクロルベンジジン及びその塩★
アルファ-ナフチルアミン及びその塩★
塩素化ビフェニル(PCB)
オルト-トリジン及びその塩★

ジアニシジン及びその塩★
ベリリウム及びその化合物★
ベンゾトリクロリド★

第2類特定化学物質

アクリルアミド
アクリロニトリル
アルキル水銀化合物
インジウム化合物★
エチルベンゼン★
エチレンイミン★
エチレンオキシド★
塩化ビニル★
塩素
オーラミン★
オルト-トルイジン
オルト-フタロジニトリル
カドミウム及びその化合物
クロム酸及びその塩★
クロロホルム★
クロロメチルメチルエーテル★
五酸化バナジウム
コバルト及びその無機化合物★
コールタール★
酸化プロピレン★
三酸化ニアンチモン
シアン化カリウム
シアン化水素
シアン化ナトリウム
四塩化炭素★
1,4-ジオキサン★
1,2-ジクロロエタン★
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン★
1,2-ジクロロプロパン★
ジクロロメタン★

★ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)
1,1-ジメチルヒドラジン★
臭化メチル
重クロム酸及びその塩★
水銀及び無機化合物
スチレン★
1,1,2,2-テトラクロロエタン★
テトラクロロエチレン★
トリクロロエチレン★
トリレンジイソシアネート
ナフタレン★
ニッケル化合物(粉状の物に限る。)★
ニッケルカルボニル★
ニトログリコール
パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン★
パラ-ニトロクロルベンゼン
★砒素及びその化合物(アルシン、砒化ガリウムを除く)
フッ化水素
ベータ-プロピオラクトン★
ベンゼン★
ペンタクロルフェノール及びナトリウム塩
ホルムアルデヒド★
マゼンタ★
マンガン及びその化合物(塩基性マンガンを除く)
メチルイソブチルケトン★
沃化メチル
リフラクトリーセラミックファイバー★
硫化水素
硫酸ジメチル
塩基性酸化マンガン、溶接ヒューム

第3類特定化学物質

アンモニア
一酸化炭素
塩化水素
硝酸

二酸化硫黄
フェノール
ホスゲン
硫酸

参照先 ナフタレンとリフラクトセラミックファイバー

<https://www.mhlw.go.jp/file>

[リストに戻る](#)

[目次に戻る](#)

- 第1類・第2類物質の取扱い作業場に局所排気装置又はプッシュブル型換気装置を設置(特化則3～5)。
- 局所排気装置又はプッシュブル型換気装置の設置が著しく困難な場合に全体換気装置を設置(特化則5②)。
- 第1類・第2類物質の粉じんを含む排ガス用局所排気装置又はプッシュブル型換気装置に設置(特化則9①)。
- 特定排ガス(フッ化水素等)を排出する製造設備の排気筒等に設置(特化則10①)。
- 特定廃液(塩酸、硝酸等)を排出する装置のための処理設備を設置(特化則11①)。
- 汚染したぼろ、紙くず等をふた付の不浸透容器に納める(特化則12の2)。
- バルブ等の開閉報告の表示、色分け区分、送給原材料等の表示等(特化則15、17)。
- 管理特定化学設備に自動警報設備を設置等(特化則19①②)。
- 自動警報装置の設置が困難なときに監視人を置き化学設備を監視(特化則19③)。
- 第1種物質等の製造作業場等の床は不浸透性の材料を使用(特化則21)。
- 第1・第2類物質製造、取扱い作業場等の立入禁止とその旨の表示(特化則24)。
- 有資格者の中から作業主任者を選任(特化則27)。
- 局所排気装置、プッシュブル型換気装置及び除じん装置等については1年に1回定期自主検査を実施。特定化学設備については2年に1回実施(特化則30、31)。
- 自主検査の記録を作成し、3年間保存(特化則32)。
- 排気装置及び粉じん装置を初めて使用する時又は改造・修理を行ったときに点検を行う。記録を取り3年間保管(特化則33、34、34の2)。
- 第1種・第2種類物質製造、取扱い作業場以外の場所に休憩室を設置(特化則37①)。
- 粉状の物質を取扱う作業用休憩室の床は毎日1回掃除(特化則37②)。
- 洗眼、洗身、うがい設備、更衣設備、洗たくのための設備の設置(特化則38)。
- 作業場での喫煙及び飲食の禁止とその旨の表示(特化則38の2①)。
- 第1類物質等の製造作業場に注意事項等を掲示(特化則38の3)。
- 特別管理物質★の取扱い作業場の労働者等の記録を毎月行い30年間保管(特化則38の4)。
- 特別有機溶剤を用いる有機溶剤業務を規制(特化則38の8)。
- 特殊健康診断を6ヶ月に1回(一部業務従事者に対する胸部エックス線撮影は1年に1回)実施(特化則39)。
- 特殊健康診断結果から特定化学物質健康診断個人票を作成し5年間保存。
特別管理物質★に係る労働者の個人票は30年間保管(特化則40)。
- 特定化学物質健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出(特化則41)。
- 特定化学物質を取扱う作業場に人数以上の呼吸用保護具を備える(特化則43、45)。

[リストに戻る](#)

[目次に戻る](#)

(2)有機溶剤中毒予防規則
有機溶剤(2014.11.4見直し)

第1種有機溶剤	
1,2-ジクロルエチレン(二塩化アセチレン)	二硫化炭素
第2種有機溶剤	
アセトン	
イソブチルアルコール	
イソプロピルアルコール(2-プロパノール)	酢酸ノルマル-プロピル
イソペンチルアルコール(イソアミルアルコール)	酢酸ノルマル-ペンチル(酢酸ノルマル-アミル)
エチルエーテル	酢酸メチル
エチレングリコールモノエチルエーテル(セロソルブ)	シクロヘキサノール
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)	シクロヘキサノン
エチレングリコールモノノルマル-ブチルエーテル(ブチルセロソルブ)	N,N-ジメチルホルムアミド
エチレングリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)	テトラヒドロフラン
オルト-ジクロルベンゼン	1,1,1-トリクロルエタン
キシレン	トルエン
クレゾール	ノルマルヘキサン
クロルベンゼン	1-ブタノール
酢酸イソブチル	2-ブタノール
酢酸イソプロピル	メタノール
酢酸イソペンチル(酢酸イソアミル)	メチルエチルケトン
酢酸エチル	メチルシクロヘキサノール
酢酸ノルマル-ブチル	
第3種有機溶剤	
ガソリン	石油ベンジン
コールタールナフサ	テレピン油
石油エーテル	ミネラルスピリット
石油ナフサ	

[リストに戻る](#)

●有機溶剤の使用量が少ない場合は法適用除外の認定を申請する(有機則3、4)。
消費する有機溶剤等の量が少量で、許容消費量を超えないときは、所轄労働基準監督署長の適用除外認定を受けることができます。
この認定を受けていない場合には、たとえ消費量が少量であっても、作業環境測定や健康診断等の実施が必要です。
屋内作業場等(タンク等の内部以外の場所) 作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量が、常態として 許容消費量を超えないとき。タンク等の内部 一日に消費する有機溶剤等の量が、許容消費量を常に超えないとき。

消費する有機溶剤等の区分	有機溶剤等の許容消費量
第1種有機溶剤等	$W=1/15 \times A$
第2種有機溶剤等	$W=2/5 \times A$
第3種有機溶剤等	$W=3/2 \times A$

備考

W=有機溶剤等の許容消費量(グラム)

A=作業場の気積(床面から4mを超える高さの空間は除く、 m^3)。

ただし、気積が $150m^3$ を超える場合は、 $150m^3$ とする

- 第1種有機溶剤等又は第2種有機溶剤に係る業務を行う屋内作業場等に、密閉設備、局所排気装置、ブッシュブル型換気装置のいずれかを発生源ごとに設置(有機則5)。
- 第3種有機溶剤によるタンク内の作業等(吹付作業を除く)に、上記の排気装置以外に全体換気装置を設置してもよい(有機則6)。
- 有資格者の中から作業主任者を選任(有機則19)。
- 局所排気装置等の定期自主検査を1年に1回実施(有機則20②)。
- 局所排気装置を初めての使用時及び分解して改造又は修理を行った時に点検(有機則22)。
- 自主検査の記録を3年間保管(有機則21)。
- 屋内作業場に有機溶剤の取扱上の注意事項等を掲示(有機則24①)。

[目次に戻る](#)

- 第1種:赤、第2種:黄、第3種:青で表示(有機則25)。
- 特殊健康診断を6ヶ月に1度定期的実施。健康診断結果から有機溶剤等健康診断個人票を作成し5年間保存(有機則30)。
- 有機溶剤等健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出(有機則30の3)。
- 屋内に貯蔵する場合、ふた付の堅固な容器に入れる(有機則35)。
- 有機溶剤が入っていた空容器は密閉するか屋外に集積保管(有機則36)。
- 局所排気装置等の定期自主検査を1年に1回実施(有機則20②)。
- 局所排気装置を初めての使用時及び分解して改造又は修理を行った時に点検(有機則22)。

(3)鉛中毒予防規則

- 鉛作業を行う作業場に密閉設備、局所排気装置又はプッシュブル型換気装置、除じん装置を設置(鉛則5～27)。
- はんだ付け作業場に局所排気装置、プッシュブル型換気装置又は全体換気装置を設置(鉛則16)。
- 有資格者の中から作業主任者を選任(鉛則33)。
- 局所排気装置及び除じん装置の自主権さを1年に1回実施(鉛則48)。
- 自主検査の記録を作成し3年間保存(鉛則36)。
- 休憩室は鉛業務を行う作業場以外の場所に設置(鉛則45①)。
- 作業場、休憩室、食堂の床を毎日1回掃除(鉛則48)。
- 作業場に手洗い用溶液、つめブラシ、石けん、うがい液を用意(鉛則49①)。
- 屋内の作業場所での喫煙及び飲食を禁止し、その旨を表示(鉛則51①)。
- 特殊健康診断を6ヶ月(一部1年)に1度定期的実施。健康診断結果から有機溶剤等健康診断個人票を作成し5年間保存(鉛則53①)。
- 特殊健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出(鉛則55)。
- 粉状の鉛等を取扱う作業者は作業衣を着用する(鉛則59①②)。

(4)四アルキル鉛中毒予防規則

四アルキル鉛及びこれを含有する製剤は、毒物及び劇物取締法において用途が規制されており、石油精製業者によるガソリンへの混入のみが認められている。

[リストに戻る](#)

(5)電離放射線障害予防規則

電離放射線は α 線、 β 線、紫外線、 γ 線、中性子線がある。レントゲン、放射線治療、食器や調理器具の消毒、非破壊検査、原子力発電等に利用されている。

(6)粉じん障害防止規則

鉱物等を採掘したり、粉碎する等の作業。

(7)石綿障害予防規則

①事前調査(第3条の1項)

事業者は石綿等による労働者の健康被害を防止するため、あらかじめ当該建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)について、石綿等の使用の有無を目視、設計図等により調査し、その結果を記録しなければならない。

②事前調査(第3条の2項)

事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の素養の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

③石綿等の使用の状況の通知(第8条)

石綿を有する建築物、工作物又は船舶の解体、破碎等の作業(石綿の除去の作業を含む)、石綿等の封じ込め又は囲い込み作業を行う仕事の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請負わないで注文している者をいう。)は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物、工作物又は船舶における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

[目次に戻る](#)

④建築物の解体工事等の条件(第9条)

石綿を有する建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業(石綿の除去の作業を含む)、石綿等の封じ込め又は囲い込み作業を行う仕事の発注者は、石綿等の使用の有無の調査、当該作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の順守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

⑤石綿等にはく露するおそれがある建物等における業務に係る措置(第10条の1項)

事業者はその労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物に吹き付けられた石綿等又は貼り付けられた保温材、耐火被覆材等が破損、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある時は、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

⑥石綿等にはく露するおそれがある建物等における業務に係る措置(第10条の2、3項)

事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物に吹き付けられた石綿等又は貼り付けられた保温材、耐火被覆材等が破損、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある時は、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない。
また、労働者は事業者から保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない(第10条の2、3項)。

⑦石綿等にはく露するおそれがある建物等における業務に係る措置(第10条の4項)

建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等又は貼り付けられた保温材、耐火被覆材等が破損、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある時は、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない(第10条の4項)。

[リストに戻る](#)

⑧業務に係るその他の措置(作業に係る設備等)(第12条の1、2項)

事業者は、石綿等の粉じんが発散する屋内作業については、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュブル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュブル型換気装置の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りではない。ただし、発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュブル型換気装置を設けない場合は全体換気装置を設け、又は当該石綿を湿潤な状態にする等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じなければならない。

⑨管理(石綿作業主任者の選任)(第19条)

事業者は、令第6条第23号に掲げる作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任しなければならない。

⑩定期自主検査(第21、22、23条)

令第15条第1項第9号の厚生労働省令で定める局所排気装置等は、1回／年、定められた事項に関し自主検査を行い、記録を残し3年間保存しなければならない。

⑪改正石綿障害予防規則省令案(令和3年4月1日施行)

参照先 厚生労働省 石綿障害予防規則などの一部改正する省令案の概要
<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000638934.pdf>

[目次に戻る](#)

労働安全衛生法の改正された法律

- (1)化学物質管理のあり方の見直し～危険性又は有害性等のリスクアセスメントの義務化(法57の3①令別表9則34の2～34の2の7:平成29年3月1日改正施行)
- ①事業者は、第57条第1項に規定する表示義務の対象物および通知対象物(667物質)を新規に採用する場合等には、リスクアセスメントを実施しなければならない。
 - ②事業者はリスクアセスメントの結果に基づく、事業場に合った労働者の危険または健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (2)有害物ばく露作業報告(法57の5、則95の6)
- 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは厚生労働省で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。
- 事業者は、労働者に健康障害を生じる恐れがある物で厚生労働大臣が定めるものを露する恐れがある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

参照先 厚生労働省 有害暴露作業報告について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07834.html

- (3)心理的な負担の程度を把握するための検査等(法66の10則52の9～52の21)
- ①労働者に対し、1年に1回定期的に、心理的な負担の程度を把握するための検査を実施、面接指導の実施(労働者数50人未満の事業場は、当面猶予)。

(4)受動喫煙の防止(法68の2、改正健康増進法)

[リストに戻る](#)

- ①事業者は、労働者の受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わないことをいう。)を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする(第68条の2)。
- 職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、事業者は、屋内における当該労働者の受動喫煙を防止するための措置について努力義務を課すものである(改正健康増進法、労安法68条の2;2019年7月)

参照先 厚生労働省 受動喫煙対策
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

喫煙専用室を設置している場合、施設の出入口に下記の必要な事項を記載した標識を掲示しなければならない。

- A.喫煙専用室が専ら喫煙を出来る場所である旨
- B.喫煙専用室への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- C.喫煙専用室が設置されている建物の出入口に喫煙専用室が設置されている旨

喫煙専用室は次の技術的基準に適合しなければならない。

- A.出入口において、室外から室内に流入する気流が0.2m/秒以上であること
- B.たばこの煙が室外に流出しないよう、壁、天井等で区画されていること。
- C.たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

参照先 厚生労働省 職場における受動喫煙防止のためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>

- ②国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする(第71条)。

6.地方条例(参照用)

[目次に戻る](#)

(22)家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法))

1. 公布日
初回公布日 平成10年6月5日
改正公布日 平成29年6月16日
施工日(最新のみ) 令和2年4月1日
出典: e-Govポータル <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC0000000097>

2. 目的
この法律は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

3. 適用可否の確認
【特定家庭用機器とは】(法第2条、令第1条)
● 特定家庭用機器とは、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械機器その他の機械機器であって、市町村等の廃棄物処理において再商品化が困難なもの、資源の有効利用を図る上で再資源化が特に必要なもの、その設計又は原材料の選択が再商品化の実施に影響を及ぼすもの、小売販売業者による円滑な収集が確保できるもののいずれにも該当するものとして政令で定められた、ユニット型エアコンディショナー、テレビ受信機(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機をいう。
● 特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器が廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物となったものをいう。

[リストに戻る](#)

《確認 1: 特定家庭用機器を販売していますか?》
◆ 該当する⇒4Aの順守が必要

《確認 2: 特定家庭用機器を製造又は輸入していますか?》
◆ 該当する⇒4Bの順守が必要

4. 順守内容
(1) 事業者の責務(法第6条)
事業者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用し特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制し、排出する場合には再商品化等が確実に実施されるよう適切な者に引渡し、料金の支払いに応じることにより再商品化等の措置に協力しなければならない。

(2) 製造事業者等の責務(法第4条)
特定家庭用機器の製造等を業として行う者は、特定家庭用機器の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実を図る等により特定家庭用機器廃棄物の発生を抑制するよう努めるとともに、その設計及びその部品又は原材料の選択を工夫すること等により特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に関する費用を低減するよう努めなければならない。

(3) 小売業の責務(法第5条)
特定家庭用機器の小売販売を業として行う者は、消費者が特定家庭用機器を長期間使用できるよう必要な情報を提供するとともに、消費者による特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を確保するため協力するように努めなければならない。

4A 特定家庭用機器小売業者

(1) 引取義務(法第9条)
小売業者は、自らが過去に販売した物や販売に際し同種の特定家庭用機器廃棄物の引き取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

[目次に戻る](#)

(2) 引渡義務(法第10条)

小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引取ったときは、自ら特定家庭用機器として再度使用する場合や再度使用又は販売する者に有償又は無償で譲渡する場合を除き、その特定家庭用機器廃棄物を引取るべき製造業者等に引渡さなければならない。

(3) 引取料金の公表(法第11条、第12条、第13条)

小売業者は、廃棄物を引渡すために行なう収集及び運搬に関し料金を請求することができる。その料金について、あらかじめ公表しなければならない。

(4) 特定家庭用機器廃棄物管理票の交付(法第43条、則第33条)

小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引取るときは、管理票に所定の事項を記載し、排出者に管理票野写しを交付しなければならない。

(5) 指導及び助言(法第15条)

主務大臣は、小売業者に対し、特定家庭用機器廃棄物の引取り又は引渡しの実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り又は引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(6) 勧告及び命令(法第16条)

主務大臣は、正当な理由がなくて特定家庭用機器廃棄物の引取り又は引渡しをしない小売業者があるときは、その小売業者に対し、その引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた小売業者が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、その小売業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4B 特定家庭用機器製造業者等

(1) 引取義務と指定引取場所の公表(法第17条、則第16条)

製造業者等は、自らが製造・輸入した特定家庭用機器廃棄物の引き取りを求められた場合には、正当な理由がある場合を除きこれを引き取らなければならない。また指定引取場所について所定事項を公表しなければならない。

[リストに戻る](#)

(2) 再商品化等実施義務(法第18条、第22条、令第3条)

製造業者等は、引き取った特定家庭用機器廃棄物について遅滞なく再商品化をしなければならない。再商品化を行う場合には、毎年ごとに政令で定める基準に従わなければならない。

(3) 再商品化等料金の公表(法第19条、法第20条、則第8条)

製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為に関し料金を請求することができる。その商品化に必要な料金の金額を予め時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙へ掲載、インターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならない。

(4) 指導及び助言(法第27条)

主務大臣は、製造業者等に対し、特定家庭用機器廃棄物の引取り又は特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り又は再商品化等に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(5) 勧告及び命令(法第28条)

主務大臣は、正当な理由がなくて特定家庭用機器廃棄物の引取り又は再商品化等に必要な行為をしない製造業者等があるときは、その製造業者等に対し、その引取り又は再商品化等に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた製造業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5. 留意事項

(1) 基本方針(法第3条)

主務大臣は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針を定めるものとする。

6. 地方条例(参照用)

[目次に戻る](#)

(23) 小型家電リサイクル法

(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)

1. 公布日
初回公布日 平成24年8月10日
改正公布日 令和元年7月1日
施工日(最新のみ) 令和元年7月1日
出典: e-Govポータル <https://laws.e-gov.go.jp/law/425M60001400003>

2. 目的
この法律は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されていることを鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

3. 適用要否の確認

- 【小型電子機器等とは】(法2条、令第1条)
- 小型電子機器等とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法に規定するものを除く)であって、当該電気機械器具が廃棄物となった場合においてその効率的な収集及び運搬が可能であると認められるもの及び当該電気機械器具が廃棄物となった場合におけるその再資源化が廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるものとしてのいずれにも該当するものとして政令で定められた、電話機やファクシミリ装置その他の優先通信機械器具、携帯電話端末やPHS端末にその他の無線通信機械器具、デジタルカメラやビデオカメラ及びDVDレコーダーその他の映像用機械器具、パーソナルコンピューターやプリンターその他の印刷装置等(一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具であるものに限るものとし、これらの付属品を含む)をいう。
 - 使用済小型電子機器等とは、小型電子機器等のうち、その使用を終了したものをいう。

[リストに戻る](#)

《確認 1: 再資源化認定事業者ですか?》

◆ 該当する⇒4Aの順守が必要

- 【再資源化認定事業者とは】(法第10条)
- 再資源化認定事業者とは、使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集運搬及び処分の事業を行おうとする者であって、主務省令で定めるところにより使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画の認定を受けた者をいう。

4. 順守内容 小型家電

- (1) 事業者の責務(法第7条)
- 事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、当法により認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引渡すよう努めなければならない。
- (2) 製造事業者等の責務(法第9条)
- 小型電子機器等の製造を業として行う者は、小型電子機器等の設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより使用済小型電子機器等の再資源化に要する費用を低減するとともに、使用済小型電子機器等の再資源化により得られた物を利用するよう努めなければならない。

[目次に戻る](#)

(3)小売業者の責務(法第8条)

小型電子機器等の小売販売を業として行う者は、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するために協力するよう努めなければならない。

4A 再資源化認定事業者

(1)再資源化事業計画の認定(法第10条、則第2条～第7条、第13条)

使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集運搬及び処分の事業を行おうとする者は、主務省令で定めるところにより使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

認定事業は、当該認定に係る再資源化事業を廃止したときは、その旨を速やかに主務大臣に届け出なければならない。

(2)使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務(法第12条、則第14条)

認定事業者は、再資源化事業計画における区域内の市町村から当該市町村が分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、主務政令が定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済小型電子機器等を引き取らなければならない。

(3)表示等(則第8条)

認定事業者は、毎年、その一年間における当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うときは、所定事項を当該運搬車の外から見やすいように表示するものとする。及び当該運搬車に所定事項を記載した書面又は電磁的記録を備え付けるものとする。

(4)報告(法第16条、則第15条)

認定事業者は、毎年、その一年間における当該認定に係る再資源化事業の実施の状況に関し所定事項を記載した報告書を主務大臣に提出しなければならない。

(5)指導及び助言(法第15条)

主務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る再資源化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

[リストに戻る](#)

5.留意事項

(1)基本方針(法第3条)

主務大臣は、使用済小型電子機器等の再資源化を総合的かつ計画的に推進するため、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を定めるものとする。

6.地方条例(参照用)

[目次に戻る](#)

(24) 自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)

1. 公布日
初回公布日 平成14年7月12日
改正公布日 令和7年6月1日
施工日(最新のみ) 令和7年6月1日
出典: e-Govポータル https://laws.e-gov.go.jp/law/414AC0000000087/20250601_504AC0000000068

2. 目的
この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生製品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

3. 適用要否の確認
【対象となる自動車とは】(法第2条、令第1条、特殊用途使用自動車を定める省令)
● 対象となる自動車は道路運送車両法第2条2項に規定する自動車のうち、被牽引車、及び同法第3条に規定する小型自動車や軽自動車であって二輪のもの、大型特殊自動車や小型特殊自動車、並びに政令で定める農業林業機械用自動車、カタピラやソリを有する自動車、競走用自動車、自衛隊装甲車輛、及び政令で定めるホイール式高所作業車、無人搬送車等を除いた自動車とされている。

《確認 1: 所有自動車を廃棄しますか?》
◆ 該当する⇒4Aの順守が必要

[リストに戻る](#)

4. 順守内容
(1) 自動車所有者の責務(法第5条)
自動車所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより自動車が使用済自動車となることを抑制すること、及び自動車の購入に当たっては再資源化実施に配慮して製造された自動車を選択すること、並びに自動車の修理に当たっては使用済自動車の再資源化によって得られたもの等やそれを使用するものを使用すること等により使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。
(2) 関連事業者の責務(法第4条)
関連事業者は、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理と資源の有効利用の確保を図るため再資源化に関する知識や能力の向上に努めなければならない。
(3) 自動車製造業者等の責務(法第3条)
自動車製造業者等は、自動車の設計及び部品や原材料の種類を工夫することにより、自動車が長期間使用されることを促進し、使用済自動車の再資源化等を容易にすること、再資源化等に要する費用を低減すること、及び再資源化の実施を適正かつ円滑に行うために関連事業者に対し自らが製造等をした自動車の構造と部品や原材料に関する情報を適切に提供することや再資源化の実施に協力するよう努めなければならない。

4A 自動車の所有者
(1) 使用済自動車の引渡義務(法第8条)
自動車の所有者は、自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に使用済自動車を引き渡さなければならない。
(2) 再資源化預託金等の預託義務(法第73条)
自動車の所有者は、自動車が最初の自動車登録ファイルへの登録を受けるまでに、自動車に係る再資源化等料金に相当する額に金銭を再資源化等預託金として資金管理法人に預託しなければならない。

5. 留意事項
6. 地方条例(参照用)

[目次に戻る](#)

(25) 海外環境負荷物質関連法 (RoHS, 欧州ELV, REACH規制他)

1. 公布日
初回公布日 - (海外法複数含む)
改正公布日 -
施工日(最新のみ) -
出典: e-Govポータル -

2. 目的
近年、世界的に環境負荷物質の禁止物質、監視物質が法制化され、自社製品に環境負荷物質が含有されていないことを厳しく管理する体制を整備することが求められています。ティラドでも購入品品質マニュアルの8. 環境負荷物質(SOC)管理の項目で具体的に要求しています。

3. 適用要否の確認

- 1) 弊社が要求するSOC調査依頼に対して期限内に対応していますか。
- 2) ティラド購入品品質管理マニュアルを入手し、順守していますか。
- 3) ティラド環境負荷物質管理基準を入手し、順守していますか。
- 4) 弊社に納入する全ての部品、材料、副資材に対して、品番、品名、購入先、製造元など明確にされていますか。

4. 順守内容
近年、世界的に環境負荷物質が法制化され、自社製品に環境負荷物質非含有である事を厳しく管理するよう求められています。
購入品品質管理マニュアル、環境負荷物質管理基準等に基づき、禁止物質の含有調査を実施するよう体制含め見直しをお願い致します。

[リストに戻る](#)

関連法規

- ・欧州POPS規則
- ・欧州REACH規則
- ・欧州RoHS指令
- ・欧州ELV指令
- ・化審法
- ・シップリサイクル条約
- ・欧州シップリサイクル条約
- ・POPS条約
- ・日本労働安全衛生法
- ・その他

[ティラド環境負荷物質管理基準](#)

ティラド購入品品質管理マニュアル(調達配信)

5. 留意事項

[目次に戻る](#)

3 備考

3.1 法令の形式

法律	憲法の定めに従い国会で制定される制文法をいう。広く法規一般をいうこともある。
施行令 規則	法律の施行手続きとか、法律の委任した事項等が主に規定される。その規定の形式が政令で定める場合を施行令、省令で定める場合を施行規則という。ただ、政令が施行規則である場合は、その下部の奨励には施行細則と付けられることがある。
法令	法律と命令を合わせていう。命令は政令・省令・府令をいう。
政令	法令の形式で、内閣によって制定される命令。
省令	法令の形式で、事務を分掌する行政機関である省の命令。
府令	法令の形式で、内閣府の命令
告示	公の機関がその決定した事項を、公式に知らせるための形式の名称省令の一段下位の命令を定める法形式のように扱われている場合もある。
通達	上級官庁から下級官庁または職員に対して行われる一種の行政処分の名称法令の解釈や適用の一般方針を内容とするものもあれば、個々の具体的な問題についての上級官庁の見解を示すために発せられるものもある。
条例	地方公共団体の議会の制定するもの。

法律の規制の種類

責務規定

法律の目的や基本理念の実現のために各主体の果たすべき役割を宣言的に規定するもの
責務規定だけの法律はISO14001では特定しなくても良いことになっている
これは順守評価で具体的に評価できるものがないため

[リストに戻る](#)

例
第3条 事業者の責務
事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

努力義務規定

「～するよう努めなければならない」などと規定され、努力義務に従わなくても刑事罰や過料等の法的制裁を受けない作為義務・不作為義務のことである。
但し行政の指導・勧告があり、従わない場合公表され、社会的地位が失墜することもある。

例
第5条 清潔の保持等
土地の所有者又は占有者は、その土地において他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められる物を発見したときは速やかにその旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。

作為義務規定

実施しなくてはならない義務。法的に罰せられる。

例
第12条 事業者の処理
事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には政令で定める基準に従わなければならない。

不作為義務規定

実施してはならない義務。法的に罰せられる。

例
第16条 投棄禁止
何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

[目次に戻る](#)

環境法体系イメージ
一例となります。



[リストに戻る](#)

3.2 法律の規制の種類
環境法とは

環境条例（都道府県、市町村条例）

地方自治体の行政事務に属するものと、地方自治法上規定される事項について、地方自治体の議会を経て制定される法形式。

条例は、自治事務に関し法律の範囲内で法令に違反しない範囲内において制定できる。調査にあたって注意したいのは「**上乗せ規制**」「**横出し規制**」である。

また、法律では「努力義務」でも条例では義務化されている場合がある
※廃棄物処理法の処理状況の確認など

上乗せ規制

国の法令に定められた基準に上乗せされて制定される条例、あるいは都道府県条例の基準に上乗せして制定される市区町村条例のことである。

横出し規制

環境法の分野で国の法令が規制対象としていない汚染原因物質や汚染源を、新たに地方公共団体が規制する条例のことである

[目次に戻る](#)

3-3:環境条例の調べ方

ステップ1. 生活環境保全条例を調べる

- 昔の公害防止条例が元になっている。(現在でも公害防止条例のままの自治体もある)
- 多くの自治体で公害防止条例を改正し、公害対策にその他環境政策を追加
- 公害規制では、大気・水質・騒音・振動について、ほぼ全ての都道府県に、国の法律対象施設以外の施設に対して届出・規制基準順守などを義務付け
- 地球温暖化対策、廃棄物対策、化学物質、自然環境などの規定もあることも

ステップ2. 温暖化対策条例を調べる

- 生活環境保全条例とは別に、大規模排出事業者への計画書提出制度などを規定

ステップ3. 廃棄物対策条例を調べる

- 排出事業者への処理委託先への実地確認義務など、独自規制が多い

例

東京都環境確保条例 改正
新建築物への規制強化

新築2000㎡以上
太陽光発電の設置義務、ZEV充電設備の基準新設、断熱・省エネ性能の基準を
国基準以上へ(マンションなどの住宅含む)

改正東京都化学物質適正管理指針

主な改正内容

- ①事業者が所在する地域のハザードマップを参照し、被害想定を確認する。
- ②事業所内への浸水防止や化学物質の流出防止について対策などを実施するとともに浸水、土砂流入、強風などの負荷に耐える設備の整備に努める。
- ③タンク・容器に内容物である化学物質の名称及び有害性を表示する。
- ④平時水害などの発災直前・直後の対応を時系列に沿って整理した防災行動計画を整備する

[リストに戻る](#)